



神奈川県

神奈川県立特別支援学校
幼稚部・小学部・中学部

教育課程編成の手引き

平成 31 年 3 月

神奈川県教育委員会特別支援教育課

はじめに

平成 29 年 4 月 28 日、特別支援学校幼稚部教育要領及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（以下「新学習指導要領」という）の全部を改正する告示が公示されました。

今回の改訂は、平成 28 年 12 月 21 日の中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（以下「中央教育審議会答申」という）を踏まえ、特別支援学校の幼稚部並びに特別支援学校の小学部及び中学部の教育課程の新しい基準として示されています。

中央教育審議会答申においては、学校と社会が“よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、学習指導要領等が学校、家庭、地域の関係者が幅広く共有し活用できる「学びの地図」としての役割を果たすために、枠組みの改善や各学校において教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」の実現を目指すことなどが求められました。

今回の改訂では、各学校で教育課程の編成及び実施をする際に、教職員全員が共有して取り組むことができるように、総則の章立てがカリキュラム・マネジメントの流れに沿って改善されています。教育課程は各学校の教職員全員で作る教育計画です。各学校において、学習指導要領を踏まえ、各学校の特色を生かして創意工夫を生かした教育課程を編成することが求められています。

この手引きは、県立特別支援学校の全教職員が学習指導要領及び学習指導要領解説を読み、教育課程の編成及び実施に積極的に関わることができるようになることを願い作成しています。各学校において、この手引きを有効に活用し、家庭や地域社会と協力して、教育活動の更なる充実を図るようお願いします。

最後に本冊子の作成にあたられた研究会委員の皆様に、心より感謝の意を表します。

平成 31 年 3 月

神奈川県教育員会教育局支援部特別支援教育課長 柏木 雅彦

目次

はじめに

目次

本冊子の表記について

総則編

総則編について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

前文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

幼稚部教育要領

第1章 総則

第1 幼稚部における教育の基本・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第2 幼稚部における教育の目標・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第3 幼稚部における教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまで
に育ってほしい姿」・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第4 教育課程の役割と編成等・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

第5 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価・・・・・・・・ 14

第6 特に留意する事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第7 幼稚部に係る学校運営上の留意事項・・・・・・・・ 17

第8 教育課程に係る教育時間終了後に行う教育活動など 18

小学部・中学部学習指導要領

第1章 総則

第1節 教育目標・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

第2節 小学部及び中学部における教育の基本と教育課程の役割 20

第3節 教育課程の編成・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

第4節 教育課程の実施と学習評価・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

第5節 児童又は生徒の調和的な発達の支援・・・・・・・・ 36

第6節 学校運営上の留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

第7節 道徳教育推進上の配慮事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

第8節 重複障害者に関する教育課程の取扱い・・・・・・・・ 42

第3章 特別の教科道徳・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

第4章 外国語活動・・・・・・・・・・・・・・・・ 46

第5章 総合的な学習・・・・・・・・・・・・・・・・ 48

第6章 特別活動・・・・・・・・・・・・・・・・ 50

各教科等編

知的障害のある児童・生徒に対する教育を行う特別支援学校の教育課程 55

各教科等編について・・・・・・・・・・・・・・・・ 56

準ずる教育・・・・・・・・・・・・・・・・ 58

生活科・・・・・・・・・・・・・・・・ 62

国語科・・・・・・・・・・・・・・・・ 64

算数科/数学科・・・・・・・・・・・・・・・・ 66

音楽科	68
図画工作/美術科	70
体育科/保健体育科	72
社会科	74
理科	76
職業・家庭科	78
外国語活動/外国語	80
国語科（視・聴・肢・病）	82

自立活動編

自立活動編について	87
障害の捉え方と自立活動	88
合理的配慮と自立活動のかかわり	90
改訂の要点	92
自立活動の指導の基本	94
自立活動の内容	
1 健康の保持	96
2 心理的な安定	98
3 人間関係の形成	100
4 環境の把握	102
5 身体の動き	104
6 コミュニケーション	106
専門職の役割	108
自立活動の内容（例示の一覧）	109
実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの例示（障害種別）	110

おわりに

平成 30 年度特別支援学校教育課程研究会 委員名簿

コラム

◆ 自立と社会参加に向けたキャリア教育の充実	11
◆ 個別の支援計画と個別の教育支援計画	16
◆ スクールクラスターとは	17
◆ 「準ずる」とは？	19
◆ 「教育課程編成の主体は」？	20
◆ 「教科等横断的な視点とは」？	27
◆ 特別活動のうち年間の総授業数に含まれないもの	30
◆ 年間の総授業時数	30
◆ 指導計画と個別教育計画	31
◆ 円滑な接続をするための支援シートの活用	32
◆ 「個別の指導計画」と「個別教育計画」	35

◆ 「学齡経過者」とは？	37
◆ 学校評価とコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）	38
◆ 「重複障害者」とは？	43
◆ 「障害の状態により特に必要がある場合」とは？	43
◆ 「訪問教育」とは？	43
◆ なぜ、外国語活動を新設？	46
◆ 外国語活動、小学校と特別支援学校の違いは？	46
◆ 外国語活動の指導の対象は？	46
◆ 「話す・聞く」？「聞く・話す」？	47

参 考

◆ 平成 28 年 12 月 21 日 中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」	5
◆ 学校教育法	9
◆ 育成を目指す資質・能力の三つの柱	25
◆ 教育課程の編成や改善の取り組む際の手順（例）	26
◆ 「特別の教科 道徳」の目標	44
◆ 「特別の教科 道徳」として扱う項目	45
◆ 小・中学校学習指導要領「総合的な学習の時間」	48
◆ 小・中学校学習指導要領「特別活動」	50

◆ 本冊子の表記について ◆

本冊子では、以下のように表記しています。

- ・ 特別支援学校幼稚部教育要領 ⇒教育要領
- ・ 特別支援学校幼稚部教育要領 小学部・中学部学習指導要領 ⇒学習指導要領
- ・ 特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編（幼稚部・小学部・中学部）
⇒解説総則編
- ・ 特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 各教科等編（小学部・中学部）
⇒解説各教科等編
- ・ 特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 自立活動編（幼稚部・小学部・中学部）
⇒解説自立活動編

総則編

総則編について

見出し

教育要領及び学習指導要領における掲載ページについて

第2 幼稚部における教育の目標 教育要領 P15

幼稚部では、家庭との連携を図りながら、幼児期の障害の状態や特性及び発達を考慮し、幼稚部における教育の基本に基づいて展開される学校生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう次の目標の達成に努めなければならない。

- 1 学校教育法第23条に規定する幼稚園教育の目標
- 2 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な態度や習慣などを育て、心身の調和的発達の基盤を培うようにすること

教育要領及び学習指導要領本文

Pickup!

このページの要点について

- 特別支援学校幼稚部の教育は、
- 特別支援学校の目的(①準ずる教育、②障害による困難の克服と自立)を実現する
 - 幼児期の障害の状態や特性及び発達の状態を十分配慮する
- 1 幼稚園の目標と同一の目標の達成に努めなければならない
 - 2 幼稚園の教育には設けられていない特別の指導領域である自立活動が必要であると同時に、それが特に重要な意義を持つ

【解説総則編】
→P54～P58

【関連法令等】
→学校教育法
第23条
第72条

関連する解説のページや法令等について

コラム

【参考】学校教育法
第23条 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、豊かな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを旨とする。

幼稚園の教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するものとする。

- 一 豊かな生活の中で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達の基盤を培うこと。
- 二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び共同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい知識と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養う。
- 五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

関連する事柄について、参考資料や神奈川県取組等について

- 教育は、教育基本法第1条に定めるとおり、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期すという目的のもと、同法第2条に掲げる目標を達成するよう行われなければならない。
- よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしなが、社会との連携・協働により実現を図っていくことが重要。
- 特別支援学校幼稚部教育要領（学習指導要領）とは、こうした理念の実現に向けて必要となる教育課程の基準を大綱的に定めるもの。

Pickup!

学習指導要領改訂の経緯

- グローバル化の進展や技術革新等により、社会構造や雇用環境が大きく急速に変化しており、予測困難な時代となってきています。
- 人工知能がいかに進歩しようとも、思考の目的を与えたり、目的のよさ・正しさ・美しさを判断したりできるのは人間です。
- 変化に積極的に向き合う、他者と協働して解決する、新たな価値につなげる、変化の中で目的を再構築することが求められています。
- 「社会に開かれた教育課程」の重点
 - ① よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る。
 - ② 資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいく
 - ③ 地域の人的・物的資源を活用、社会教育との連携
- 「カリキュラム・マネジメント」とは
学習指導要領等を受け止めつつ、子供たちの姿や地域の実情等を踏まえて、各学校が設定する学校教育目標を実現するために、学習指導要領等に基づき教育課程を編成し、それを実施・評価し改善していくこと
- 教育的ニーズに対応した指導や支援を通して、自立と社会参加に向けて育成を目指す資質・能力を身に付けていくことを観点に、教育課程の基準の改善を図る。

【解説総則編】

→ P2～22

→【障害者の権利に関する条約】

→【教育基本法】
第1条、2条

→【平成28年12月 中央教育審議会答申】

→【平成24年7月 中央教育審議会答申「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」】

参 考

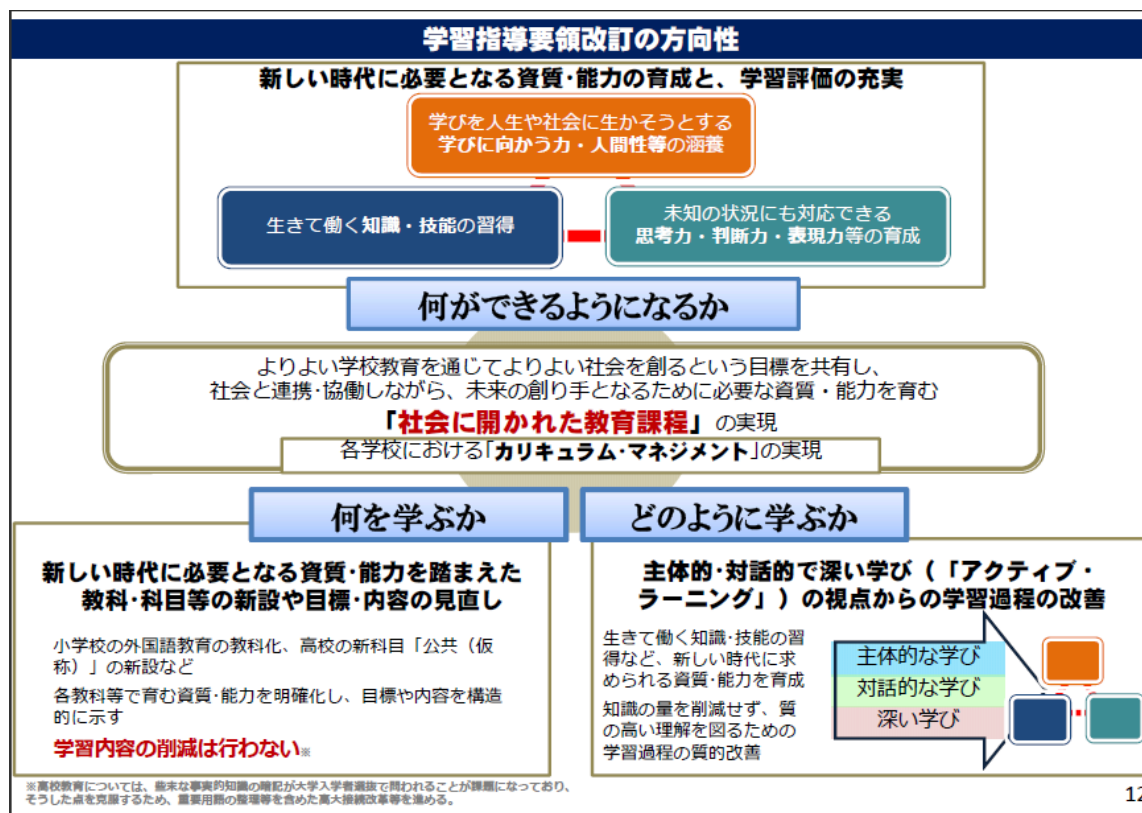
【平成 28 年 12 月 21 日 中央教育審議会「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）（中教審第 197 号）」より】

◆「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、改善すべき 6 つの枠組

- ① 「何ができるようになるか」（育成を目指す資質・能力）
- ② 「何を学ぶか」（教科等を学ぶ意義と、教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成）
- ③ 「どのように学ぶか」（各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実）
- ④ 「子供一人一人の発達をどのように支援するか」（子供の発達を踏まえた指導）
- ⑤ 「何が身に付いたか」（学習評価の充実）
- ⑥ 「実施するために何が必要か」（学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策）

◆特別支援教育で対応すべき事柄

- ① インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進
- ② 障害の重度・重複化，多様化
- ③ 社会の急速な変化と卒業後を見据えた教育課程の在り方



（平成 29 年度 小・中学校新教育課程説明会（中央説明会）における文部科学省説明資料より）

- 1 人格形成の基礎を培うこと
- 2 環境を通して行う教育
- 3 幼稚園における教育の基本に関連して重視する事項
- 4 計画的な環境の構成
- 5 教師の役割

Pickup!

- 1 幼児期の教育の役割・・・生涯にわたる人格形成の基礎を培うこと
- 2 幼稚園の教育の基本・・・「環境を通して行う教育」
 - (1) 環境を通して行う教育の意義・・・環境との関わり方や意味に気付き、これを取り込もうとして、試行錯誤したり、考えたりするようになること
 - (2) 幼児の主体性と教師の意図・・・活動の主体を幼児とし、活動が生まれやすく展開しやすいように意図をもって環境を構成する
 - (3) 環境を通じて行う教育の特質
幼児の主体性を重視 教師と幼児との関わり 教師自身も環境の一部であること
- 3 幼児期に特に重視しなければならない三つの項目
 - (1) 幼児期にふさわしい生活の展開
 - ① 教師との信頼関係・・・受け入れられ見守られている安心感が自立へ向かうことを支える
 - ② 直接的で具体的な体験・・・発達する上での豊かな栄養 充実感や満足感が興味夜間心を更に高める
 - ③ 友達との関わり・・・自分以外の幼児の存在への気付き
自己の存在感の確認 自己と他者の違い 他者への思いやり 集団への参加意識 自律性
 - (2) あそびを通しての総合的な指導
 - ① 幼児期における遊び・・・周囲の環境に様々な意味を発見し、様々な関わり方を発見すること
 - ② 幼児の発達の特性・・・諸能力は、個別に発達するのではなく、相互に関連し合い、総合的に発達する
言語で表現する力の獲得 社会性 道徳性 運動能力 想像力

【解説総則編】
→P36～P53

【学校教育法】
第72条

【解説総則編】
→P49 5 教師
の役割

→P60 (2) 自立
心

→P61 (3) 共同
性

→P68 (9) 言葉
による伝え合い

→P62 (4) 道徳
性

→P69 (10) 豊か

- (3) 一人一人の発達の特성에 応じた指導
- ① 一人一人の発達の特性・・・その幼児らしい見方、考え方、感じ方、関わり方のこと
 - ② 一人一人に 応じることの意味・・・周囲の環境を どう受け止めているかを理解し、真に求めていることに即して必要な経験が得られるように援助すること
 - ③ 障害の状況に 応じた指導・・・発達の程度と、要因を明らかにし、見通しをもった計画を立てた指導のこと
 - ④ 教師の基本姿勢・・・幼児の行動に温かい関心を寄せる 心の動きに 応答する 共に考える 教師自身の心の安定を図る

4 計画的な環境の構成

- ① 主体的に活動する環境を構成することとは・・・幼児の環境の受け止め方や環境への関わり方、興味や関心の在り方や方向、1日の生活の送り方を理解し、必要な経験を考え、事物、生き物、他者（友達や教師など）の環境を適切に構成すること
- ② 活動が精選されるような環境の構成とは・・・本当にやりたいと思い、専念できる活動を見つけて、その中で体験が豊かに得られるよう環境を構成すること

5 教師の役割

- ① 幼児の主体的な活動と教師の役割・・・幼児の支援者であると同時に、自らも重要な環境の一つである
 - ② 集団生活と教師の役割・・・一人一人の想いや活動をつなぐよう環境を調整し、集団の中で個人のよさが生かされるように、幼児同士が関わり合うことのできる環境を構成する
 - ③ 教師間の協力体制・・・個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づき、一人一人のねらいを共通理解し、指導や関わり方に一貫性をもたせたり、役割を持たせたりする
 - ④ 保護者に対する支援・・・保護者の思いを受け止め、精神的な援助や療育に対する支援を行う
- ・ 障害特性の理解 将来の見通しについての過度な不安の解消 療育の負担軽減 幼児との関わり方の支援 個別の支援計画の作成及び活用 医療や福祉等の関係諸機関との連携

【関連項目】
第6節の2の
(3)環境の構成
(4)活動の展開
と教師の援助
→P93

【関連項目】
第6節3の(7)
教師の役割
同(8)学校全体の
教師による協
力体制
→P103～P106

幼稚園では、家庭との連携を図りながら、幼児期の障害の状態や特性及び発達を考慮し、幼稚園における教育の基本に基づいて展開される学校生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう次の目標の達成に努めなければならない。

- 1 学校教育法第 23 条に規定する幼稚園教育の目標
- 2 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な態度や習慣などを育て、心身の調和的発達の基盤を培うようにすること

Pickup!

特別支援学校幼稚園の教育は、

- 特別支援学校の目的（①準ずる教育、②障害による困難の克服と自立）を実現する
- 幼児期の障害の状態や特性及び発達の状態を十分配慮する
 - 1 幼稚園の目標と同一の目標の達成に努めなければならない
 - 2 幼稚園の教育には設けられていない特別の指導領域である自立活動が必要であると同時に、それが特に重要な意義を持つ

【解説総則編】
→P54～P58

【学校教育法】
第 23 条
第 72 条

参 考

学校教育法

第 22 条 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

第 23 条 幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達をはかること。
- 二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び共同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい知識と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養う。
- 五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

1 育みたい資質・能力

- (1) 豊かな体験を通じて、感じたり、気づいたり、分かたり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」
- (2) 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」
- (3) 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」

2 資質・能力は第2章に示すねらい及び内容に基づく活動全体によって育む

3 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

Pickup!

- 1 小学部又は小学校以降の発達を見通しながら、生きる力の基礎を育みます。(1)～(3)
- 2 幼児期は、様々な能力が相互に関連し合い総合的に発達するため、遊びを通した総合的な指導の中で一体的に育みます。
- 3 幼児との信頼関係を基盤に、(1)～(10)について、それぞれの時期にふさわしい指導を積み重ね、小学部又は小学校教育への円滑な接続を図ります。
 - (1) 健康な心と体・・・安全に関する指導を日常的に行う。主体的に活動できる環境をつくり、必要な体験が得られるようにする。
 - (2) 自立心・・・幼児が自分で考え行動できるように、必要なことを分かりやすく提示する。ゆとりをもった生活の流れに配慮する。一人一人のよさを学級の中で認め合える機会をつくる。
 - (3) 協同性・・・幼児同士で試行錯誤しながら目的の実現に向かう過程を丁寧に捉える。相手のよさに気付いたり、協同して活動することの大切さを学んだりできるよう適切に援助する。
 - (4) 道徳性・規範意識の芽生え・・・遊びや生活の中で、幼児同士の気持ちのぶつかり合いや楽しく遊びたいのにうまくいかないといった場面を捉えて適切に援助する。
 - (5) 社会生活との関わり・・・絵本や新聞・地域の掲示板等から得た情報を見やすく教室に設定し情報との出会いをつくる。情報を集める方法や集めた情報の活用の仕方、周囲に伝える方法などに体験的に気付かせる。

【解説総則編】

→P57～58

→P58～69

【関連領域】

(1)健康

(2)～(5)
人間関係

- (6) 思考力の芽生え・・・幼児の好奇心や探究心を引き出す状況をつくる。
 幼児の考えを受け止め、更なる考えを引き出す。物事をいろいろな面から考えることのよさを感じさせる。
- (7) 自然との関わり・生命尊重・・・幼児の体験を豊かにする環境をつくる。
 幼児が体験を通して考えたことを言葉などで表現し、自然との関わりが深まるようにする。
- (8) 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚・・・数量や文字などに親しめる環境を整え、関心が持てるよう丁寧に援助する。
- (9) 言葉による伝え合い・・・幼児同士の話が伝わり合うように援助する。
 絵本や物語の世界の豊かな言葉や表現に触れたり、教師自身が豊かな表現を伝えたりすることで、様々な言葉に出会う機会をつくる。
- (10) 豊かな感性と表現・・・幼児が様々な表現する楽しさを大切にする。
 素材や用具に触れながらイメージやアイデアが生まれるように環境を整える。幼児同士で表現を工夫したり新たな表現を考えたりする姿を十分に認め、更なる意欲につなげる。
- (1)～(10)は、幼稚部修了時までには育ってほしい具体的な姿であり、到達目標ではない。各項目を個別に取り出して指導するものでもない。

(6)～(8)環境

(9)言葉

(10)表現

コラム

◆ 自立と社会参加に向けたキャリア教育の充実

幼児期は、遊びや生活の中で様々な体験を通して「見方・考え方」が広がったり、深まったりして豊かで確かなものとなっていきます。この「見方・考え方」は小学部以降の「見方・考え方」の基礎となるものです。「高等部を卒業する段階で身に付けておくべき力は何か」という観点を共有しながら、幼稚部、小学部、中学部段階からキャリア教育の充実を図ることが大切です。

- 1 教育課程の役割
- 2 各学校における教育の目標と教育課程の編成
- 3 教育課程編成上の基本事項
- 4 教育課程編成上の留意事項
- 5 小学部又は小学校教育との接続に当たっての留意事項
- 6 全体的な計画の作成

Pickup!

1 教育課程の役割

(1) 教育課程に関わる法令等

法令並びに幼稚園教育要領に従い、幼稚園教育要領に準じて教育課程を編成します。

(2) 適切な教育課程の編成

(ア)～(エ)を踏まえ、全教職員の協力の下、教育課程を編成します。

(ア) 幼児の障害の状態や特性及び発達の程度等 (イ) 幼稚園の実態

(ウ) 地域の実態 (エ) 創意工夫を生かすこと

(3) カリキュラム・マネジメントの実施

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた教育課程の編成」

「教育課程の実施状況の評価と改善」「人的・物的な体制の確保と改善」を通して、組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図る(カリキュラム・マネジメント)。

2 教育目標と教育課程の編成

- 各教科の特性に応じた教育目標を明確にし、教育課程を編成します。
- 教育課程編成の方針を家庭や地域、関係機関等と共有します。

3 教育課程編成上の基本事項

(1) 教育課程の編成

具体的なねらいと内容を組織。

- 時期や発達の課程を考慮し、具体的なねらいと内容を設定します。
幼児期の特性を踏まえ、入学から修了まで、長期的な視野をもち、充実した生活が展開できるようにします。
- 実施状況を評価し、教育課程を絶えず改善する。

【解説総則編】

1 → P70～73

2 → P73

3 → P74～78

4 → P79～82

5 → P82～85

6 → P85～86

【教育基本法】

第10条

【学校教育法】

第77条

【学校教育法施行規則】第129条

【教育要領】

第1章総則第1

第2章

【解説総則編】

P94～95

P125～126

P129～130

【幼稚園教育要領解説】

第2章 第2節の1(10)

内容の取扱い(6)

- (2) 年間の標準教育週数…39 週
- (3) 1 日の標準教育時間…4 時間

4 教育課程編成上の留意事項

- (1) 入学から修了までの生活
発達過程を捉え、それぞれの時期にふさわしい活動を展開する。
- (2) 入学当初の配慮
入学当初（特に、3 歳児の入学）は、家庭と連携し、生活リズムや安全面に配慮する。満 3 歳児については、学年の途中から入学することに配慮する。
- (3) 安全上の配慮
校庭や校舎など、環境の配慮や指導を工夫する。

5 小学部又は小学校教育との接続に当たっての留意事項

- (1) 小学部又は小学校以降の生活や学習の基盤の育成
小学部又は小学校以降の生活や学習につながることに配慮し、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培う。
- (2) 小学部又は小学校教育との接続
小学部又は小学校の教師と連携を図り、円滑な接続を図る。

6 全体的な計画の作成

- 教育課程、学校保健計画、学校安全計画等を関連させ、一体的に教育活動が展開できるようにする。

- 1 指導計画の考え方
- 2 指導計画の作成上の基本的事項
- 3 指導計画の作成上の留意事項
- 4 幼児理解に基づいた評価の実施

Pickup!

1 指導計画の考え方

(1) 幼児の主体性と指導の計画性

「発達の見通し、活動の予想に基づいた環境の構成」「一人ひとりの発達を見通した援助」を踏まえ、自ら環境と関わり、発達に必要な体験を重ねられるよう、計画的に指導する。

(2) 教育課程と指導計画

指導計画…教育課程に基づき作成する。(一般に年間指導計画等、週の指導計画(週案)、日の指導計画(日案)等)。

(3) 指導計画と具体的な指導

具体的な指導…幼児の生活に応じて柔軟に行う。

(4) 個別の指導計画に基づいて行われた活動の状況や結果を適切に評価

し、指導の改善に努めること

個別の指導計画…適宜評価し、指導内容や方法を改善する。

2 指導計画作成上の基本事項

(1) 発達の理解

教師が幼児と生活を共にしながら、理解し、具体的な計画を作成する。

(2) 具体的なねらいや内容の設定

生活に即して具体的なねらいや内容を設定する。

(3) 環境の構成

幼児の気付きや発想、つくり出した場や物の見立て、工夫により、環境を再構成、教材を工夫する。

(4) 活動の展開と教師の援助

望ましい方向に向かって自ら活動を展開できるよう援助する。

(5) 評価を生かした指導計画の改善

実践を通して評価し、教育課程との関係に留意しながら、改善する。

【解説総則編】

1→P87～90

2→P90～95

3→P95～106

4→P106～108

【学校教育法施行規則】

第24条第2項

【教育要領】

第1章総則第1の3

【解説自立活動編】

P103

【解説総則編】

P87

3 指導計画作成上の留意点

(1) 長期の指導計画と短期の指導計画

年間指導計画…時期にふさわしい生活を展開できるように作成する。
短期の指導計画（週案、日案等）…年間指導計画等を基に具体的に作成する。

(2) 体験の多様性と関連性

多様な体験を重ね、関連をもたせる。

(3) 言語活動の充実

生活全体を通して言語に触れ、獲得できる環境を整える。言葉を自ら用い深めていくよう、言語活動を充実させる。

(4) 見通しや振り返りの工夫

活動への期待や意欲をもてるよう、遊びや生活の中で見通しをもったり、振り返ったりするよう工夫する。

(5) 行事の指導

- ・教育的価値を十分に検討する。
- ・年間指導計画を念頭に、必要な体験が得られるようにする。
- ・期待感をもち、主体的に取り組めるようにする。
- ・過度の負担とならない。

(6) 情報機器の活用

安易に情報機器を使用せず、直接的な体験との関連を念頭に置く。

(7) 教師の役割

教師は理解者、共同作業者等、様々な役割を果たす。

(8) 学校全体の教師による協力体制

教職員全員の協力体制を図り、個に応じて適切に援助する。

4 評価の実施

(1) 評価の実施

個々の可能性や伸びを把握し、指導を改善する。他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評定ではないことに留意する。

(2) 評価の妥当性や信頼性の確保

妥当性や信頼性が高められるよう創意工夫する。組織的、計画的な取組を推進し、次年度又は小学部、小学校等に適切に引き継がれるよう、情報の共有化を工夫する。

- 1 障害のある幼児の指導
- 2 複数の種類の障害を併せ有する幼児の指導
- 3 個別の教育支援計画の作成と他機関等との連携
- 4 障害種別ごとに留意する事項
- 5 海外から帰国した幼児等の幼稚部における生活への適応

Pickup!

- 1 障害の重度・重複化、多様化が見られる幼児に適切な指導を行うため、具体的な指導内容の設定を工夫する。
- 2 調和のとれた全人的な発達を促す。
- 3 個別の教育支援計画は乳幼児期から学校卒業後まで長期的な視点にたち一貫した指導を行う目的で作成する。
- 4 障害の種類や状態及び特性等に応じた留意事項
 - ・ 視覚障害：聴覚、触覚等を活用して状況を把握できるよう配慮。
 - ・ 聴覚障害：視覚的な情報を利用して言葉の習得と概念の形成を図る指導を進める。
 - ・ 知的障害：環境設定を工夫し、見通しをもって活動に取り組めるよう配慮する。
 - ・ 肢体不自由：進んで身体を動かし、集団参加できるよう配慮。
 - ・ 病弱：病状に考慮し、負担過重にならないよう配慮する。
- 5 文化的な背景に関心をもち、幼児が安心して自己を発揮できるよう組織的かつ計画的に指導を行う。

【解説総則編】

→P109～P120

【幼稚部教育要領】

P25～P28 第2章

【国際生活機能分類
(ICF)】

【解説総則編】

P89 第2編第2章
第6節の1の(4)

P137 第3章第3節
の3

コラム

◆ 個別の支援計画と個別の教育支援計画

平成15年度から実施された障害者基本計画において、教育、医療、福祉、労働等が連携協力を図り、障害のある子供の生涯にわたる継続的な支援体制を整え、子供の望ましい成長を促すため、個別の支援計画を活用するよう示されました。この個別の支援計画のうち、幼児児童生徒に対して、教育機関が中心となって作成するものを、「個別の教育支援計画」といいます。

- 1 教育課程の改善と学校評価等
- 2 家庭や地域社会との連続性
- 3 学校医との連携
- 4 学校間の交流や交流及び共同学習
- 5 特別支援教育のセンター的機能

Pickup!

- 1 校長の責任において、全職員の協力の下、教育課程や指導の改善を図る。
 - ・ 学校評価は、カリキュラム・マネジメントと関連づけて実施。
- 2 家庭や地域社会の生活経験と地域の資源を積極的に活用し、豊かな生活体験を得られるよう工夫する。
 - ・ 自然体験や幅広い世代の人と交流する経験を積極的に設ける。
 - ・ 保護者の幼児期の教育に関する理解が深まるよう家庭との連携を十分に図る。
- 3 学校医や専門医等と連絡を密にとり、健康及び安全に留意する。
- 4 地域の人々や障害のない幼児児童生徒との組織的・計画的な交流及び協働学習を進め、相互理解を図る。
 - ・ 小学部又は小学校の児童と交流及び共同学習を積極的に進め、円滑な接続を図る。
- 5 校内体制を整備し、組織的に取り組む。
 - ・ 域内の教育資源の組み合わせ（スクールクラスター）の中で特別支援教育コーディネーターとしての機能を発揮する。

コラム

◆ スクールクラスターとは、域内の教育資源の組合せ

支援地域内の教育資源（幼、小、中、高、特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室）それぞれの単体だけでは、そこに住んでいる子ども一人一人の教育的ニーズに応えることは困難です。こうした域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）により域内のすべての子ども一人一人の教育的ニーズに応え、各地域におけるインクルーシブ教育システムを構築することが考えられます。その際、交流及び共同学習の推進や特別支援学校のセンター的機能の活用が効果的です。また、特別支援学校は、都道府県教育委員会に、小・中学校は市町村教育委員会に設置義務があることから、両者の連携の円滑化を図るための仕組みを検討していく必要があります。

【解説総則編】

→P121～128

1 → 【学校教育法】
42条、43条

【学校教育法施行規則】66条、67条
68条

【解説総則編】

P122

2 → 【教育要領】

P18 第1章総則第
4の1

→【幼稚園における
学校評価ガイドライン〔平成23年改訂〕】

4 → 【障害者基本法】第16条第3項

5 → 【学校教育法】
第74条

→【中教審答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」

（平成17年12月）】

【教育要領】第1章
第5の1

各学校は、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動について、学校教育法に規定する目的並びにこの章の第1に示す幼稚部における教育の基本及び第2に示す幼稚部における教育の目標を踏まえ、全体的な計画を作成して実施するものとする。その際、幼児の心身の負担に配慮したり、家庭との緊密な連携を図ることに留意したりし、適切な責任体制と指導体制を整備した上で行うようにするものとする。また、幼稚部における教育の目標の達成に資するため、幼児の生活全体が豊かなものとなるよう家庭や地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする

Pickup!

- 幼稚部における教育の基本や教育の目標を踏まえた一貫性のある活動とする
- 実施にあたっては、次の点に配慮する
 - ① 幼児の心身の負担が少なく、無理なく過ごせるよう工夫する
 - ② 教育課程に係る教育時間中における活動を考慮して教育活動を工夫する
 - ③ 保護者と情報交換するなど家庭と緊密な連携を図る

【解説総則編】

→P129～130

第1節 教育目標

小学部及び中学部における教育については、学校教育法第72条に定める目的を実現するために、児童及び生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮して、次に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 1 小学部においては、学校教育法第30条第1項に規定する小学校教育の目標
- 2 中学部においては、学校教育法第46条に規定する中学校教育の目標
- 3 小学部及び中学部を通じ、児童及び生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うこと。

Pickup!

特別支援学校小学部及び中学部の教育は、

- 特別支援学校の目的＝①「準ずる教育」、②「障害による困難の克服と自立」を実現する
- 児童及び生徒の障害の状態及び特性等を十分考慮する
 - 1 小学校・中学校教育の目標と“同一の目標の達成”に努めなければならない（第1・2項）
- 小学校又は中学校における教育には設けられていない特別の指導領域である自立活動が必要であると同時に、それが特に重要な意義をもつ（第3項）

【解説総則編】

→ P 166～168

【学校教育法】

第72条

第30条2項

第46条

第21条

コラム

◆ 「準ずる」とは？

学校教育法第72条において、「特別支援学校は、……準ずる教育を施す」と定めています。「準ずる」とは、「同じということ」という意味です。

また、「準拠」「準用」という言葉もあり、意味は次の通りで、これらは適切に使い分ける必要があります。

「準ずる」：基本的には同じ取り扱いをすること

「準 拠」：則るべき規定や基準を指示して主要な内容の部分をそのまま用いること

「準 用」：法令等の規定に適切な修正を行って適用（法令の規定を他の類似の事項にそのまま用いる）こと

- 1 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、児童又は生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等並びに学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。

Pickup!

○ 教育課程の編成の主体

- 学校の教育課程は、校長が責任者となり、全教職員の協力の下に編成する
- 家庭や地域社会との連携、学校として統一と一貫性のある編成を行うよう努める

○ 教育課程の編成の原則

- 教育基本法、学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、学習指導要領に従うこと
- 障害の状況や特性及び心身発達段階を把握し反映させる
- 学校の人的、物的な体制の実態を客観的に把握、分析する
- 地域の教育資源や学習環境の実態を考慮し、教育活動を計画し、地域社会との連携を密にする

【解説総則編】

→P169～174

【教育基本法】

第2、14、15条

【学校教育法】

第21、30、46、37条第4項

【学校教育法施行規則】

第129条

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】

【解説総則編】

→P194、P275

コラム

◆ 「教育課程編成の主体は」？

神奈川県立の特別支援学校の管理運営に関する規則の第6条に、「教育課程は…校長が編成する。」と定められています。しかし、実際の編成においては、各教職員が、それぞれの分担に応じて十分に研究を重ねるとともに、学部・部門を超えた連携を行いながら、校長の責任において編成することとなります。また、複数の教育部門を併置している学校においては、「学校全体をとおして一つの教育課程」となるよう、共通理解を図ることが重要です。校長は、学校全体の責任者として、編成した教育課程を報告します。

2 学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、第4節の1に示す主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、次の(1)から(4)までに掲げる事項の実現を図り、児童又は生徒に生きる力を育むことを目指すものとする。

Pickup!

○ 生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開

- (1) 確かな学力
- (2) 豊かな心
- (3) 健やかな体
- (4) 自立活動の指導

【解説総則編】

→P174～189

(1) 確かな学力

基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めること。その際、児童又は生徒の発達の段階を考慮して、児童又は生徒の言語活動など、学習の基盤をつくる活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童又は生徒の学習習慣が確立するよう配慮すること。

Pickup!

基礎的・基本的な知識及び技能を習得
思考力、判断力、表現力等の育成
主体的に学習に取り組む態度の涵養

重要となる学習活動等

多様性や協働性の重視 学習の基盤となる資質・能力の育成
言語活動の充実 個に応じた指導の充実 家庭学習の習慣の確立

(1)→P205 学習の
基盤となる資質・
能力の育成

→P255 言語活動
の充実

→P242 個に応じ
た指導の充実



(2) 豊かな心

道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること。

Pickup!

- ① 道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通じた豊かな心や創造性の涵養
- ② 道徳教育と、特別の教科である道徳（以下「道徳科」）の関連
- ③ 道徳教育の目標である、教育の根本精神と、よりよく生きるための基盤となる道徳性養うこと
- ④ 道徳教育を進めるにあたっての留意事項
 - ア 人間尊重の精神と生命に対する敬意の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かす
 - イ 豊かな心をもつ
 - ウ 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と強度を愛し、個性豊かな文化の創造を図る
 - エ 平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努める
 - オ 他国を尊重し、国際平和と発展や環境の保全に貢献する
 - カ 未来を拓く主体性のある日本人を育成する

(2)-①→P264 体験活動の重視

(2)-②→特別の教科道徳

【学習指導要領】

P192

【解説各教科等編】

P524

【教育基本法】

第1条

第2条第1号

第5条第2項

【学校教育法】

第21条第1項、

第2項、第3項



(3) 健やかな体

学校における体育・健康に関する指導を、児童又は生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。

Pickup!

- ・ 心身ともに健康で安全な生活
- ・ 豊かなスポーツライフの実現
- ・ 生涯を通して健康・安全で活力ある生活を送るための基礎の育成
- ・ 重要となる学習活動等
食育の推進 体力の向上に関する指導 安全に関する指導
心身の健康保持増進に関する指導



(4) 自立活動の指導

学校における自立活動の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、自立活動の時間における指導は、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関連を保ち、個々の児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行うよう配慮すること。

Pickup!

- ・ 障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服
- ・ 自立し社会参加する資質を養う
- ・ 自立活動の指導における留意点
- ・ 自立活動の時間における指導と各教科等における指導との関連を明確にする。
- ・ 個別の指導計画をもととした、適切な授業実践

(4)→【学習指導要領】P199 第7章
自立活動

【解説自立活動編】P21

3 2の(1)から(4)までに掲げる事項の実現を図り、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される児童又は生徒に、生きる力を育むことを目指すに当たっては、学校教育全体並びに各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動(ただし、第3節の3の(2)のイ及びカにおいて、特別活動については学級活動(学校給食に係るものを除く。)に限る。)及び自立活動の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしなが
ら、教育活動の充実を図るものとする。その際、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえつつ、次に掲げることが偏りなく実現できるようにするものとする。

- (1) 知識及び技能が習得されるようにすること。
- (2) 思考力、判断力、表現力等を育成すること。
- (3) 学びに向かう力、人間性等を涵養[かんよう]すること。

Pickup!

3 育成を目指す資質・能力の三つの柱

- 知識及び技能・・・「何を理解しているか、何ができるか」に関わること。確かな学力のみならず「生きる力」全体を支えるもの。①
知識を深く理解し、活用できるようにするための「主体的・対話的で深い学び」

- 思考力、判断力、表現力等・・・「理解していることやできることをどう使うか」に関わること。

教科等横断的な視点に立った、言語能力、情報活用能力及び問題解決能力、現代的な諸課題に対応した、資質・能力の育成。②

- 学びに向かう力、人間性等・・・「どのように社会や世界と関わり、よりよい人生を送るか」に関わること。③

体験活動を含めて、社会や世界との関わりの中で、学んだことの意義を実践できる学習活動の充実

【解説総則編】

→P189～P194

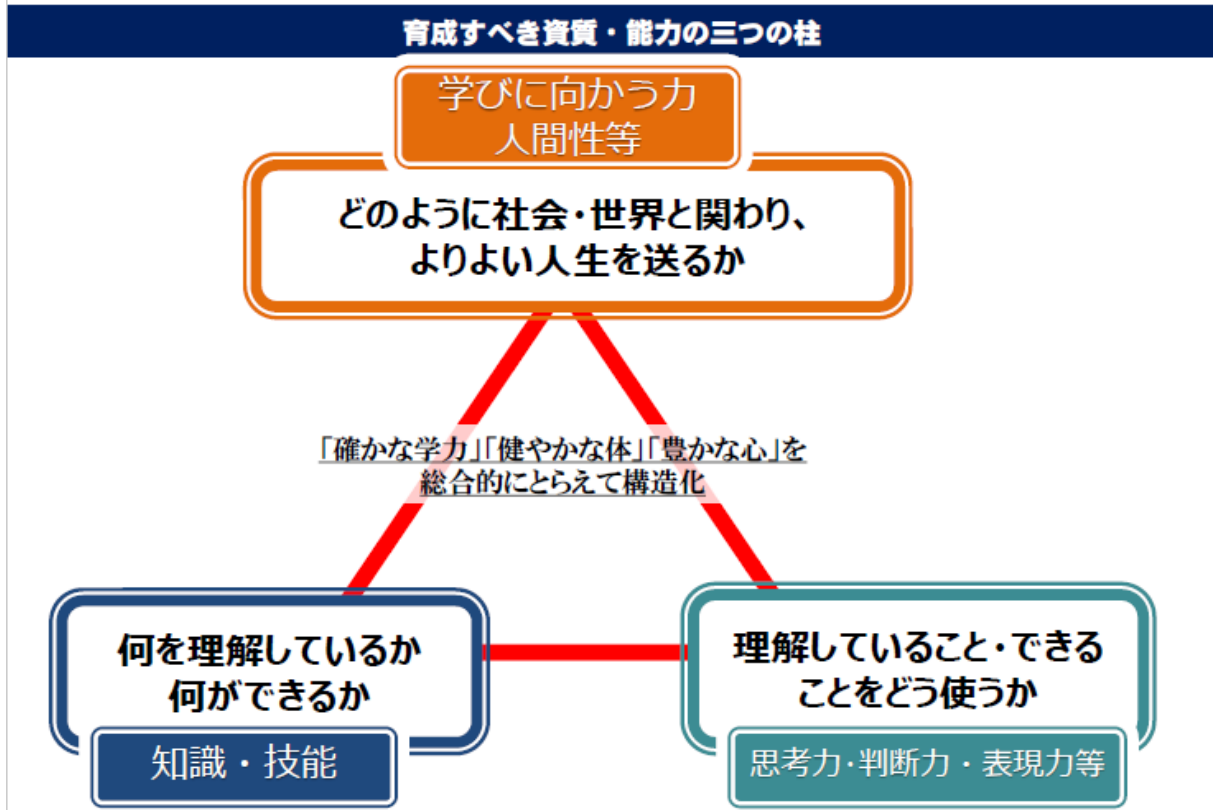
→P250 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

→P204 教科横断的な視点

→P209 現代的な諸課題に対応した資質・能力

参 考

◆育成を目指す資質・能力の三つの柱



平成 29 年度小・中学校新教育課程説明会（中央説明会）における文部科学省説明資料



4 各学校においては、児童又は生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。その際、児童又は生徒に何が身に付いたかという学習の成果を的確に捉え、第3節の3の（3）のイに示す個別の指導計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげていくよう工夫すること。

Pickup!

4 カリキュラム・マネジメントの充実

- 児童生徒や学校、地域の実態の適切な把握に基づく、学校の教育目標など教育課程編成の基本事項の決定(1)
- カリキュラム・マネジメントとは・・・教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと
- カリキュラム・マネジメントの四つの側面を通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと
 - (ア)教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと
 - (イ)教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと
 - (ウ)教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと
 - (エ)個別の教育計画の実施状況の評価と改善を、教育課程の評価と改善につなげていくこと

【解説総則編】

→P194～P202

(ア)→P204 教科等横断的な視点

(イ)→P292 学校評価

(エ)→P271

個別の指導計画に基づく評価

参 考

◆ 教育課程編の編成や改善の取り組む際の手順（例） 【解説総則編】 P199～P202

- | | |
|---|---|
| (1) 教育課程の編成に対する学校の基本方針を明確にする
ア 編成に対する基本的な考え方の明確化と共通理解
イ 作業内容と手順の大綱の決定と共通理解
(2) 教育課程の編成・実施のための組織と日程を決める
ア 組織の決定
イ 作業日程の決定
(3) 教育課程の編成のための事前の研究や調査をする
ア 国の基準や教育委員会の規則の理解
イ 児童生徒及び学校や地域の実態把握
ウ 実施した教育課程の達成状況の把握 | (4) 学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項を定める
ア 直面している教育課題の明確化
イ 学校教育目標など基本事項の設定
(5) 教育課程を編成する
ア 各教科等の教育内容の選択
イ 授業時数の配当
ウ 指導内容の組織
(6) 教育課程を実施する
(7) 教育課程を評価し改善する
ア 個別の指導計画などの評価資料の検討
イ 原因と背景を明らかにする
ウ 改善案を、教育課程の編成に反映 |
|---|---|

- 1 各学校の教育目標と教育課程の編成
- 2 教科等横断的な視点に立った資質・能力
 - (1) 学習の基盤となる資質・能力
 - (2) 現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力

Pickup!

- 教育課程の編成については、
 - 1 各校の教育目標の実現を目指す。
 - ・ 教育目標の設定で踏まえる点
 - (1) 法律及び学習指導要領に定められた目的や目標。
 - (2) 教育委員会の規則、方針等。
 - (3) 育成を目指す資質・能力。
 - (4) 学校や地域の実態等。児童生徒の達成状況等。
 - (5) 教育的価値。継続的な実践が可能なもの。
 - (6) 評価可能な具体性。
 - 2 (1) 学びの基盤となる資質・能力を教科等横断的な視点から育む。
 - ・ 育成すべき、学びの基盤となる資質・能力
 - ア 言語能力
 - イ 情報活用能力
 - ウ 問題発見・解決能力
 - (2) 現代的な諸課題に照らし必要となる資質・能力を、教科等横断的な視点から育む。

【解説総則編】

1 → P203～204

第1章総則

2 → P204～210

→【小学校学習指導要領】

第5章第2の1

→【中学校学習指導要領】

第4章第2の1

→【H28 中央教育審議会答申】

別紙2-1、3-1

→【学習指導要領】

第1章総則第4節

1(2)(3)

◆ 「教科等横断的な視点」とは？

新学習指導要領では、学びの基盤となる資質・能力及び、現代的な諸課題に対するために必要な資質・能力を教科等横断的な視点から育めるよう、教育課程を編成することを求められています。

変化の激しい社会の中で主体的に学び、解決し、関わっていく力を、児童・生徒一人一人に育むためには、あらゆる教科等に共通する学習の基盤となる資質・能力や現代的な諸課題に対応するための資質・能力を教科横断的な視点により、教育課程全体を見渡しながら育んでいくことが重要となります。

これは、「理科で水の学習をしたから、算数で水を使って軽量しよう」というように単に教科の内容をそろえるのではなく、「必要となる資質・能力」を、各教科の本質を抑えつつ教育課程全般を通して育むことが求められているということになります。ということになります。

3 教育課程編成における共通的事項

(1) 内容等の取扱い

- ① 内容の取扱いの原則
- ② 学年の目標及び内容をまとめて示した教科の内容の取扱い
- ③ 選択教科を開設する際の留意事項
- ④ 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の取扱い
- ⑤ 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の取扱い
- ⑥ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科の指導内容の設定
- ⑦ 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における選択教科の取扱い
- ⑧ 道徳教育の内容

Pickup!

○ 必ず取り扱う内容

- 自立活動
- 各教科、道徳科、外国語活動、特別活動 ※特に示す場合を除く

○ 特に必要がある場合

- 学習指導要領に示していない内容を加えて指導できる。
- 肢・聴・視・病中学部…各教科や特に必要な教科を選択教科として開設できる。
- 知的障害教育中学部…各教科の他、特に必要な教科を選択教科として設けることができる

○ 全ての児童生徒に履修させるもの ※特に示す場合を除く

- 知的障害教育小学部…生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育、道徳科、特別活動、自立活動
- 知的障害教育中学部…国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業・家庭、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動。

○ その他

- 学年別、段階別内容…順序を示すものではない。
- 外国語活動…設けることができる。
- 2学年まとめて目標、内容を示している教科及び外国語活動…2学年間を見通して指導。
- 知的障害教育…各教科に示す内容を基に、具体的に指導内容を設定。小学部6年間、中学部3年間を見通して指導。
- 道徳教育…道徳科を要として全教育活動で養う。内容は道徳科に準ずる。

【解説総則編】

3 → P210～219

→ 【学校教育法施行規則】第126条、127条

→ 【学習指導要領】

第1章総則

第8節

第1章総則

第2節3

第3節3

第2章各教科

第4章第2款

第2章各教科

第2節第2款

第1、2

第3章特別の教科
道徳

→ 【解説各教科等編】

第4章第1節の5

→ 【小・中学校学習指導要領】第3章特別の教科道徳

(2) 授業時数等の取扱い(①～⑪→ポイント)

ア	年間の授業時数の取扱い	…………①
イ	年間の授業週数	…………②
ウ	総合的な学習の時間に充てる授業時数	…………③
エ	特別活動の授業時数	…………④
オ	自立活動の授業時数	…………⑤
カ(ア)	授業の1単位時	…………⑥
	(イ) 短い時間を活用して行う指導	…………⑦
	(ウ) 給食, 休憩などの時間	…………⑧
	(エ) 時間割の弾力的な編成	…………⑨
	年間授業日数	…………⑩
キ	総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替	…………⑪

Pickup!

○ 年間の総授業時数

- 小学校、中学校に準ずる。…①
 - 含まれるもの…各教科(外国語科含む)、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動(学級活動のみ)、自立活動。…①
 - 学校給食…含めない。…①
- ※ 自立活動の時間等、教育課程に位置付ける場合は含めることができるが、詳細な実態把握、適切な指導計画の作成が必要。
- 短い時間の指導を含めることは、妥当かどうか判断が必要。道徳科や学級活動を毎日短時間行うことは通常考えられない。…⑦

○ 年間の授業週数…②

- 年間 35 週以上(小学部第 1 学年は 34 週以上)

○ 授業時数…実態に応じて適切に定める

- 総合的な学習の時間…視・聴・肢・病教育は設ける。
知的障害教育小学部は設けない。…③
- 特別活動…年間、学期、月ごとに、適切な授業時数を充当。
…④
 - ・ 小学部…児童会活動、クラブ活動、学校行事
 - ・ 中学部…生徒会活動、学校行事
- 自立活動…実態に応じて設定。…⑤

○ 授業の1単位時間

- 各授業の1単位時間…各校で定める。
- 授業時数の1単位時間…小学部 45 分、中学部 50 分。…⑥

【解説総則編】

→ P 219～234

→【学校教育法施行令】第 29 条

→【学校教育法施行規則】

第 51 条別表第 1

第 73 条別表第 2

第 61 条

第 62 条

第 135 条

→【学習指導要領小学校】

第 1 章総則第 2 の 3

(2)イ

第 5 章第 2 の 3

(1)(2)(4)

第 5 章第 3 の 2 (2)

【学習指導要領中学校】

第 1 章総則第 2 の 3

(2)イ

第 4 章第 2 の 3

(1)(2)(4)

第 4 章第 3 の 2 (2)

- 年間の授業日数…⑩
 - 各教科等の授業時数の確保、児童生徒の負担等を配慮。
 - 通常は休業日を除いた日が授業日。
- その他
 - 給食、休憩の時間…各学校で適切に定める。…⑧
 - 時間割…弾力的に組み替えることができる。…⑨
 - 総合的な学習の時間と特別活動両方の趣旨を踏まえ、各行事の実施と同様の成果が期待できる場合は、特別活動の代替と認める。…⑪

コラム

◆ 特別活動のうち年間の総授業時数に含まれないもの

児童会活動(小学部)	総会、役員選挙・役員会、委員会活動、児童<生徒>会集会活動、児童<生徒>会主催の新入生歓迎会・卒業を祝う会・美化活動・音楽会・体育大会	
生徒会活動(中学部・高等部)		
クラブ活動(小学部)		
学校行事	儀式的行事	入学式、卒業式、始業式、終業式、修了式、開校記念に関する儀式、着任式、離任式、朝会、新入生との対面式等
	文化的行事	文化祭、学習発表会、音楽会、合唱祭、作品展示会、音楽鑑賞会、音楽会、合唱祭、演劇鑑賞会等
	健康安全 ・体育的行事	健康診断、給食に関する意識を高める等の健康に関する行事、避難訓練、防災訓練、交通安全教室、運動会<体育祭>、球技大会等
	遠足(旅行) ・集団宿泊的行事	遠足、修学旅行、野外活動や集団宿泊(校外宿泊、校内宿泊)等
	勤労生産 ・奉仕的行事	飼育栽培活動、校内美化活動、地域社会の清掃活動、ボランティア活動、職場体験活動
学校給食(学級活動のうち)		

※朝の会・帰りの会…特別活動以外の位置づけ（各教科等を合わせた指導、自立活動の指導等）で行う場合は、指導計画に基づく授業実践により授業時数に含めることも可能な場合がある。

※小・中学校では学校給食を総授業時数として含まないことを踏まえると、摂食指導等の自立活動として扱う場合、「個別教育計画の中に位置づけられているか」、「同じ教育課程を適用するすべての児童生徒が指導の対象となっているか」等の観点を踏まえる必要がある。

◆ 年間の総授業時数等

学部・学年	標準の総授業時数	授業時数の1単位時間	年間の授業週数
小学部1学年	850時間	45分	34週
小学部2学年	910時間	45分	35週
小学部3学年	980時間	45分	35週
小学部4～6学年	1015時間	45分	35週
中学部1～3学年	1015時間	50分	35週

(3) 指導計画作成に当たっての配慮事項

ア 調和のとれた具体的な指導計画作成

- (ア) 資質・能力を育む効果的な指導
- (イ) 各教科等及び各学年相互間の関連
- (ウ) 学年の目標及び内容を2学年まとめて示した教科等の指導計画
- (エ) 合科的・関連的な指導
- (オ) 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の指導内容の設定等

イ 個別の指導計画作成

- (ア) 基礎的・基本的な事項
- (イ) 指導方法や指導体制の工夫

Pickup!

ア (ア) 内容の重要度や時間のまとまりを見通しながら工夫する。

ア (イ) 各教科等や学年間の関連を図り、系統的、発展的な指導を行う。

○ 小学部における指導計画作成

ア (ウ) 2学年まとめて示した教科及び外国語活動…2学年を見通して指導する。

ア (エ) 教科等間連携を図った指導を行い、教科等横断的な指導を推進するため、合科的・関連的な指導を進める。

○ 知的障害教育における合わせた指導

ア (オ) 各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の一部又は全部を合わせて指導を行うことができる。

- それぞれの目標及び内容を基に、年間指導計画等を作成する。各年間の授業時数を適切に定める。

○ 個別の指導計画

イ (ア) 基礎的・基本的な事項に重点を置き、学習内容の着実な理解を図る。

イ (イ) 個別の指導計画に基づき、組織的に指導内容、指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図る。

【解説総則編】

→ P 234～245

→ 【学校教育法施行規則】第130条第2項

→ 【学習指導要領】

第1章総則

第2節3

第4節1 (3)

第2章

第1節第1款、

第2款の第2

第2節第2款、

第2款の第2

第7章

→ 【小学校学習指導要領】第5章

【中学校学習指導要領】第4章

コラム

◆ 指導計画と個別教育計画

「教育課程」を具現化し、具体的な指導に重点をおいて作成するものが「指導計画」です。年間指導計画、月案、週案、単位時間・単元ごとの指導案まで、さまざまな指導計画があります。年間指導計画は各学年、各学部、各教科等、相互の関連を考慮して作成することが大切です。また、各教科等の指導に当たっては個別の教育計画（本県の個別教育計画）を作成しなければなりません。卒業までに、どのような資質・能力を育成するかを踏まえ、各教科の指導目標を明確にする必要があります。上記ア(エ)のように合科的・関連的な指導をすすめることから、計画に盛り込むべき事項や様式について、工夫をして作成することが大切です。

4 学部段階及び学校段階等間の接続

- (1) 小学部における教育と幼児期の教育との接続及び低学年における教育全体の充実
- (2) 小学部における中学部等の教育等及びその後の教育との接続
- (3) 中学部における小学部等との接続
- (4) 中学部における高等部の教育等及びその後の教育との接続

Pickup!

○ 小学部

- 幼児期の教育を踏まえる。… (1)
- 担任が生活全般に関わりながら、幼児期に育まれた資質・能力を受け継ぎ、基礎的な資質・能力の育成を目指す。… (2)

○ 中学部

- 小学部・小学校の教育を受け継ぎ、義務教育9年間を見通して、必要な資質・能力の育成をめざす。… (3)
- 小学部、小学校教育の基礎の上、中学部において身につけるべき資質・能力を明確化し、高等部等その後の学びに円滑に接続させる。… (4)

○ 全学部

- 9年間（又は12年間）を見通し、計画的・継続的な教育過程を編成し、一体的な指導体制を確立、特色ある教育活動を展開する。…(2)～(4)

【解説総則編】

→ P 246～249

【教育基本法】

第5条第2項

コラム

◆ 円滑な接続をするための支援シートの活用

個別の教育支援計画は、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、幼児期から卒業後まで一貫した支援を行うことを目的に作成します。学校段階、学部段階等間をスムーズに接続するためには、個別の教育支援計画を作成することが不可欠であり、義務付けられています。

作成に当たっては医療、福祉、保健、労働等の関係機関と、情報の共有を図ることが必要とされています。

神奈川県では「支援シートⅠ」「支援シートⅡ」が個別の教育支援計画にあたります。

個別教育計画と個別の教育支援計画（支援シート）は、目的や活用方法に違いがあることを留意し、相互の関連性を図ることが重要です。

「支援シートⅠ」…幼少期から卒業期まで、ライフステージに沿って所属機関の指導や支援を引き継ぎ、連携しながら一貫した支援を行うためのものです。
担任と保護者が相談しながら作成します。

「支援シートⅡ」…関係する諸機関が連携するためのものです。支援の内容と役割分担を明確にします。関係機関と学校がケース会議をする等、必要なときに作成します。

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

各教科等の指導に当たって、配慮すべきこと。

- (1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善
- (2) 言語環境の整備と言語活動の充実
- (3) コンピュータ等や教材・教具の活用、コンピュータの基本的な操作やプログラミングの体験
- (4) 見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動の充実
- (5) 体験活動の重視
- (6) 課題選択及び自主的、自発的な学習の促進
- (7) 学校図書館、地域の公共施設の利活用

Pickup!

(1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の三つの視点

- 学ぶことに興味や関心をもち、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を次につなげているか
- 協働や対話等を通じ、自己の活動を広げて深めることができているか
- 「**見方・考え方**」を働かせ、知識を関連付けたり、情報を精査したり、解決策を考えたり創造したりできているか

(2) 言語環境の整備と言語活動の充実

- 学校全体における言語環境の整備上の留意点
 - ・正しい言葉で話す ・正確で丁寧な書字
 - ・用語や文字の適正な使用 ・簡潔に分かりやすく話す
 - ・適切な話し言葉や文字が用いられた教材の選択
 - ・教師や児童、児童相互の適切な話し言葉
 - ・安心して話ができる好ましい人間関係など
- 言語活動の充実
 - ・国語科を要とした各教科等で言語活動の充実を図る
 - ・読書活動の充実や学校図書館の充実を図る

(3) コンピュータ等や教材・教具の活用、コンピュータの基本的な操作やプログラミングの体験

- コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用する力の育成
- プログラミング的思考につながる論理的思考の育成
- 情報セキュリティ対策の十全と情報モラルの育成

【解説総則編】
→P250～274

(1) 偏りなく実現することを目指す三つの柱

→【解説総則編】
P189～P194

(2) 言語能力

→【解説総則編】
P205～P207

(3) 情報活用能力

→【解説総則編】
P207～P209

(3) 基本的な操作等→【小学校学習指導要領】第5章第3の2の(3)P181

(3) ローマ字の指導→【小学校学習指導要領】第2章第1節国語の第

- (4) **見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動の充実**
- 学習意欲の向上を重視し、主体的な学びとの関係を踏まえ取組む
 - 学習内容の確実な定着が図られ、目指す資質・能力の育成に資する
- (5) **体験活動の重視**
- 学びに向かう力、人間性等を育む観点をもつ
 - 体系的・継続的な活動に向けた指導計画を作成する
 - 地域・家庭と連携・協働した機会を確保する
- (6) **自主的、自発的な学習の促進**
- 興味・関心を生かし、学習意欲を喚起する
 - 学習課題や学習活動を選択する機会を設定するなどの工夫を行う
- (7) **学校図書館、地域の公共施設の利活用**
- 学校全体として計画的、体系的に情報活用能力を指導する
 - 落ち着いて読書できる環境(開かれた学びの場)を整備する
 - 計画的・継続的に幅広い利活用が図られるようにする

3の3の(1)P39
 (4)【教育基本法】
 第6条第2項
 【学校教育法】第
 30条第2項
 (5)時間割の断続
 的な編成
 【解説総則編】
 →P238～P239

2 障害のため通学して教育を受けることが困難な児童または生徒に対して、教員を派遣して教育を行う場合については、障害の状態や学習環境等に応じて、指導方法や指導体制を工夫し、学習活動が効果的に行われるようにする。

Pickup!

訪問教育の場合

- 訪問教育は、授業時数や学習環境が制限されるため
 - 弾力的な教育課程を編成する
 - 指導内容の精選、実態や学習環境に応じた教材・教具を活用する
 - 情報通信ネットワーク等を活用した集団参加の機会を確保する
 - 学校全体で校内体制を整備する
 - 関係者（家族、福祉施設、医療機関の職員など）との連携を図る

【解説総則編】
 →P269～270
 →P343～344

3 学習評価の充実

- (1) 指導の評価と改善
- (2) 個別の指導計画に基づく評価
- (3) 学習評価に関する工夫

Pickup!

- 評価の実施にあたっての配慮事項 (1)
 - ・ 目標に準拠した評価を推進するため、観点別学習状況の評価を
 - ①知識・技能
 - ②思考・判断・表現
 - ③主体的に学習に取り組む態度に整理する
 - ・ 資質・能力のバランスのとれた学習評価を行うためには、多面的・多角的な評価を実施する
- 個別の指導計画の適切さは実際の指導を通して評価する (2)
 - ・ 指導目標や指導内容、指導方法の評価と改善を柔軟に実施する
 - ・ 個別の指導計画の実施状況の評価と改善を教育課程の評価と改善につなげていくように工夫する
- 学習評価の妥当性や信頼性を高める (3)
 - ・ 学校として組織的かつ計画的に取り組む
 - ・ 評価に関する情報を積極的に提供し保護者の理解を図る
 - ・ 学年や学校段階を越えて学習の成果が円滑に接続されるようにする

【解説総則編】

→ P 270～274

(1) 平成 28 月
12 月中央教育
審議会答申第 1
部第 9 章

(2) 個別の指導
計画

【解説総則編】

→P240～245

P194～202

コラム

◆「個別の指導計画」と「個別教育計画」

「個別の指導計画」

平成 11 年の学習指導要領の改訂に際し、盲・聾・養護学校における自立活動と重複障害者の指導にあたって作成が義務付けられました。平成 21 年の改訂にあたっては、障害の重度・重複化・多様化に対応し、子どもたち一人ひとりの実態に即した指導を一層推進するため、各教科等にわたる「個別の指導計画」を作成することが示されました。

「個別教育計画」

神奈川県では「個別の指導計画」の作成が義務付けられる以前より、「個別教育計画」を作成してきました。「個別教育計画」は自立活動だけでなく、学校における教育活動全般にわたって作成されるもので、「個別の指導計画」の内容を含んでいます。

1 児童又は生徒の調和的な発達を支える指導の充実

教育課程の編成及び実施に当たって、配慮すべきこと。

- (1) 学級経営、児童生徒の発達への支援
- (2) 生徒指導の充実
- (3) キャリア教育の充実
- (4) 生涯学習への意欲の向上
- (5) 個別の教育支援計画の作成
- (6) 重複障害者の指導
- (7) 学校医との連絡

Pickup!

- 学級を支持的な風土にし、児童生徒相互の好ましい人間関係を育て、一人一人が存在感を実感できるようにする
 集団場面と個別の場面での指導・援助を適切に行う(1)
- 生徒指導は、単なる問題行動への対応ではなく、学習活動と関連付け、教育活動全体を通じて行う(2)
- キャリア教育は、小・中・高等部のつながりを考慮しながら、特別活動を要として教育活動全体を通じて行う(3)
- スポーツや文化など地域活動に参加し楽しむ機会を設け、生涯学習意欲を高める(4)
- 個別の教育支援計画は、関係機関と連携し、幼児期から学校卒業後まで一貫した支援を行う目的で、学校が作成する(5)
- 重複障害者の指導は、専門的な知識や技能を有する教師と協力し、指導方法を創意工夫する(6)
- 効果的な保健及び安全指導のために、養護教諭を中心とした指導体制づくりや、学校医等との連絡体制の組織化を図る(7)

【解説総則編】

→P275～286

(4) →P267, P297

(5) →P240

個別の指導計画の作成

(6) →P331

第8節「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」

2 特別な配慮を必要とする児童生徒への指導

- (1) 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒の指導
- (2) 日本語の習得に困難のある児童生徒への通級による指導

Pickup!

- 一人一人の実態を的確に把握し、自信や誇りをもって自己実現を図ることができるように配慮する
- 共に学ぶことを通して、互いに尊重する態度を育て、国際社会に生きる人間として望ましい能力や態度を育成する
- 一人一人の日本語の能力を的確に把握し、学校全体で協力しながら児童生徒の状況に応じた効果的な支援・指導を行う

【解説総則編】

→ P 286～289

→ 【学校教育法
施行規則】
第 132 条の 3

3 学齢を経過した者への配慮

- (1) 学齢を経過した者を対象とする教育課程
- (2) 学齢を経過した者への教育における指導方法等の工夫改善

Pickup!

- 学齢経過者の指導に当たっては、年齢、経験、その他の実情に応じて特別な教育課程を編成することができる
- 個別学習やグループ別学習、習熟度に応じた指導方法等を導入したり、ティーム・ティーチングや合同授業などの指導体制を工夫したりする

【解説総則編】

→ P 289～291

(2) → P242

指導方法や指導
体制の工夫

コラム

◆ 「学齢経過者」とは？

小中学校等における就学の機会が提供されなかった者のことです。

平成 28 年 12 月「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることが義務付けられました。

1 教育課程の改善と学校評価等、教育外活動との連携等

- (1) カリキュラム・マネジメントの実現と学校評価との関連付け
- (2) 各分野における学校の全体計画との関連づけ
- (3) 教育課程外の学校教育活動と教育課程との連携

Pickup!

- カリキュラム・マネジメントの前提となる適切な学校運営 (1)
 - ・ 校長のリーダーシップ
 - ・ 適切な組織作り
 - ・ 学校運営の中核となる教育課程の評価・改善と学校評価との関連付け
 - ・ 特色ある学校づくり
- 学校が策定すべき全体計画に関連する法令 (2)
 - 学校保健計画…学校保健安全法 第5条
 - 学校安全計画…学校保健安全法 第27条
 - 食に関する指導の全体計画…学校教育法 第10条
 - いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針…
いじめ防止対策推進法
- 中学部における部活動（教育課程外の学校教育活動）と教育課程との関連 (3)
 - 運営上の工夫・・・外部指導者や地域の人々の協力 社会教育関係団体等の各種団体との連携

【解説総則編】

→P292～304

(1)→P194 カリキュラム・マネジメント

【学校教育法】

第42条

【学校教育法施行規則】

第66条

【学校評価ガイドライン】

コラム

◆ 学校評価とコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

学校評価は、学校教育法第42条において「教育活動その他の学校運営の状況において評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずる」と規定されています。また、実施方法は、学校教育法施行規則第66条から第68条までに、自己評価・学校関係者評価の実施・公表、評価結果の設置者への報告について定めるとともに、文部科学省では法令上の規定等をふまえて「学校評価ガイドライン〔平成28年改訂〕（平成28年3月文部科学省）を作成しています。

今までは、学校関係者の評価を、校長の求めに応じて学校運営に関する意見を述べるという、学校評議員制度で行って来ました。しかし、子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・困難化しており、国の教育改革の方向性や、地方創生等の同校において、学校と地域の連携・協働の重要性が示されています。

コミュニティ・スクールは、学校と保護者や地域方がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地教行法第47条の6）に基づいた仕組みです。教育課程を介して学校と地域がつながることにより、地域でどのような子どもを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンの共有が促進され、地域とともにある学校づくりが一層効果的に進められていくことが期待されます。

2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

- (1) 家庭や地域社会との連携及び協働と世代を超えた交流の機会
- (2) 学校相互間の連携や交流

Pickup!

- 家庭や地域の人々の積極的な協力と地域の教育資源や学習環境の活用
- 高齢者や異年齢の子どもなど世代を超えた交流を通じた、生きた知識や人生の生き方の学びと、互いに尊重し合いながら協働して生活していく態度の育成
- 学校の教育活動全体を通じた、交流及び協働学習の実施
特別学校間 幼稚園 認定こども園 保育園 小学校 中学校
高等学校 障害のある人と障害のない人 地域の人々との活動

【解説総則編】
→P299～P302

3 特別支援教育に関するセンターとしての役割

専門性や施設・設備を生かした特別支援教育のセンター的役割と、地域の小・中学校等の教師や保護者に対して行う教育相談等の取組みについて述べている。

- ・ 小学校又は中学校等の要請による、障害のある児童若しくは生徒、担当する教員に対する助言又は援助
- ・ 地域の実態や家庭の要請等による、保護者等に対する教育相談

Pickup!

- 在籍する児童生徒の教育の充実と、地域の実態を適切に把握した教育の充実のための支援
- 校内体制の整備と、組織的な取り組み
- 他の特別支援学校や重・中学校との連携の下、それぞれの学校の有する専門性を生かした指導や支援の推進
- 特別支援教育センター等の教育機関、児童相談所等の福祉機関、病院等の医療機関などと連携と、ネットワークの形成

【解説総則編】
→P302～P304

【特別支援教育を推進するための制度の在り方について】
平成17年12月中央教育審議会答申

第7節 道徳教育推進上の配慮事項

1 道徳教育の指導体制と全体計画

- (1) 道徳教育の指導体制
- (2) 道徳教育の全体計画
- (3) 各教科等における指導の基本方針
- (4) 各教科等における道徳教育

Pickup!

- ・ 校長による道徳教育の指導方針の明確化(1)-ア
- ・ 道徳教育推進教師を中心とした全教師による協力体制の整備(1)-イ
- ・ 道徳教育全体計画の意義(2)-ア
- ・ 道徳教育全体計画の内容(2)-イ
- ・ 全体計画作成上の創意工夫と留意点(2)-ウ
- ・ 道徳教育と各教科等の目標、内容及び教材との関わり(3)-ア
- ・ 学習活動や学習態度への配慮(3)-イ
- ・ 道徳教育は小・中学学習指導要領を準用し、適切に指導する(4)
- ・ 自立活動においては、道徳科の指導と密接な関連を保ち指導する(5)

【解説総則編】

→P305～316

(1)-ア

→P177～184

(2) 【小学校学習指導要領】

→P165～172

【中学校学習指導要領】

→P154～158

(4) 【小学校学習指導要領】

第2章～第6章

【中学校学習指導要領】

第2章、第4章、第5章

2 指導内容の重点化（小学部）

児童の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、各学年を通じて、自立心や自律性、生命を尊重する心や他者を思いやる心を育てることに留意する

4 指導内容の重点化（中学部）

生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえ、小学部の指導内容を発展させる

Pickup!

<ポイント>小中共通の留意点

- 学校、地域社会等の実態や課題に応じた指導内容を設定する
- 社会的な要請や今日的な課題を考慮する

【解説総則編】

→P317～320

→P323～326

3 豊かな体験活動の充実といじめの防止(小学部)

- (1) 学校や学級内の人間関係や環境
- (2) 豊かな体験の充実
- (3) 道德教育の指導内容と児童の日常生活

5 豊かな体験活動の充実といじめの防止(中学部)

- (1) 学校や学級内の人間関係や環境の整備
- (2) 豊かな体験の充実
- (3) 道德教育の指導内容と生徒の日常生活

Pickup!

小学部

- 教師と児童、児童相互の豊かな関係づくりと学習環境の整備 (1)
- 体験活動を通じた道德的指導内容の明確化 (2)
- 自己の生き方を考え、主体的に判断し行動する道德性の育成 (3)

中学部

- 教師と生徒、生徒相互の好ましい関係づくりと計画的な環境の充実・整備 (1)
- 社会参画の意欲を高めることができる地域行事への参加 (2)
- 人間としての生き方を考え、主体的に判断し行動する道德性の育成 (3)

【解説総則編】

→P320～323

→P326～329

6 家庭や地域社会との連携

- (1) 道德教育に関わる情報発信
- (2) 家庭や地域社会との相互連携

Pickup!

- 道德教育の方針を家庭や地域社会に伝え、理解と協力を得る (1)
- 家庭や地域社会との相互交流の場の設定、学校運営協議会制度の活用 (2)

【解説総則編】

→P329～330

1 障害の状態による教育課程編成の特例

- (1) 各教科等の目標及び内容の一部を取り扱わないことができる
- (2) 各教科等の目標及び内容の一部又は全部を、当該学年より前の各学年の目標及び内容に、替えることができる
- (3) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する外国語科については、外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができる
- (4) 中学部の各教科及び道徳科の目標及び内容の一部又は全部を、当該各教科に相当する小学部の目標及び内容の一部又は全部によって、替えることができる
- (5) 中学部の外国語科については小学部の外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができる
- (6) 幼稚部教育要領に示す各領域のねらい及び内容の一部を取り入れることができる

2 知的障害者である児童生徒の場合・・・

小学部の3段階または中学部の2段階に示す各教科等の内容を習得し目標を達成している者については、小学校や中学校の各教科等の目標及び内容の一部を取り入れることができる

Pickup!

- 児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達段階等を考慮する
- 重度障害者でも、自立活動を主とした教育課程を前提とせず、一人一人の学習の習得状況等を踏まえ、教育課程の編成を工夫しなければならない
- 「一部を取り扱わないことができる」とは、取り扱わなくてもよいということではない。学習上の困難に応じた手立てを講じても目標達成が困難かどうかを、慎重に吟味する必要がある 1-(1)
- 内容を取り扱わなかったり、替えたりした事項を学年進行とともに、どのように事後措置するかを十分考慮する 1-(2) (4)
- 中学部の各教科の目標及び内容を、小学部や小学校の各教科の目標及び内容に替えることができても教科の名称まで替えることはできない 1-(4) (5)、2

【解説総則編】

→P331～339

3 重複障害者の場合・・・

- (1) 知的障害を併せ有する児童生徒の場合
- (2) 重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合

4 訪問教育の場合

5 重複障害者等に係る授業時数

Pickup!

- 特別支援学校と同様の教育課程で取扱うことができる 3-(1)
- 各教科等の目標及び内容に関する事項の一部又は全部に替えて、自立活動を主として指導をすることができる 3-(2)
 - * 道徳及び特別活動の全部を替えることはできない
- この規定を適用する場合は、必要があるか否かを十分検討すること
知的障害を有しない場合は、特に慎重に検討する
- 個々の実態に応じて弾力的な教育課程を編成する 4
- 重複障害者や入院中の児童生徒の場合又は訪問教育を行う場合は、実情に応じて授業時数や教育課程を適切に定めることができる 5

【解説総則編】

→ P 339～344

4

→ 【学校教育法
施行規則】

第 131 条第 1 項

コラム

◆ 「重複障害者」とは？

主たる障害以外に他の障害を併せもつ者のことです。

原則的には学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定している障害を複数併せ有する者を指しますが、教育課程を編成する上で、言語障害、自閉症、情緒障害等を併せ有する場合も含めて考えてもよいとしています。

◆ 「障害の状態により特に必要がある場合」とは？

障害の状態により学習面において様々なつまづきや困難が生じているため、学習の一部又は全部が困難な状態にある者を意味します。

◆ 「訪問教育」とは？

重度の障害や病気のために通学することが困難な児童生徒のために、特別支援学校の教師を、子供のいる家庭もしくは病院に派遣して教育を行うことです。

小学部又は中学部の道徳科の目標、内容及び指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小学校又は中学校学習指導要領第3章に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。

- 1 児童又は生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服して、強く生きようとする意欲を高め、明るい生活態度を養うとともに、健全な人生観の育成を図る必要があること。
- 2 各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動との関連を密にしなが、経験の拡充を図り、豊かな道徳的心情を育て、広い視野に立って道徳的判断や行動ができるように指導する必要があること。
- 3 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、指導内容を具体化し、体験的な活動を取り入れるなどの工夫を行うこと。

Pickup!

- 目標、内容、指導計画の作成及び内容の取扱いは小学校又は中学校に準ずる。
- 特別支援学校独自の項目
 - ・自己の障害の認識を深め、自ら進んで学習上又は生活上の困難を改善・克服し、強く生きようとする意欲を高める。
 - ・経験の拡充により、豊かな道徳的心情を育て、広い視野に立って道徳性を養う。
 - ・知的障害教育については、指導の重点を明確にし、具体的なねらいや指導内容を設定。実際的な体験を重視。

【解説各教科等編】

→ P 524～525

【小・中学校学習指導要領】

第3章

【解説総則編】

→P305

参 考

◆ 「特別の教科 道徳」の目標（小・中学校学習指導要領より）

第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

参 考

◆ 「特別の教科 道徳」として扱う項目

学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要である道徳科においては、以下に示す項目について扱う。

視点	内容項目	
	小学校	中学校
A 主として自分自身に関すること	善悪の判断、 自律、自由と責任	自主、自律、 自由と責任
	正直、誠実	
	節度、節制	節度、節制
	個性の伸長	向上心、個性の伸長
	希望と勇気、 努力と強い意志	希望と勇気、 克己と強い意志
	真理の探究	真理の探究、創造
B 主として人との関わりに関すること	親切、思いやり	思いやり、感謝
	感謝	
	礼儀	礼儀
	友情、信頼	友情、信頼
	相互理解、寛容	相互理解、寛容
C 主として集団や社会との関わりに関すること	規則の尊重	遵法精神、公德心
	公正、公平、 社会正義	公正、公平、 社会正義
	勤労、公共の精神	社会参画、 公共の精神
		勤労
	家族愛、 家庭生活の充実	家族愛、 家庭生活の充実
	よりよい学校生活、 集団生活の充実	よりよい学校生活、 集団生活の充実
	伝統と文化の尊重、 国や郷土を愛する態度	郷土の伝統と文化の尊重、 郷土を愛する態度
		我が国の伝統と文化の尊重、 国を愛する態度
国際理解、国際親善	国際理解、国際貢献	
D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること	生命の尊さ	生命の尊さ
	自然愛護	自然愛護
	感動、畏敬の念	感動、畏敬の念
	よりよく生きる喜び	よりよく生きる喜び

※視点及び内容項目のみ。詳しくは小・中学校学習指導要領を参照

第1款 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校

小学校学習指導要領第4章に示すものに準ずるほか、次の事項に配慮する。

- 1 児童の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、指導内容を適切に精選するとともに、その重点の置き方等を工夫すること。
- 2 指導に当たっては、自立活動における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにすること。

Pickup!

- 外国語を用いて主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度を養うことを目標の一つとする
- 「準ずる」とは原則として同一を意味するが、例1、2のように特別支援学校独自の配慮をする必要がある

例1：聴覚障害の場合、視覚的に情報を得やすい教材・教具の活用

例2：コミュニケーション手段の選択と活用に関わる指導や、児童の好きなことや得意なことを取り上げ、達成感や成功感を持たせる

【解説 各教科等編】

→P526～527

【小学校学習指導要領】

→P169

コラム

◆ なぜ、外国語活動を新設？

これまで、小学校で音声中心に学んだことが、中学校の段階で音声から文字への学習に円滑に接続されていないという課題がありました。そこで、小学校中学年から「聞くこと」「話すこと」を中心に外国語に親しみ、高学年から文字を「読むこと」「書くこと」を加え、中学校の学習へ円滑に接続できるように外国語活動が新設されました。

◆ 小学校と特別支援学校の違いは？

目標は同じですが、目標の下に、それぞれ次の領域の言語活動を設定しています。

小学校	「話すこと [やり取り]」「話すこと [発表]」の言語能力「聞くこと」
特別支援学校	「聞くこと」「話すこと」の言語活動

※次のページの ♪ コラム ♪ にも注目！

◆ 指導の対象は？

小学部3学年以上が対象で、知的障害のある児童の場合は、国語科の3段階の内容を学習する児童を想定しています。

第2款 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校

1 目標

外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語や外国の文化に触れることを通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力の育成を目指す。

2 内容

〔英語〕(1) 英語の特徴等に関する事項

(2) 自分の考えや気持ちなどを表現したり、伝えたりする力の素地に関する事項

(3) 言語活動及び言語の働きに関する事項

3 指導計画の作成と内容の取扱い

Pickup!

知的障害のある児童がコミュニケーションを図る素地として

- 外国語でやりとりする様子を見る、歌やダンスを通して外国語を聞く、外国の食生活や遊び・行事を体験するなど、外国語や外国の文化を体験的に理解する 1、2(1)
- 興味・関心にあった場面で、親しい相手と、身近な表現や内容を活用し、外国語でコミュニケーションする体験を通して、思いを伝え合う楽しさを実感する 1、2(2)(3)、
- 英語特有の音声やリズムに触れ日本語との違いに気付く
外国の食生活や遊び行事を体験し文化の違いを知る 2(1)
- 音声に加えて、表情や動作、サインなどを見て理解を図る
安心して話せるよう実物や写真などを用いる
身近でなじみのある活動をとおして言語活動を行う 2(3)
- 中学部及び高等部の外国語科の指導と円滑に接続できるよう、児童に望む具体的な姿をイメージし指導計画を作成する 3
- 国語科と外国語活動との関連を図り、国語能力の向上に資する 3

【解説総則編】

→P527～545

指導事例

→本誌 P76

【外国語活動】

コラム

◆ 「話す・聞く」？ 「聞く・話す」？

国語科の内容について、特別支援学校は「聞くこと・話すこと」、小学校は「話すこと・聞くこと」と表記し、発達の順序に合わせて、表記の順番を換えています。

小学部又は中学部における総合的な学習の時間の目標、各学校において定める目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小学校学習指導要領第5章又は中学校学習指導要領第4章に示すものに準ずるほか、次に示すところによる。

- 1 児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を十分考慮し、学習活動が効果的に行われるよう配慮する。
- 2 体験活動に当たっては、安全と保健に留意するとともに、学習活動に応じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を行うよう配慮する。
- 3 知的障害である生徒に対する教育を行う特別支援学校中学部において、探求的な学習を行う場合には、学習上の特性として、学習によって得た知識や技術が断片的になりやすいことなどを踏まえ、各教科等の学習で培われた資質・能力を総合的に関連付けなら、具体的に指導内容を設定し、生徒が自らの課題を解決できるように配慮する。

Pickup!

- 「準ずる」とは、原則として同一を意味していることから、小・中学校学習指導要領に示された目標（下記参照）、各学校において定める目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いをふまえて指導にあたる

【解説各教科等編】
→P526～527

参 考

小・中学校学習指導要領「総合的な学習の時間」

【小学校】→P175～178、【中学校】→P159～161

第1 目標

探求的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力の育成を目指す。

- (1) 探求的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探求的な学習のよさを理解するようにする。
- (2) 実社会や実生活の中から問を見出し、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。
- (3) 探求的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。

第2 略

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たって・・・

- (1) 内容や時間のまとまりの中で、主体的・対話的で深い学びの実現を図る
- (2) 学校の全教育活動と関連づけて目標や内容、評価の計画などを示す
- (3) 身に付けた資質・能力を学習や生活に生かし、総合的に働くようにする
- (7) 特別の教科道徳の内容について、適切な指導をする

2 内容の取扱い

- (2) 探求的な学習では、他者と協働して課題を解決しようとしたり、言語により分析したり、まとめたり表現したりする
- (3) 探求的な学習では、コンピュータや情報通信ネットワークなどを活用し、情報を収集・整理・発信する
- (4) 自然体験、職業体験（中学校）、社会体験、ものづくり、生産活動、観察・実験、見学や調査、発表や討論などを積極的に取り入れる
- (6) グループ学習や異年齢集団など多様な学習形態、指導体制を工夫する
- (7) 社会教育施設の活用、各種団体との連携、地域の教材の活用などを積極的に行う
- (8) 国際理解に関する学習では、諸外国の生活や文化の体験学習などを行う（小学校）
- (9) 情報に関する学習では、情報を収集・整理・発信したり、情報が生活や社会に与える影響を考えたりする（小学校）
- (8) 職業や将来に関する学習では、自己を理解し将来の生き方を考える（中学校）

Pickup!

- 指導計画の作成と内容の取り扱いについては、準ずる（同一にする）ことに加え、特別支援学校学習指導要領に示された特別支援学校独自の項目（以下1～3）に配慮する。
 - 1 実態に応じて、補助用具や補助的手段、コンピュータ等の情報機器などを適切に活用する
 - 2 体験活動の展開に当たっては、参加者全員の安全や健康、衛生等に十分配慮する
 - 3 知的障害者は、抽象的な内容が分かりにくい、学習した知識や技能が断片的になりやすいといった学習上の特性に配慮して、具体の場面や物事に即しながら段階的な継続した指導を行う

【学習指導要領】
第1章総則第6節
2(2) 交流及び
共同学習
→P73

小学部又は中学部の特別活動の目標、各活動・学校行事の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、それぞれ小学校学習指導要領第6章又は中学校学習指導要領第5章に示すものに準ずるほか、次に示すところによるものとする。

- 1 学級活動においては、適宜他の学級や学年と合同で行うなどして、少人数からくる種々の制約を解消し、活発な集団活動が行われるようにする必要があること。
- 2 児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むために、集団活動を通して小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を行ったり、地域の人々などと活動を共にしたりする機会を積極的に設ける必要があること。その際、児童又は生徒の障害の状況や特性等を考慮して、活動の種類や時期、実施方法等を適切に定めること。
- 3 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、内容の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の知的障害の状態、生活年齢、学習状況及び経験等に応じて、適切に指導の重点を定め、具体的に指導する必要があること。

Pickup!

- 「準ずる」とは、原則として同一を意味していることから、小・中学校学習指導要領に示された目標（下記参照）、各学校において定める目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いをふまえて指導にあたる

【解説各教科等編】
→P548～549

参 考

小・中学校学習指導要領「特別活動」

【小学校】→ P179～185 【中学校】→ P162～167

第1 目標

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、つぎの通り資質・能力を育成することを目指す。

- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己（人間としての）の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

() 内は中学校

第2 略

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画の作成に当たって・・・

- (1) 各活動及び学校行事を通して、主体的・対話的で深い学びの実現を図る
- (2) 特別活動の全体計画や、各活動及び学校行事の年間指導計画を作成する
- (3) 学級活動を中心として、各活動と学校行事を関連付けながら学級経営の充実を図る
特に、いじめの未然防止等を含めた生徒指導との関連を図る
- (4) 学校段階等間等の接続を考慮し、特に小学校入学当初については、生活科を中心とした関連的な指導や、弾力的な時間割の設定等を工夫する(小学校のみ)
- (5) 障害のある児童(生徒)などについては、学習活動を行う際に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う
- (6) 特別の教科道徳の内容について、適切な指導をする(中学校は5)

2 内容の取扱い

- (1) 学級活動、児童会活動(生徒会活動)及びクラブ活動(小学校のみ)の指導については、自発的、自治的な活動が効果的に展開されるようにする
- (2) 道徳の教育の重点を踏まえ、指導内容の重点化を図るとともに、内容間関連や統合を図ったり、他の内容を加えたりする
- (3) 学校生活への適応や人間関係の形成などについて、主に集団の場面でのガイダンスと、個々に対応したカウンセリング(教育相談を含む)の双方の趣旨を踏まえて指導を行う
- (4) 幼児、高齢者、障害のある人々などとの交流や対話、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習を通して、協働することや、他者の役に立ったり社会に貢献したりすることの喜びを得られる活用を充実する

3 入学式や卒業式などでは、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導する。

Pickup!

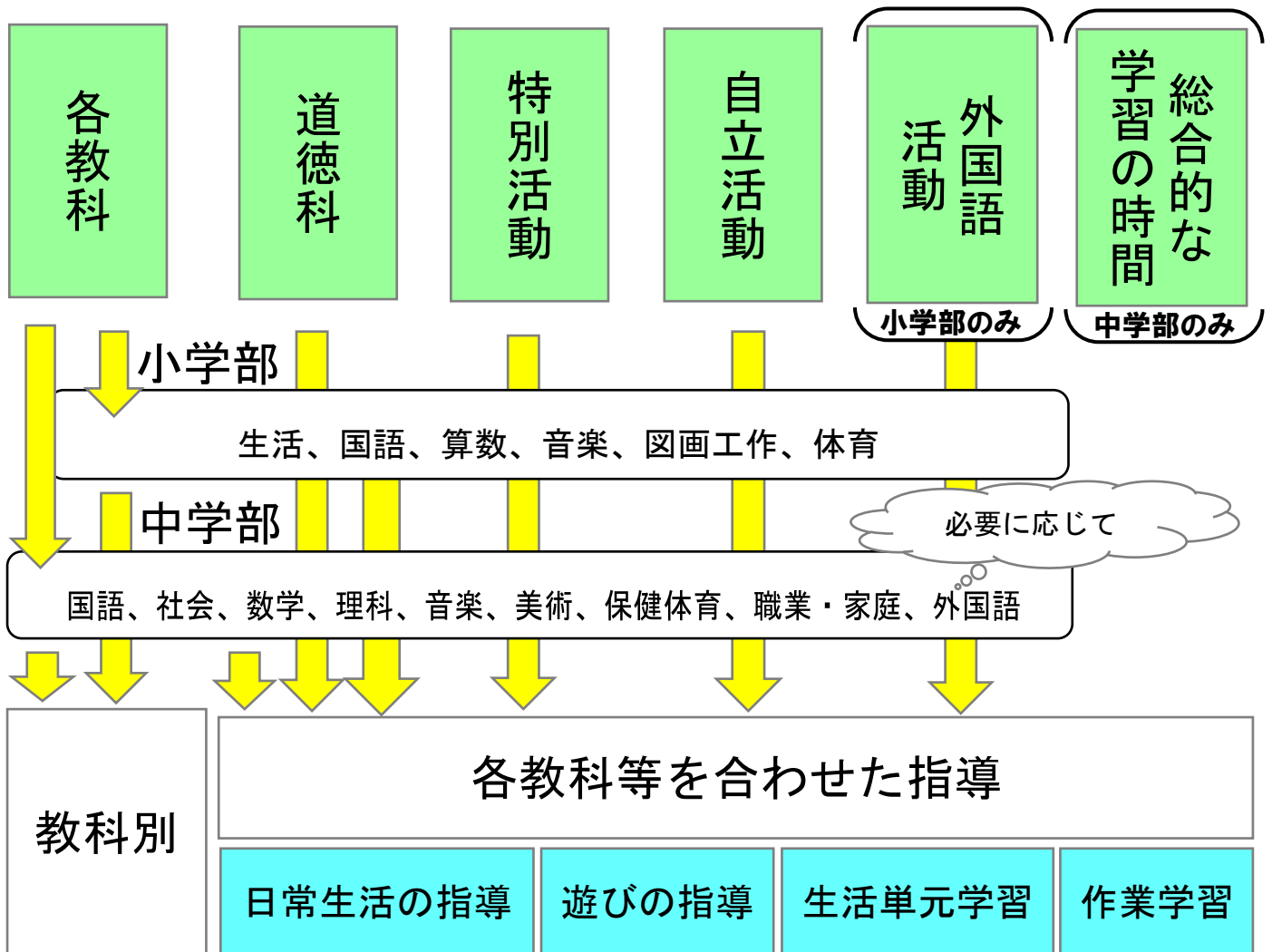
○ 指導計画の作成と内容の取扱いについては、準ずる(同一にする)ことに加え、特別支援学校学習指導要領に示された特別支援学校独自の項目(以下1~3)に配慮する。

- 1 学級活動における集団の構成・・・適宜他の学級や学年と合併することなどにより、少人数からくる制約を解消する
- 2 交流及び共同学習や、活動を共にする際は・・・活動の種類や時期、実施方法等を適切に定める
- 3 知的障害者である児童生徒に対する教育・・・「生活年齢」や「学習状況」を踏まえて指導内容を設定する

【学習指導要領】
→P73 第1章総
則第6節2(2)交
流及び共同学習

各 教 科 等 編

知的障害のある児童・生徒に対する教育を行う 特別支援学校の教育課程



○各教科等を合わせた指導について

【各教科等編】 → P 30

法的根拠（学校教育法施行規則第 130 条）

第百三十条 特別支援学校の小学部，中学部又は高等部においては，特に必要がある場合は，第百二十六条から第百二十八条までに規定する各教科（次項において「各教科」という。）又は別表第三及び別表第五に定める各教科に属する科目の全部又は一部について，合わせて授業を行うことができる。

2 特別支援学校の小学部，中学部又は高等部においては，知的障害者である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは，各教科，道徳，外国語活動，特別活動及び自立活動の全部又は一部について，合わせて授業を行うことができる。



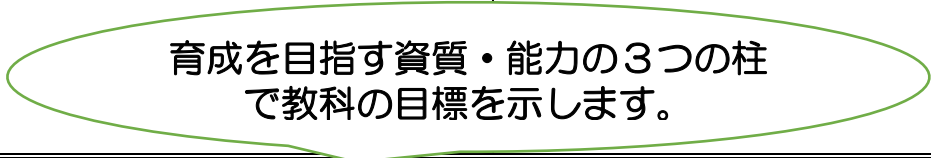
総合的な学習の時間は、各教科等を合わせた指導には入りません。

各教科等を合わせた指導は、各教科それぞれのねらいを明確にしたうえで、ねらいや内容が広がりすぎないように計画することが大切です。

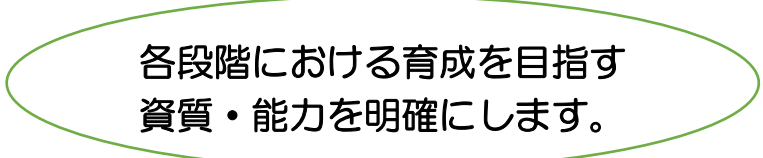
各教科等編について

教科名


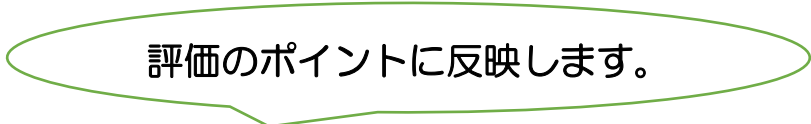
1 教科の目標 P〇〇

	小学部  P〇〇	中学部  P〇〇
教科の目標	 <p>育成を目指す資質・能力の3つの柱 で教科の目標を示します。</p>	
知識及び技能	①生きて働く「知識及び技能」の習得 (何を理解しているか、何ができるか)	
思考力、判断力、 表現力等	②未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力」の育成 (理解していること・できることをどう使うか)	
学びに向かう力、 人間性等	③学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性の涵養」 (どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか)	

2 授業づくりの流れ (一例) 「〇学部〇段階 目標」 P〇〇

[知・技]	 <p>各段階における育成を目指す 資質・能力を明確にします。</p>
[思・判・表]	
[学・人]	
<p>* 個々の児童生徒の実態に即して、教科の内容を精選し 効果的な指導ができるようにします。</p>	

これらの目標を達成するための
単元計画を考えます

単元名 (単元設定の理由)	「 ( 〇〇) 〇時間計画 ()
単元の目標	 <p>評価のポイントに反映します。</p> <p>○【知・技】 * 単元や題材などのまとまりを通して、育成を目指す ○【思・判・表】 資質・能力が育まれるようにします。 ○【学・人】</p>

具体的な単元計画を立てます

学習内容	児童・生徒の活動	授業づくりの留意点	評価のポイント
	主体的・対話的で深い学びの実現 に向けた授業改善につなげます。	主体的な学び<主> ・児童生徒の理解の程度や生活経験を踏まえる。 ・興味・関心を喚起できるような指導計画。 ・学習の過程について見通しを持つるようにする。	各教科等の目標（資質・能力の3つの柱）に準拠した評価を推進します。
		対話的な学び<対> ・多様な対話のあり方を前提とした指導。 ・児童生徒が得意な方法で表現できるようにする。	
		深い学び<深> ・学習活動の本質的な意義に気づけるようにする。	

*観点別学習状況の評価の「知識」には、個別の事実的な知識のみではなく、社会の中で生きて働く知識となるものが含まれています。

*資質・能力の3つの柱の1つ「学びに向かう力、人間性等」には、①「主体的に学習に取り組む態度」として観点別学習状況の評価（学習状況を分析的に捉える）を通じて見取ることができる部分と、②観点別学習状況の評価や評定にはなじまず、個人内評価（個人のよい点や可能性、進歩の状況について評価する）を通じて見取る部分があります。

もっと教えて！～〇〇について～

改定のポイントや、授業づくりのヒント
他の教科との関連などを載せています。

○ 準ずる教育

特別支援学校の教育課程は、幼稚園に準ずる領域、小学校、中学校及び高等学校に準ずる各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間ほか、障害に基づく種々の困難の改善・克服を目的とした領域である「自立活動」で編成されている。

【幼稚園・小学校・中学校・高等学校に準ずる領域等】

幼稚部	各領域（健康、人間関係、環境、言語、表現	自立活動
小学部	各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間 （知的障害養護学校は、各教科、道徳、特別活動）	自立活動
中学部	必修教科、選択教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間	自立活動
高等部	各教科・科目、特別活動、総合的な学習の時間 （知的障害養護学校は、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間	自立活動

○ 準ずる教育を行う上での配慮

【視覚障害】

1 的確な概念形成と言葉の活用

- ・児童が聴覚、触覚及び保有する資格などを十分に活用し、具体的な事物・事象や動作と言葉を結びつけるようにする。

例：●歩くときの顔の位置、手足の振り方

●色の概念、意味→「赤」の説明に、りんごや太陽を用いる。

●東西南北の概念

2 点字の読み書きの指導

- ・点字は普通の文字の読み書きを系統的に指導し、習熟させる。
- ・点字使用の生徒に対しても、漢字・漢語の指導が必要。将来的にコンピュータ等の情報機器を活用するとき、日本語の文章を正しく理解、表現するために必要。

3 指導内容の精選

- ・視覚障害の状況に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項から着実に習得できるようにする。
- ・視覚障害のある児童生徒は、動いている物や遠くにある物など、視覚や触覚により直接体験することが難しい。そのために、基礎的・基本的な事項に重点を置き、内容を精選した上で繰り返し指導が必要。

例：●体育の球技→ルールや基本的な動作を繰り返し指導する。

●太陽など天体の動き→日向と日陰の温度差、光りの強弱（感光器を使用）

- ・初めての内容を理解するには時間を要することがあるが、その内容の本質の理解や基礎的・基本的事項が習得できれば、それを元に予測し、演繹的に推論したり考えを深めることが可能。

4 コンピュータ等の情報機器や教材等の活用

- ・視覚補助器具やコンピュータ等の情報機器、触覚教材及び音声教材等、各種教材の効果的な活用を通して、児童生徒が主体的な学習ができるようにする。
- ・聴覚や触覚から情報を得て学習をするため、様々な補助具を的確に使用させる。

例：●感光器→色や明るさを音の高さで表す。

- プレックストーク→デージー図書の再生、録音
- 各種弱視レンズ→文字の確認
- 単眼鏡→黒板や時刻表など、離れた位置にある文字を確認
- 拡大読書機→文字や図表を拡大してモニターに表示
- 書見台→近見視力に頼る生徒の適正な姿勢保持

5 見通しをもった学習活動の展開

- ・その場の状況や活動の過程を的確に把握できるように配慮することで、空間や時間の概念を養う

例：クロックポジション→位置関係を把握するため、位置を時計の文字盤になぞらえて説明する方法。

真正面：12時の方向

真後ろ：6時の方向

真右：3時の方向

【聴覚障害】

1 学習の基盤となる言語概念の形成と思考力の育成

- ・体験的な活動を通して、学習の基盤となる語句などについての的確な言語概念の形成を図る。

例：●身体の動きを通して言葉の意味を理解する。

「逃げる」→「追う側」と「逃げる側」で実際に行う。

身体の動きだけでなく心理状態も含めて理解する。

- 校外学習等で“実際に行う”ことで言葉が表す意味を理解する。

「きゅうりの収穫」→「収穫」の意味を理解する。

2 読書に親しみ書いて表現する態度の育成

- ・児童生徒の言語発達の程度に応じて、主体的に読書に親しんだり、書いて表現したりする態度を養う。
- ・様々な機会を通じて、児童生徒の読書活動の活発化を促す。
- ・児童生徒が読んだ内容を理解しているか、適宜質問などをする。

例：●読書週間を設定し、1週間毎日20分間、読みたい本を読む。

- 外部講師による「絵本の読み聞かせ」を行う。

3 言葉等による意思の相互伝達

- ・音声、文字、手話、指文字等を適切に活用する。
- ・話し合いなどの学習活動を積極的に取り入れ、的確な意思の相互伝達が行われるよう指導方法を工夫する。
- ・児童生徒の実態を十分に考慮して、適切な意思伝達手段の選択と活用に努める。

例：●自立活動として「日本語」の時間を設定し、日本語力の向上を図る。

小学部…手話や音声、指文字等を使って様々な話題について発表する。

中学部…文法やことわざ、敬語、手紙の書き方等を学習する。

4 保有する聴覚の活用

- ・補聴器や人工内耳等の利用により、保有する聴覚を最大限に活用する。
 - ・聴力測定、補聴器の点検及び調整やフィッティングを行う。
- 例：●オーディオグラムの見方や聴力測定結果の読み取り方を学習する。
●補聴機器の名称や管理方法、取り扱い方等を学習する。

5 指導内容の精選等

- ・児童生徒の言語概念や読み書きの力などに応じて、指導内容を適切に精選する。
- ・基礎的・基本的な事項に重点を置く。

6 教材・教具やコンピュータ等の活用

- ・視覚的情報を獲得しやすい教材・教具やその活用方法等を工夫する。
 - ・コンピュータ等の情報機器などを有効活用し、指導効果を高める。
- 例：●パワーポイントや iPad を活用する。

生活科

1 教科の目標 ㊦P41 (P550～P553)

小学部 ㊦ P41	
教科の目標	具体的な活動や体験を通して、生活に関わる見方・考え方を生かし、自立し生活を豊かにしていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。
知識・技能 [知・技]	活動や体験の過程において、自分自身、身近な人々、社会及び社会及び自然の特徴やよさ、それらの関わり等に気付くとともに、生活に必要な習慣や技能を身に付けるようにする。
思考力・判断力・ 表現力等 [思・判・表]	自分自身や身の回りの生活のことや、身近な人、社会及び自然と自分との関わりについて理解し、考えたことを表現することができるようにする。
学びに向かう力、 人間性等 [学・人]	自分のことに取り組んだり、身近な人、社会及び自然に自ら働きかけ、意欲や自信をもって学んだり、生活を豊かにしようとしたりする態度を養う。

2 授業づくりの流れ（一例）「小学部 1 段階 目標」 ㊦P43

[知・技] 活動や体験の過程において、自分自身、身近な人々、社会及び自然の特徴に関心をもつとともに、身の回りの生活において必要な基本的な習慣や技能を身に付けるようにする。
 [思・判・表] 自分自身や身の回りの生活のことや、身近な人々、社会及び自然と自分との関わりについて関心を持ち、感じたことを伝えようとする。
 [学・人] 自分のことに取り組もうとしたり、身近な人々、社会及び自然について関心を持ち意欲をもって学んだり、生活に生かそうとしたりする態度を養う。

これらの目標を達成するための
単元計画を考えます

単元名 (単元設定の理由)	「先生に頼まれたものを買に行こう」(㊦ 金銭の扱い P49) 4 時間計画 (身近な人から依頼されたり、買って来たものを授業で使ったりすることで買い物への意欲を高めたり、体験を通して実態に応じた買い物の技能を身に付けることができる考えた)
単元の目標	○ 教師と一緒に品物や金銭のやり取りをすすんで行おうとする。【思・判・表】 ○ 教師と一緒に品物を選んだりレジに持っていったりする等買い物の大まかな流れを知る。【知・技】

具体的な単元計画を立てます

学習内容	児童・生徒の活動	授業づくりの留意点	評価のポイント
① 買い物遊び	<ul style="list-style-type: none"> ・ 買い物の流れを扱ったパネルシアターを見る。 ・ パネルの話に沿って品物の選択をしたり店の人にお金を渡したり等、簡単なやりとりを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歌を利用し楽しい雰囲気を作る。＜主＞ ・ 買い物のやり取りをパターン化し何をすればよいかわかりやすくする。＜主・対＞ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 買い物のパネルをよく見ていたか。 【思・判・表】 ・ お話の流れに沿って品物を選ぼうとしたり、お金を渡そうとしたりしたか【思・判・表】
② 買い物の練習	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教師から依頼を受ける。 ・ 頼まれたものを教師と一緒に校舎内の模擬店で買う。(買い物かご、財布、レジ袋を使う。) ・ 買ってきたものを発表する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 写真カード等で視覚的にわかりやすく依頼する。＜主・対＞ ・ 買い物の流れをつかみやすいよう動線を整理する。児童の実態にあった財布、金種を準備し自分でできる部分を増やす。＜主＞ ・ 依頼達成できたことを十分ほめる＜主・対＞ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選ぶ、レジでのやりとり、持ち帰るといった大まかな流れに沿った行動がとれたか。 【知・技】 ・ 品物や金銭のやり取りを行おうとしたり買ってきたものをみんなの前で発表できたか。 【思・判・表】
③ 近所の店に買い物に行く	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教師と一緒に学校の近くの店で買い物をする。 ・ 買ってきたものを発表する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実際の買い物かご、財布、レジ袋等を活用し行動を引き出していく。＜深＞ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実際の店でも買い物の大まかな流れに沿った行動がとれたか。 【知・技】

もっと教えて！ ～内容の変更点について～

「健康・安全」⇒「安全」（「健康」に関する内容は小学部体育科）

「自然」⇒「生命・自然」（中学部理科との系統性）

「ものの仕組みと働き」⇒新設（中学部理科との系統性）

ものと重さ・風やゴムの力の働きを取り扱う

「交際」及び「金銭」⇒「人との関わり」及び「金銭の扱い」

（内容を具体的にわかりやすくした）

多様な人々との触れ合う機会（身近な幼児や高齢者も含む）

「社会の仕組み」と「公共施設」⇒「社会の仕組みと公共施設」（1つに）

*より具体的な内容が明記されている（巻末の一覧表参照）

*生活科の学びを実生活に生かしていけるよう具体的な活動や体験を単元や年間を通して積み重ねていくよう計画していく。

1 教科の目標 ㊦P79、P257 (P554～P559)

	小学部	中学部
教科の目標	言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で理解し表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。	
知識・技能	日常生活に必要な国語について、その特質を理解し使うことができるようにする。	日常生活や社会生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使うことができるようにする。
思考力・判断力・表現力等	日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を身に付け、思考力や想像力を養う。	日常生活や社会生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力を養う。
学びに向かう力、人間性等	言葉で伝え合うよさを感じるとともに、言語感覚を養い、国語を大切にしてその能力の向上を図る態度を養う。	言葉がもつよさに気づくとともに、言語感覚を養い、国語を大切にしてその能力の向上を図る態度を養う。

2 授業づくりの流れ（一例） 「小学部 2 段階 目標」 ㊦P81

〔 知・技 〕 日常生活に必要な身近な言葉を身に付けるとともに、いろいろな言葉や我が国の言語文化に触れることができるようにする。

〔 思・判・表 〕 言葉が表す事柄を想起したり受け止めたりする力を養い、日常生活における人との係わり合いの中で伝え合い、自分の思いをもつことができるようにする。

〔 学・人 〕 言葉がもつよさを感じるとともに、読み聞かせに親しみ、言葉でのやり取りを聞いたり伝えたりしようとする態度を養う。

これらの目標を達成するための
単元計画を考えます

単元名 (単元設定の理由)	「昔話を楽しもう～桃太郎～」 (昔話を通して、言葉の響きやリズム、言葉による表現に親しむ)	4 時間計画
単元の目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 昔話の読み聞かせを聞いたり、言葉を模倣したりする。【知・技】 ○ 簡単な台詞を表現する。【思・判・表】 ○ 言葉でのやり取りを聞いたり伝えたりしようとする意欲を高める。【学・人】 	

具体的な単元計画を立てます

学習内容	児童・生徒の活動	授業づくりの留意点	評価のポイント
絵本の読み聞かせ	・「桃太郎」の絵本の読み聞かせや歌詞を聞く。	・児童の興味・関心に応じて、絵本の他に動画や紙芝居等を用いる。＜主＞	・登場人物や動物の名前を言ったり、歌詞の一部を模倣したりできたか。【知・技】
なぞり書き 写し書き	・「桃太郎」に登場する人物や動物等の名前をなぞったり、書いたりする。	・児童の実態に応じて文字の大きさを変えたり、書きやすい筆記具を用いたりする。＜主＞	・筆記具を使って書くことに親しむことができたか。【知・技】
話のあらすじを知る	・「桃太郎」に登場する動物の順番等の時間の経過を捉える。	・絵カード等を用いて登場する順番を視覚的に理解しやすいような工夫をする。＜主・対＞	・物語の内容について大体を捉えることができたか。【思・判・表】
簡単な劇を行う	・役割を分担し、簡単な台詞を言ったり、動作を模倣したりする。	・衣装や小道具等を用いたりして物語の雰囲気作りを行う。＜主・対＞	・自分の役を理解し、簡単な台詞を言ったり、積極的に動作等の表現ができたりしたか。【思・判・表】【主】

もっと教えて！ ～改訂のポイント～ P76

国語科の改訂のポイント

知的障害のある児童生徒の学習上の特性（学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場面の中で生かすことが難しいことや成功経験が少ないことなどから主体的に活動に取り組む意欲が十分に育っていないこと）、発達の状態や学習の状況等を踏まえ、指導目標を小学部の3段階・中学部の2段階に整理し、各段階において想定される児童生徒像に基づいて系統的に目標設定がなされた。

内容の構成

知識及び 技能	(1) 言葉の特徴や使い方に関する事項	
	(2) 情報の扱い方に関する事項（※1）	
	(3) 我が国の言語文化に関する事項	
思考力 判断力 表現力等	A聞くこと・話すこと（※2）	内容の把握/話題の設定/内容と構成の検討/表現/話し合い
	B書くこと	話題の設定、情報の収集/内容と構成の検討/記述/推敲/共有
	C読むこと	構造と内容の把握/精査・解釈/考えの形成

※1：小学部の1，2段階では扱わない。

算数科/数学科

1 教科の目標 目録 P 105、P306 (P564～P583)

	小学部	中学部
教科の目標	数学的な見方・考え方を働かせ、数学的活動を通して、数学的に考える資質・能力を次のとおり育成することを目指す。	
知識・技能	数量や図形などについての基礎的・基本的な概念や性質などに気付き理解するとともに、日常の事象を数量や図形に注目して処理する技能を身に付けるようにする。	数量や図形などについての基礎的・基本的な概念や性質などを理解し、事象を数理的に処理する技能を身に付けるようにする。
思考力・判断力・表現力等	日常の事象の中から数量や図形を直感的に捉える力、基礎的・基本的な数量や図形の性質などに気付き感じ取る力、数学的な表現を用いて事象を簡潔・明瞭・的確に表したり柔軟に表したりする力を養う。	日常の事象を数理的に捉え見通しをもち筋道を立てて考察する力、基礎的・基本的な数量や図形の性質などを見だし統合的・発展的に考察する力、数学的な表現を用いて事象を簡潔・明瞭・的確に表現する力を養う。
学びに向かう力、人間性等	数学的活動の楽しさに気付き、関心や興味をもち、学習したことを結び付けてよりよく問題を解決しようとする態度、算数で学んだことを学習や生活に活用しようとする態度を育てる。	数学的活動の楽しさや数学のよさに気付き、学習を振り返ってよりよく問題を解決しようとする態度、数学で学んだことを生活や学習に活用しようとする態度を養う。


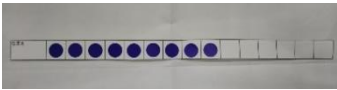


2 授業づくりの流れ(一例)「小学部3段階データの活用」目録 P 126

- [知・技] 身の回りにある事象を、簡単な絵や図を用いて整理したり、記号に置き換えて表したりしながら、読み取り方について理解することについての技能を身に付けるようにする。
- [思・判・表] 身の回りの事象を、比較のために簡単な絵や図に置き換えて簡潔に表現したり、データ数を記号で表現したりして、考える力を養う。
- [学・人] 数量や図形の違いを理解し、算数で学んだことのよさや楽しさを感じながら学習や生活に活用しようとする態度を養う。

これらの目標を達成するための
単元計画を考えます

単元名 (単元設定の理由)	「ボール投げゲームをしよう」 1時間計画 (点数を図で表すことで視覚的に数の大小を理解しやすく、ゲームの勝敗を考えるのに有効であり、実生活で応用できる場面も多い)
単元の目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ ゲームの点数を簡単な図で表すことができる。【知・技】 ○ 点数を表した図から勝敗を読み取ることができる。【思・表・判】 ○ ゲームの点数を図に表したり、図から勝敗を考えたりするなど、主体的に取り組むことができる。【学・人】

具体的な単元計画を立てます

学習内容	児童・生徒の活動	授業づくりの留意点	評価のポイント
ボール投げゲーム	<ul style="list-style-type: none"> ・「ボール投げゲーム」をする。  <ul style="list-style-type: none"> ○的に向かって、順番にボールを投げる。 ○1回ごとに点数を記録用紙に書き、点数の数のシールを箱に入れる。 ・記録用紙を基に5回の合計点を図に表す。  <ul style="list-style-type: none"> ・個々で作成した図をまとめて貼り、勝敗を確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゲームの勝敗の確認を図を用いて解決できるようにする。(数学的活動) ・1回ごとの点数分のシールを入れられるように、5つに区切られた箱を準備する。  <ul style="list-style-type: none"> ・「勝敗」を確認する方法について考え、話し合う場面を設定する。<主・対> ・シールの数の多さや数字の大きさから「勝敗」がわかることに気づき、理解を深められるようにする。<深> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゲームの点数を図を用いて表すことができたか。【思・判・表】 ・図から、最も多いところや少ないところを読み取り、勝敗を判断することができたか。【知・技】 ・シールの数に着目し、ゲームの結果を調べることができたか。【主】

もっと教えて！ ～算数・数学科改定のポイント～

① 次のことを重視

- ・「小学部算数科」と「中学部数学科」の連続性
- ・「小学校算数科」との関連性

小1～小4に関連

② 内容の系統性を整理

	小学部			中学部	
	1段階	2段階	3段階	1段階	2段階
数量の基礎	○				
数と計算	○	○	○	○	○
図形	○	○	○	○	○
測定	○	○	○	○	
変化と関係					○
データの活用		○	○	○	○

③ 「数学的活動」を新設

- ・身の回りの事象を観察
- ・具体物进行操作
- ・実測など体験的な活動
- ・問題を具体物、図、式など用いて解決する活動
- ・問題解決した過程や結果を、具体物、図、式などを用いて表現し、伝え合う活動

音楽科

1 教科の目標 ㉮ P141、P366 (P588～P593)

	小学部	中学部
教科の目標	表現及び鑑賞の活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活の中の音や音楽に興味や関心をもって関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。	表現及び鑑賞の活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と豊かに興味や関心をもって関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。
知識・技能	(1) 曲名や曲想と音楽のつくりについて気付くとともに、感じたことを音楽表現するために必要な技能を身に付けるようにする。	(1) 曲名や曲想と音楽の構成などとの関わりについて理解するとともに、表したい音楽表現するために必要な技能を身に付けるようにする。
思考力・判断力・表現力等	(2) 感じたことを表現することや、曲や演奏の楽しさを見いだしながら、音や音楽の楽しさを味わって聴くことができるようにする。	(2) 音楽表現を考えることや、曲や演奏のよさなどを見いだしながら、音や音楽を味わって聴くことができるようにする。
学びに向かう力、人間性等	(3) 音や音楽に楽しく関わり、協働して音楽活動をする楽しさを感じるとともに、身の回りの様々な音楽に親しむ態度を養い、豊かな情操を培う。	(3) 進んで音や音楽に関わり、協働して音楽活動をする楽しさを感じるとともに、様々な音楽に親しんでいく態度を養い、豊かな情操を培う。

2 授業づくりの流れ（一例）「小学部3段階 目標」㉮ P161

【知・技】 曲名や曲想と音楽のつくりについて気付くとともに、音楽表現を楽しむために必要な身体表現、器楽、歌唱、音楽づくりの技能を身に付けるようにする。

【思・判・表】 音楽表現に対する思いをもつことや、曲や演奏の楽しさを見いだしながら音楽を味わって聴くことができるようにする。

【学・人】 音や音楽に楽しく関わり、協働して音楽活動をする楽しさを感じながら、身の回りの様々な音楽に興味をもつとともに、音楽経験を生かして生活を明るく潤いのあるものにしようとする態度を養う。

これらの目標を達成するための
単元計画を考えます

単元名 (単元設定の理由)	「日本の音楽 ～ 民謡を歌って踊ろう」 6時間計画 (日常的にあまり聴くことのない民謡を歌ったり踊ったりすることで、ゆったりとしたテンポや日本民謡の曲想を感じる)
単元の目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 曲想やリズム、テンポを意識して、歌ったり踊ったりする。【知・技】 ○ 簡単な楽譜（絵譜）を見ながら、演奏する。【知・技】 ○ 日本民謡の曲想の特徴に気付き、興味を持って聴く。【思・判・表】 ○ 友だちと一緒に演奏したり踊ったりすることを楽しみ、日本の音楽に興味を持つ。【学・人】

具体的な単元計画を立てます

学習内容	児童・生徒の活動	授業づくりの留意点	評価のポイント
歌唱／鑑賞 「こきりこ節」	<ul style="list-style-type: none"> ・範唱を聴いたり、DVD で富山県の風景やこきりこを演奏する様子を見たりする。感じたことを、発表する ・ゆったりとしたテンポを感じる。 ・はやし言葉の部分で声を出す、歌う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・DVD や教師の踊る様子を見せる等、聴覚だけでなく視覚からも曲の情報を得られるようにする。＜深＞ ・体をゆらしたり手拍子を打ったりと、体全体でテンポや曲想を感じられるようにする。＜主＞ ・絵譜を使用して、打つところと休むところをわかりやすく示す。実態に合わせて活動できるように、いくつかのリズムパターンを設定する。＜主＞ 	<ul style="list-style-type: none"> ・リズムやテンポに合わせて、歌ったり踊ったりたりできたか。【知・技】 ・絵譜を理解し、太鼓を打つことができたか。【知・技】
器楽 和太鼓を使って 「こきりこ節」	<ul style="list-style-type: none"> ・締太鼓や大太鼓でリズム打ちを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・友だちや教師と一緒に演奏したり、踊ったりする場面を設ける。また、振り返ったり感想を述べたりできるように、活動の様子を録音録画して見直す機会を設ける。＜主・対＞ 	<ul style="list-style-type: none"> ・曲の特徴を感じながら聴くことができたか。【思・判・表】 ・範奏や友だちと一緒に活動する様子を見て、感想を言ったり自分の表現に活かしたりすることができたか。【主】
身体表現 「ソーラン節」 「ロックソーラン」	<ul style="list-style-type: none"> ・DVD を見ながら、手拍子を打ち、テンポを感じる。 ・2つのソーラン節を踊る。 		

もっと教えて！ ～用語解説・工夫や配慮点～

『音楽的な見方・考え方』とは・・・

- ①音楽に対する感性を働かせ＝音や音楽の美しさを感じる心の動き
- ②音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその動きの視点で捉え＝要素（音色、リズム、速度、反復、呼びかけとこたえ）を聴き取る、その面白さ美しさを感じる
- ③自己のイメージや感情、生活や文化と関連付けること

＜配慮事項や教材・手立ての工夫＞

- 体全体で音楽を感じとることができるよう、「表現」「鑑賞」で体を動かす活動を取り入れる
自然に動くことが必要なので、動きを想起させるリズムや和音を活用すること
- コンピュータや教育機器の活用…聴覚・視覚・触覚など複数の感覚を関連づけることが重要
児童の演奏や表現を録音録画したものを活用することで楽しさに気付く
- 特別活動での音楽的活動（児童の活動やコンサート鑑賞）、学習発表会、文化祭、他校・地域の方々との交流会等で発表する機会を設ける
- 絵譜や色譜を使用する場合は、記号や色を校内で統一させることで学部が変わっても同じように学べ、技能の定着を図ることができる
- 楽器やリズムの選定については、解説各教科編の第4章音楽科（小・第4節、中・第5節）の各段階参照

図画工作科/美術科

1 教科の目標 ㊦ P186、P407 (P594～P597)

	小学部	中学部
教科の目標	表現及び鑑賞の活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力を育成することを目指す。	表現及び鑑賞の活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の美術や美術文化と豊かに関わる資質・能力を育成することを目指す。
知識・技能	形や色などの創造的な視点に気付き、表したいことに合わせて材料や用具を使い、表し方を工夫してつくることができるようにする。	創造的な視点について理解し、表したいことに合わせて材料や用具を使い、表し方を工夫する技能を身に付けるようにする。
思考力・判断力・表現力等	造形的なよさや美しさ、表したいことや表し方などについて考え、発想や構想をしたり、身の回りの作品などから自分の見方や感じ方を広げたりできるようにする。	造形的なよさや面白さ、美しさ、表したいことや表し方などについて考え、経験したことや材料などを基に、発想し構想するとともに、造形や作品などを鑑賞し、自分の見方や感じ方を深めることができるようにする。
学びに向かう力、人間性等	つくり出す喜びを味わうとともに、感性を育み、美しく豊かな生活を創造しようとする態度を養い、豊かな情操を培う。	創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心情を育み、感性を豊かにし、心豊かな生活を営む態度を養い、豊かな情操を培う。

2 授業づくりの流れ (一例) 「中学部 1 段階 目標」 ㊦ P415

[知・技] 造形的な視点について気付き、材料や用具の扱い方に親しむとともに、表し方を工夫する技能を身に付けるようにする。

[思・判・表] 造形的なよさや面白さ、表したいことや表し方などについて考え、経験したことや思ったこと、材料などを基に、発想し構想するとともに、身近にある造形や作品などから、自分の見方や感じ方を広げることができるようにする。

[学・人] 楽しく美術の活動に取り組み、創造活動の喜びを味わい、美術を愛好する心情を培い、心豊かな生活を営む態度を養う。

これらの目標を達成するための
単元計画を考えます

単元名 (単元設定の理由)	「 季節の色～窓から見える野原 」 6時間計画 (体験的な活動を通して自然の中にある色の美しさ気付き、自分なりに表したいイメージを持って、これまで経験してきた技能を生かし、配色や配置等思考錯誤をしながら制作できる題材として設定。)
単元の目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 色探しの散策を通して、自然の中にある色の美しさ気付きとともに、自分が表したい野原のイメージを持つ。【知・技】【思・判・表】 ○ 色紙や絵の具の混色の仕方を知る。【知・技】 ○ 自分の表したいイメージに沿って、配色や表現方法等を工夫し試行錯誤しながら制作する。【知・技】【思・判・表】 ○ 鑑賞を通して自分や他の人の作品の良さや美しさ面白さに気付く。【学・人】

具体的な単元計画を立てます

学習内容	児童・生徒の活動	授業づくりの留意点	評価のポイント
①色探しの散歩	<ul style="list-style-type: none"> 野原の制作について説明を聞く。 農道をゆっくり歩いて、自然を味わい、近く、遠くに見える植物の色を眺める。 見つけた色と同じ、または似ている色紙をパレットから探し、袋に入れる。 	<ul style="list-style-type: none"> 自ら色に関心を向けられるよう、きれいだと思う色や好きな色を導入で質問する。 <主> <p>色紙パレット</p>  <p>色紙を手軽に照らし合わせられる。台紙は段ボール。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 身近に咲いている花の色に注目できたか。 【知・技】 色紙パレットから似ている色紙を照らし合わせ、選ぶことができたか。 【思・判・表】 自分の表したい野原のイメージを持つことができたか。 【思・判・表】
②空の色づくり	<ul style="list-style-type: none"> 白と青の絵の具を混ぜて空の色を作る 台紙に空と野原の境目の線を描き、空を塗る。 	<ul style="list-style-type: none"> 適量の絵の具を自分で扱えるよう、紙パレットなどに、量の目安の大きさをマジックなどで○を描いておく。 <主> 	<ul style="list-style-type: none"> 混ぜる分量を調整しながら色の変化に注目し、混色することができたか。 【知・技】
③窓から見える野原の制作	<ul style="list-style-type: none"> ②で作った台紙の野原の部分に様々な色味の緑の色紙を、色探しで見つけた花の色の色紙をそれぞれちぎり、大きさや配置を考え貼りつける。 雲の位置を決め、紙粘土を絞り出し指やヘラでのばす。 段ボールで窓枠を作り、カーテンと共に取り付ける。  <p>様々な表現技法に触れ、自ら表現形式の選択や工夫ができる力を育てる</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 緑は2~3種の色味を選べるようにする。 花の大きさや色の組合せ、配置を試行錯誤できるように助言し、その時間を確保する。 <主> 	<ul style="list-style-type: none"> 色紙の配置や色の組合せ等、試行錯誤することができたか。 【思・判・表】【主】 紙粘土でつくる雲の表現など、表し方の幅を広げることができたか。 【知・技】
④鑑賞	<ul style="list-style-type: none"> 自分や友だちの表した作品を鑑賞して、感想を伝える。 	<ul style="list-style-type: none"> 自分や友だちの作品の色合いや構図などに注目させ、感想を引き出す。 <主> 生徒が気づいていない面白さや良さなどを考えるよう助言する。 <主・対><深> 	<ul style="list-style-type: none"> 友だちや自分の作品の面白さ、美しさに気が付くことができたか。 【主】

もっと教えて！～教材や展示の工夫～

「こんな風に表したい！」という児童・生徒の主体的な気持ちを引き出すため、植物の色を探しながら自然が持っている色の美しさに触れます。自然豊かな地域の特性を生かした色探しの散歩を通じ、創作意欲を高められるようにしています。

どのようにしたら自分の表したい感じになるか、表し方を工夫する力を育てるため、紙粘土や色紙でのちぎり絵など、異素材の組み合わせにより表現の幅を広げたり、試行錯誤する時間を十分に確保したりする工夫を行なっています。

完成した作品を積極的に展示することで、授業以外の場面でも、友だちや教員に言葉をかけてもらう機会が増え、達成感や次の作品への創作意欲にもつながると考えます。展示の方法で作品の見え方が異なってくるので、作品がより映える展示や掲示の仕方を工夫するとよいと思います。

体育科/保健体育科

1 教科の目標 ㊦ P218、P437 (P598～P603)

	小学部	中学部
教科の目標	体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題に気付き、その解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。	体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を見つけ、その解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。
知識及び技能	遊びや基本的な運動の行い方及び身近な生活における健康について知るとともに、基本的な動きや健康な生活に必要な事柄を身に付けるようにする。	各種の運動の特性に応じた技能等及び自分の生活における健康・安全について理解するとともに基本的な技能を身に付けるようにする。
思考力、判断力、表現力等	遊びや基本的な運動及び健康についての自分の課題に気付き、その解決に向けて自ら考え行動し、他者に伝える力を養う。	各種の運動や健康・安全についての自分の課題を見付け、その解決に向けて自ら思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う
学びに向かう力、人間性等	遊びや基本的な運動に親しむことや健康の保持増進と体力の向上を目指し、楽しく明るい生活を営む態度を養う。	生涯にわたって運動に親しむことや健康の保持増進と体力の向上を目指し、明るく豊かな生活を営む態度を養う。

2 授業づくりの流れ（一例）「中学部 1 段階 目標」 ㊦ P443

[知・技]	各種の運動の楽しさや喜びに触れ、その特性に応じた行い方及び体の発育・発達やけがの防止、病気の予防などの仕方がわかり、基本的な動きや技能を身に付けるようにする。
[思・判・表]	各種の運動や健康な生活における自分の課題を見つけ、その解決のための活動を考えたり、工夫したりしたことを他者に伝える力を養う。
[学・人]	各種の運動に進んで取り組み、きまりや簡単なスポーツのルールなどを守り、友達と協力したり、場や用具の安全に留意したりし、最後まで楽しく運動をする態度を養う。また、健康・安全の大切さに気付き、自己の健康の保持増進に進んで取り組む態度を養う。

これらの目標を達成するための
単元計画を考えます

単元名 (単元設定の理由)	E 球技「仲間とつなぐバレーボール」 10 時間計画 ㊦ P449 (人との関わりに課題のある生徒が、基本的な動きを身につけ、自分の役割を自覚することで、友達と協力して楽しく運動してほしい。)
単元の目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 球技の楽しさや喜びに触れ、その行い方がわかり、基本的な動きや技能を身に付け、簡易化されたゲームを行うこと。【知・技】 ○ 球技についての自分の課題を見つけ、その解決のための活動を考えたり、工夫したりしたことを他者に伝えること。【思・判・表】 ○ 球技に進んで取り組み、決まりや簡単なルールを守り、友達と協力し、安全に最後まで楽しく運動をすること。【学・人】

具体的な単元計画を立てます

学習内容	児童・生徒の活動	授業づくりの留意点	評価のポイント
グループ別学習	<p>〔拾うグループ〕 前後左右の球拾い</p>  <p>〔転がすグループ〕 台の上を球転がし</p>  <p>〔打つグループ〕 発射台から落とす</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 基本的なボール操作「拾う」「転がす」「打つ」の役割に分かれた学習課題の設定。〈主〉 	<ul style="list-style-type: none"> 〔拾うグループ〕 タイムを意識して素早く拾う。【知・技】 〔転がすグループ〕 やさしく転がし台の上で止める。【知・技】 〔打つグループ〕 台の上の球を打って落とす。【知・技】
部分的グループ統合学習	<p>〔拾うグループ×転がすグループ〕 相手の名前を呼んでボールを渡す</p>  <p>〔転がすグループ×打つグループ〕 相手の名前を呼んでボールを転がす</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 名前を呼び合い、役割の基本動作を使うことで仲間とボールをつなぐ。〈主・対〉 目印を置き、どこで相手の名前を呼ぶかわかりやすい場の設定。〈主・対〉 	<ul style="list-style-type: none"> 〔拾うグループ〕 相手の名前を呼んで投げ渡す。【思・判・表】 〔転がすグループ〕 相手の名前を呼んで転がす。【思・判・表】 〔打つグループ〕 相手の呼びかけに応じ、転がってきた球を打つ。【思・判・表】
グループ統合学習	<p>〔拾う×転がす×打つ〕 3人対3人のキャッチ&転がしバレー</p> 	<ul style="list-style-type: none"> 互いの役割を支え合う姿勢を大切に。〈主・対・深〉 	<ul style="list-style-type: none"> ゲームの中で、自分の役割を自覚して、友達と協力して運動をする。【主】 

もっと教えて！～主体的・対話的で深い学びの体育に向けて～

実態の違う子どもたちが学び合う！一人ひとりの学び方に合わせた手立てを考えよう！

- 1 バレーボール
- 2 あいざつ
- 3 ボールたいそう
- 4 チームでかえそうバレー
- 5 スリーハンスバレー
- 6 ぶりかえり

見てわかるためにスケジュールを提示



ボールを触って確かめる発射台まともに向けて打て！



がんばるぞ！なまえをよぼうファイト

仲間を支える応援カード!!

1 教科の目標 ㊦ P279 (P560～P562)

中学部	
教科の目標	社会的な見方・考え方を働かせ、社会的事象について関心をもち、具体的に考えたり関連付けたりする活動を通して、自立し生活を豊かにするとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。
知識・技能	(1) 地域や我が国の国土の地理環境、現代社会の仕組みや役割、地域や我が国の歴史や伝統と文化及び外国の様子について、具体的な活動や体験を通して理解するとともに、経験したことと関連付けて、調べまとめる技能を身に付けるようにする。
思考力・判断力・表現力等	(2) 社会事象について、自分の生活と結び付けて具体的に考え、社会との関わりの中で、選択・判断したことを適切に表現する力を養う。
学びに向かう力、人間性等	(3) 社会に主体的に関わろうとする態度を養い、地域社会の一員として人々と共に生きていくことの大切さについての自覚を養う。

2 授業づくりの流れ (一例) 「中学部 2 段階目標」 ㊦ P290

[知・技] 自分たちの都道府県の地理的環境の特色、地域の人々の健康と生活環境を支える役割、自然災害から地域の安全を守るための諸活動及び地域の伝統と文化並びに社会参加するためのきまり、社会に関する基本的な制度及び外国の様子について、具体的な活動や体験を通して、人々の生活と関連を踏まえて理解するとともに、調べまとめる技術を身につけるようにする。

[思・判・表] 社会事象について、自分の生活や地域社会と関連付けて具体的に考えたことを表現する力を養う。

[学・人] 社会に自ら関わろうとする意欲をもち、地域社会の中で生活することの大切さについての自覚を養う。 P. 290

これらの目標を達成するための
単元計画を考えます

単元名 (単元設定の理由)	「神奈川と愛知 (修学旅行事前学習)」 10 時間計画 (修学旅行の実施に向けて、目的地への興味と知識を増やすとともに身近な地域についての理解を深める機会とする。)
単元の目標	○ 身近な地域に関わる学習活動を通して自分たちの県の概要を理解すること。 【知・技】 ○ 身近な地域に関わる学習活動を通して我が国における自分たちの県の位置、県全体の地形などに着目して、県の様子を捉え、地理的環境の特色を考え、表現すること。【思・判・表】

具体的な単元計画を立てます

学習内容	児童・生徒の活動	授業づくりの留意点	評価のポイント
位置関係 形 広さ	日本地図上での位置を大きな紙に写し取る。	<ul style="list-style-type: none"> ・作業に終始することなく、その中で「感じたこと」「考えたこと」を盛り込む。＜深＞ ・生徒同士の「協働」を意識した展開にする。＜対＞ ・集めた情報を精査してまとめる。＜主＞ ・振り返りやこの先の展開を含める。＜深＞ 	<ul style="list-style-type: none"> ・見通しを持ち、主体的に取り組めたか。【主】 ・生徒同士で協働できたか。 ・自己の考えを広げられたか。【知・技】 ・情報を関連付けられたか。【思・表・判】 ・伝えることを意識した発表ができたか。【思・表・判】
人口 産業	ICT を利用したデータの収集と比較をする。		
特色 名産品	観光地やお土産についてガイドブックを使って調べる。		
まとめと発表	学習内容をまとめて発表会を行う		

もっと教えて！～社会科の視点・配慮点～

○社会的な見方、考え方とは、

社会的事象の意味や意義、特色や相互の関連を考えたり、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断したりする際の「視点や方法（考え方）」であると考えられます。

「社会的な見方・考え方を働かせる」ことは、視点や方法（考え方）を用いて、調べ、考え、表現して、理解したり、学んだことを社会に生かそうとしたりすることです。

○指導計画の作成上の配慮について

各教科との関連を図ること、小学部の生活科の学習との関連を踏まえて、系統的・発展的に指導できるようにすることが大切です。

○内容の取扱いにおける配慮について

地域の実態を生かして、生徒が興味・関心をもって学習に取り組めるようにするとともに具体的な体験を伴う学習を通し、自分の生活と結び付けて考えたことをまとめることで知識が深まるようにすることが大切です。

理科

1 教科の目標 ■ P332 (P584～P597)

中学部	
教科の目標	自然に親しみ、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって、観察、実験を行うことなどを通して、自然の事物・現象についての問題を科学的に解決するために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。
知識・技能	自然の事物・現象についての基本的な理解を図り、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けるようにする。
思考力・判断力・表現力等	観察、実験などを行い、疑問をもつ力と予想や仮説を立てる力を養う。
学びに向かう力、人間性等	自然を愛する心情を養うとともに、学んだことを主体的に日常生活や社会生活などに生かそうとする態度を養う。

2 授業づくりの流れ（一例）「中学部1段階C物質・エネルギー」■ P339

- [知・技] 物の性質、風やゴムの力の働き、光や音の性質、磁石の性質及び電気の回路について気付き、観察、実験などに関する初歩的な技能を身に付けるようにする。
- [思・判・表] 物の性質、風やゴムの力の働き、光や音の性質、磁石の性質及び電気の回路から、主に差異点や共通点に気付き、疑問をもつ力を養う。
- [学・人] 物の性質、風やゴムの力の働き、光や音の性質、磁石の性質及び電気の回路について進んで調べ、学んだことを日常生活などに生かそうとする態度を養う。

これらの目標を達成するための
単元計画を考えます

単元名 (単元設定の理由)	「じしゃくにくっつくもの」 2時間計画 (「磁石の性質」についての学習の導入とするとともに、身近な物の素材について知る)
単元の目標	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身近な素材について知り、磁石に引き付けられる物と引き付けられない物について、自ら磁石を用いて調べることができる。【知・技】 ○ 磁石に引き付けられる物と引き付けられない物があることに気付き、理解する。【知・技】 ○ 磁石に引き付けられる物と引き付けられない物について、調べた結果を簡単な表に分類することができる。【知・技】 ○ 「どんな物が磁石に引き付けられるのかな」といった考えをもつことができるようになる。【思・判・表】 ○ 磁石に引き付けられる物と引き付けられない物について、身の回りの物を自ら進んで調べ、見つけようとするができるようになる。【学・人】

具体的な単元計画を立てます

学習内容	児童・生徒の活動	授業づくりの留意点	評価のポイント
プラスチック、ガラス、アルミ、鉄、木などの身近な素材が磁石に引き付けられるかどうかを調べる。	<ul style="list-style-type: none"> プラスチック、ガラス、アルミ、鉄、木などの身近な素材に触れるとともに、素材の名称を知る。 それぞれの素材について、磁石に引き付けられるかどうかを調べる。 磁石に引き付けられる物と引き付けられない物があることに気付く。 磁石に鉄が引き付けられることに気付く。 	<ul style="list-style-type: none"> ペアやグループで互いに確かめあったり、自ら確かめたりすることで、磁石の性質について気付くことができるようにする。〈主・対〉 生徒の実態に応じて、結果を簡単な表に分類・整理できるように記録表を用意する。〈深〉 	<ul style="list-style-type: none"> 身近な素材について知ることができたか。【知・技】 自ら磁石を用いて調べることができたか。【知・技】 磁石に引き付けられる物と引き付けられない物があること、磁石に鉄が引き付けられることに気付くことができたか。【知・技】 調べた結果を簡単な表に分類・整理することができたか。【知・技】
磁石に引き付けられる物と引き付けられない物があることを理解する。	<ul style="list-style-type: none"> 結果を発表し、全体で共有する。 磁石に鉄が引き付けられることを知る。 磁石に引き付けられる物と引き付けられない物があることを理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒の実態に応じて、結果を発表させる。〈主・対・深〉 結果は黒板上の表に分類・整理して全体で確認する。〈対・深〉 	<ul style="list-style-type: none"> 磁石に引き付けられる物と引き付けられない物があること、磁石に鉄が引き付けられることを理解することができたか。【知・技】
磁石に引き付けられる物（鉄でできている物）を探す。	<ul style="list-style-type: none"> 教室、廊下、グラウンドで様々な物について調べる。 結果を発表し、全体で共有する。 ※磁石をコンピューターや磁気カード等に近づけないなど、適切な取扱いについて指導する。 	<ul style="list-style-type: none"> グループで、互いに予想したことや疑問に思ったことについて話し合いながら活動させる。〈主・対・深〉 生徒の実態に応じて記録表を用意する。〈深〉 	<ul style="list-style-type: none"> 「どんな物が磁石に引き付けられるのかな」といった考えをもつことができたか。【思・判・表】 身の回りの物を自ら進んで調べ、見つけようとすることができたか。【主】

もっと教えて！ ～教材・教具等の工夫～

○プラスチック、ガラス、アルミ、鉄、木などについては、例えばコップや器など、同じ用途の物で統一すると、素材の違いに焦点が当てられ、生徒にとって理解しやすい。

○磁石に引き付けられる物（鉄でできている物）を探す活動では、対話を通じて、身近にある様々な物に鉄が使われていることに気付くとともに、物（椅子、机、壁、遊具、フェンスなど）や素材（鉄、木、プラスチック、コンクリートなど）の名称について知る機会としたい。

○新学習指導要領では、磁石の性質について、本単元計画の内容だけでなく、「磁石の異極は引き合い、同極は退け合うこと」についても扱う。写真は、磁石を取り付けた「おもちゃの列車」である。磁石を各車両の前後に取り付け、前後で磁石表面の極性を逆にして、N極には赤いシール、S極には青いシールを貼っておく。子ども達は「おもちゃの列車」を互いに連結させたり、退け合わせたりして、レール上を走らせて遊ぶことを通して、異極は引き合い、同極は退けあうことに気付く。このような、生徒が興味・関心をもって取り組める教材を用意することで、生徒の「気付き」や「疑問」を引き出したり、「技能を身に付け」たり、「理解」を深めたりしていきたい。



職業・家庭科

1 教科の目標 ㊦ P469 (P604～P607)

中学部	
教科の目標	生活の営みに係る見方・考え方や職業の見方・考え方を働かせ、生活や職業に関する実践的・体験的な学習活動を通して、よりよい生活の実現に向けて工夫する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。
知識・技能	生活や職業に対する関心を高め、将来の家庭生活や職業生活に係る基礎的な知識や技能を身に付けるようにする。
思考力・判断力・表現力等	将来の家庭生活や職業生活に必要な事柄を見いだして課題を設定し、解決策を考え、実践を評価・改善し、自分の考えを表現するなどして、課題を解決する力を養う。
学びに向かう力、人間性等	よりよい家庭生活や将来の職業生活の実現に向けて、生活を工夫し考えようとする実践的な態度を養う。

2 授業づくりの流れ（一例）「中学部 1 段階 目標」 ㊦ P473、487

[知・技] 家庭の中の自分の役割に気付き、生活の自立に必要な家族・家庭、衣食住、消費や環境等についての基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。

[思・判・表] 家庭生活に必要な事柄について触れ、課題や解決策に気付き、実践し、学習したことを伝えるなど、日常生活において課題を解決する力の基礎を養う。

[学・人] 家族や地域の人々とのやりとりを通して、より良い生活の実現に向けて、生活を工夫し考えようとする実践的な態度を養う。

これらの目標を達成するための
単元計画を考えます

単元名 (単元設定の理由)	「お豆腐屋さんの豆腐作り～収穫した大豆を使って～」 10時間計画 (栽培・収穫した大豆を調理することで、食材へ愛着を感じ、食や調理への興味・関心を高める。) (地域のお豆腐屋の協力を得て、伊勢原(大山)の特産物である豆腐作りを体験する。)
単元の目標	○ 適切な量の食事を楽しくとることの大切さに気付きそれらを他者に伝えられるようにする。【知・技】【思・判・表】 ○ 簡単な調理の仕方や手順について知りできるようにする。【知・技】 ○ 地域生活や地域の活動について調べて理解する。【思・判・表】 ○ 家族との触れ合いや地域生活に関心をもち、家族や地域の人々と地域活動への関わりについて気付き、表現する。【学・人】【思・判・表】

具体的な単元計画を立てます

学習内容	児童・生徒の活動	授業づくりの留意点	評価のポイント
<職業分野> 大豆の栽培 (作業学習)	<ul style="list-style-type: none"> ・職業分野として6月～11月種から収穫まで取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な課題解決の過程を経験する。<主> ・作業を行い収穫することの達成感を得る。<対・深> 	<ul style="list-style-type: none"> ・主体的に作業に取り組めたか。【思・判・表】 ・作業の準備、工程、片付け等積み重ねることができたか。【知・技】
<家庭分野> 大豆って何	<ul style="list-style-type: none"> ・大豆の栄養素について考える。 ・大豆食品について知る。 ・給食、家の献立。 	<ul style="list-style-type: none"> ・食育の充実や健康な生活について考える。<主・対> ・身近な食材と自分で育てたものとの関連を深める。<主・深> 	<ul style="list-style-type: none"> ・体に必要な栄養や適切な食量を理解できたか。【知・技】 ・食材に関心をもち調べることができたか。【思・判・表】
地域の豆腐屋へ 見学	<ul style="list-style-type: none"> ・郷土料理について調査。 ・豆腐ができるまで。 ・豆腐屋さんに聞いてみよう。 ・工場見学。 	<ul style="list-style-type: none"> ・調べ学習を中心とし家庭会話やICT機器の活用を工夫する。<主> ・見学や聞いた話しの振り返りを確実に行う。<対> 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭と地域の関わりについて関心が持てたか。【主】 ・地域の環境や人々と関わりを積極的に調べ表現することができたか。【思・表・判】
豆腐のづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・調理の手順。 ・豆腐屋(ゲストティーチャー)による豆腐づくり。 ・試食。 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業工程や用具の使い方安全に十分注意する。<主・対> ・お互いのでき具合を評価し合う。<対・深> 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門の指導を受け、手際よく作業を進めることができたか。【知・技】 ・他の人の活動に目を向けよいところを見つけることができたか。【主】

もっと教えて！ ～分野の横断的工夫～

「大豆作り」から豆腐作り以外にもさまざまな発展したプログラムが考えられる。

味噌作り

完成には時間(10ヶ月)を要するが、味噌作りの職人を招いて指導してもらい、料理についてレパートリーを広げるにはよい教材である。

枝豆の調理

枝豆は大豆の未熟なもので、収穫を早めることで活用可能。枝豆は塩ゆでして簡単に調理できるので、豆腐作り同様の組み立てで授業の計画も可能である。

もやしの栽培

授業計画上、短い期間の中で同様のねらいを達成するための教材としてよい。天候などにも左右されにくい。

外国語活動/外国語

1 教科の目標 ㉓ P469 (P604～P607)

	小学部	中学部
教科の目標	外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語や外国の文化に触れることを通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を次の通り育成することを目指す。	外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語の音声や基本的な表現に触れる活動を通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を次の通り育成することを目指す。
知識・技能	(1) 外国語を用いた体験的な活動を通して、日本語と外国語の音声の違いなどに気付き、外国語の音声に慣れ親しむようにする。	(1) 外国語を用いた体験的な活動を通して、身近な生活で見聞きする外国語に興味や関心を持ち、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむようにする。
思考力・判断力・表現力等	(2) 身近で簡単な事柄について、外国語に触れ、自分の気持ちを伝えあう力の素地を養う。	(2) 身近で簡単な事柄について、外国語で聞いたり話したりして自分の考えや気持ちなどを伝えあう力の素地を養う。
学びに向かう力、人間性等	(3) 外国語を通して、外国の文化などに触れながら、言語への関心を高め、進んでコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。	(3) 外国語を通して、外国語やその背景にある文化の多様性を知り、相手に配慮しながらコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

2 授業づくりの流れ (一例) 「小学部」

- [知・技] 英語を用いて、コミュニケーションを図ることの楽しさを知る。
 [思・判・表] 自分の好き嫌いを表現したり、伝えあったりする。
 [学・人] 英語を通して、他の人と積極的にコミュニケーションをとり、多様が考え方を知る。

これらの目標を達成するための
単元計画を考えます

単元名 (単元設定の理由)	「好き？嫌い？」 4時間計画 (普段の会話でもテレビ番組や食べ物など好き嫌いを伝えあう場面は多く、児童にとって身近で関心の高い題材である。この単元に入るまでに、簡単な挨拶や身近な物の名前などを学習し、その上でこの題材を導入する。またこの題材を通じて、相手に伝わるように工夫すること、人には多様な考え(好み)があることに気づくことも学ぶことができる単元と考える。)
単元の目標	○自分の好き嫌いについて伝える【思・判・表】 ○相手の好き嫌いについて尋ねる【知・技】 ○多様な考え方があることを学ぶ【学・人】

具体的な単元計画を立てます

学習内容	児童・生徒の活動	授業づくりの留意点	評価のポイント
Yes, I do. / No I don't. Do you like...?	1. NHK チャンツ「スポーツチャンツ」でリズムを楽しむ。 2. “I like.... Do you like...?” の教員の表現の繰り返しを聞き、Yes, No で答える。 3. 聞き慣れたところにお互い聞きあう。	・気持ちを伝えたいくなるような実物や写真を用意する。(既習した単語を主に、物には名称を日本語と英語で記名する) <主>	・ Do you の質問を理解して、Yes か No で答えられたか。【知・技】
I like.... I don't like.	1. 「スポーツチャンツ」の一部を言う。 2. Let's try 1 Unit 4 Let's listen 2 3. 答えに続けてフレーズを言う。 Yes, I do. I like..., No, I don't. I don't like.... 4. ペアワーク (相づちもつけて)	・相手に好きなものを聞けるようにする。<主・対> ・自然な会話になるように相づち(Really?)を紹介する。 <主・対><深> (簡単であれば、No, I don't.の後に自分の好きなことを言う。)	・自分の好きなこと・きれいなことを表現できたか。 【思・判・表】
インタビュー の内容決定 メモの作成	1. 「スポーツチャンツ」 2. インタビューの内容を決める。 3. インタビューするためのメモを作成する。 4. メモを見ながらお互いに練習する。	・聞きたい気持ちを大切に、新しい単語やカタカナも入れる。<深> ・インタビューの自然な流れも考えさせ、既習事項を思い出させる。<主> ・メモは日本語/カタカナ/英語と実態に応じて。	・インタビューの内容を組み立て、メモが作れたか。 【主】
インタビュー	1. メモを見ながら一度復習 2. インタビューに行く 3. ふりかえり	・事前に教員に質問内容を渡し、人数を確保する。 ・一人ずつ聞いて、一人が一連の流れができるようにする。 <主・対> ・できるだけ遠くで見守り、生徒の達成感や今後の学習意欲につなげる。<主・対>	・積極的に聞き、コミュニケーションを楽しめたか。 【主】

もっと教えて！ ～児童が主体的に英語を発するために～

- ・授業の終わりと始めは同じ挨拶や歌、音等を使うと児童にとって分かりやすい。
- ・実物、写真など視覚的にわかりやすい教材を活用する。
- ・座って聞くだけの授業にせず、体を動かしながら英語を発したり、教室を動き回っているいろいろな人とやりとりする場面を作り、メリハリをつける。
- ・歌やチャンツなどのリズムに乗せて英語を発音する場面を作り、発音やイントネーションに慣れる。

国語科（視・聴・肢・病）

1 教科の目標

小学部（第1学年及び第2学年）	
教科の目標	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活に必要な国語の知識や 技能を身に付ける。 順序立てて考える力や感じたり想像したりする力を養い、人との関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えをもつことができる。 国語を大切にして、思いや考えを伝え合おうとする態度を養う。
知識・技能	<ul style="list-style-type: none"> 学年別漢字配当表の第2学年まで配当されている漢字を読んだり書いたりする。 身近なことを表す語句の量を増やし、話や文章の中で使うとともに言葉には意味による語句のまとまりがあることに気付き、語彙を豊かにする。
思考力・判断力・表現力等	<ul style="list-style-type: none"> 場面の様子に着目して、登場人物の行動を具体的に想像する。 文章の内容と自分の体験を結びつけて、感想をもつ。 物語等を読み、内容や感想を伝え合ったり演じたりする。
学びに向かう力、人間性等	<ul style="list-style-type: none"> 興味をもって学習に取り組み、進んで質問したり発表したりする態度を養う。

2 授業づくりの流れ（一例） 「小学部 第2学年」

*学部*段階の目標	<ul style="list-style-type: none"> [知・技] 小学2年の漢字の読み書きを覚える。語句の意味を理解する。 [思・判・表] 登場人物の行動や気持ちを捉え、感想文を書く。 [学・人] 積極的に自分の考えや感想を述べる態度を養う。
-----------	--

これらの目標を達成するための
単元計画を考えます

単元名 (単元設定の理由)	「スイミー」 10時間計画 (物語の展開等が児童にとって共感しやすいので、人物の行動や場面の様子などについて想像を広げて読ませたい。)
単元の目標	<ul style="list-style-type: none"> ○漢字・語句を覚える【知・技】 ○登場人物の行動や会話を理解し、感想をもつ【思・判・表】 ○感想に関して友人と積極的に対話する【主】

具体的な単元計画を立てます

学習内容	児童・生徒の活動	授業づくりの留意点	評価のポイント
<ul style="list-style-type: none"> ・物語、全文を読む。 ・感想をもつ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「物語文を読み、感想文を書く」という学習の見通しをもつ。 ・物語の内容を理解し、感想を発表する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・物語を読むときの留意点について確認する。 ＜主＞ ・挿絵や表現から、根拠をもって感想をもてるようにする。＜深＞ 	<ul style="list-style-type: none"> ・登場人物の行動や会話に注意しながら物語を読み、感想をもとうとしている。 【思・判・表】
<ul style="list-style-type: none"> ・作品の構成を捉える。 ・詳しく読む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・物語の流れを読み、作品の構成を捉える。 ・登場人物の行動に注意して読む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スイミーの行動を整理し、想像を広げて読むように促す。＜深＞ 	<ul style="list-style-type: none"> ・場面の様子について、叙述をもとに想像を広げて読んでいる。 【主】
<ul style="list-style-type: none"> ・感想文を書く。 ・友人と感想文を読み合い、交流する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「スイミー」を読んだ感想を書く。 ・友人と感想を読み合い、交流する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・どこを読んでその感想をもったのか明らかにして書くようにする。＜深＞ ・友人の感じ方、考え方と似ている点を意識した対話を促す。 ＜対＞ 	<ul style="list-style-type: none"> ・理由を明らかにして感想を書いている。 【思・判・表】 ・感想を読み合い、感じ方を認め合っている。 【主】
<ul style="list-style-type: none"> ・比喻表現を使って文を書く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「～ような」「～みたいな」を使って文を書く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「スイミー」の中から例文を紹介し、表現意欲を高める。＜主＞ 	<ul style="list-style-type: none"> ・語のつながりに気をつけて文を書いている。 【知・技】

もっと教えて！ ～教材・手話について～

＜準備した教材＞

- ・教科書の本文を書いた模造紙 ・挿絵
- ・発問提示用の用紙
- ・スイミーや小さなさかなたちの気持ちを書き込む吹き出し

【手話等に関する留意点】（＊対象児童がある程度聴覚を活用できる場合）

1. できるだけ音声に手話を付けて表現
2. 手話で表現できないときは音声で発表

自立活動編

自立活動編について

区分

1 健康の保持

関連する学習指導要領や解説のページ

(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。
体温の調節、覚醒と睡眠など健康状態の維持・安定に付けること、食事や排せつなどの生活習慣の調節や換気、感染予防のための清潔の保持など健康の保持に関すること。

項目と内容

【学習指導要領】
→P195
【解説自立活動編】
→P51～P60

当該項目を中心として考えられる指導内容と留意点

【具体的指導内容】 「障害が重度で重複している場合」
覚醒と睡眠のリズムが不規則なことが多く、しかも、体力が弱かったり、食事の量や時間、排せつの時刻が不規則になったりする傾向が見られる。こうした幼児児童の場合には、睡眠、食事、排泄というような基礎的な生活リズムが身に付くようにすることなど、健康維持の基盤の確立を図るための具体的な指導内容の設定が必要である。

→P51～P53

【他の項目との関連】 「障害が重度で重複している場合」
家庭と連携を図って、朝決まった時刻に起きることができるようにし、日中は、身体を動かす活動や遊びを十分に行って目覚めた状態を維持し、排せつや食事をとったりするなど生活のリズムを形成するための指導を行う。

当該項目を中心としながら関連付ける指導内容例

【相互に関連付ける項目例】 「4 環境の把握」、「5 身体の動き」
(その他の例)・自閉症のある場合。

当該項目に関連する項目の例

「4 環境の把握」の理解と生活管理に関すること。
病気の状態を理解し、その改善を図り、病気の進行の防止に必要な生活管理についての理解を深め、それに基づく生活の自己管理ができるようにする。

【具体的指導内容】 「二分脊椎の場合」
病気の予防のために排泄指導、清潔の保持、水分の補給及び定期的に検尿を行う指導をするとともに、長時間同じ座位をとることにより褥瘡ができるのを防ぐため、定期的に姿勢変換を行うよう指導する必要がある。

→P54

【他の項目との関連】 「てんかんのある幼児児童生徒の場合」
病気を蓄積しないことや、定期的に服薬することを具体的に指導し、てんかんの理解を図ることが大切である。ストレスをためることがてんかん発作の誘因になることがあるので情緒の安定を図るよう指導する。病気の状態の理解を図り、自発的に生活管理できるようにすることが必要である。

→P55

【相互に関連付ける項目例】 「2 心理的な安定」、「6 コミュニケーション」

→P55

(3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること。
病気や事故等による神経、筋、骨、皮膚等の身体各部の状態を理解し、その部位を適切に保護したり、病気の進行を防止したりできるようにすること。

→P56～P57

障がいの捉え方と自立活動

1 障がいの捉え方の変化

現在の障がいの捉え方＝「ICF」

- ICF で考える障がいとは…人間の生活機能に支障がある状態である。
- 人間の生活機能とは…「心身機能・身体構造」「活動」「参加」の3要素からなる。
- 「生活機能と障がいの状態」と「健康状態や環境因子、個人因子」は、相互に影響しあう。

2 障がいの捉え方の変化と自立活動とのかかわり

自立活動が指導の対象とする「障害による学習上又は生活上の困難」は、ICFとの関連で捉えることが必要である。

※自立活動の指導をICFとの関連でとらえることについて（例）

「下肢にまひがあり、移動が困難な児童が、地域のある場所に外出ができるようにする指導」

【解説自立活動編】

→P12

→P13

→P15

実態把握	ICFの構成要素	把握すべき内容
実態把握 その1	生活機能・障がい ・心身機能・身体構造 ・活動 ・参加	・本人のまひの状態や移動の困難さ ・移動手段の活用 ・周囲の環境の把握 ・コミュニケーションの状態 など
	個人因子	・本人の外出に対する意欲
実態把握 その2	環境因子	・習慣等 ・地域のバリアフリー環境 ・周囲の人の意識等



指導目標の 設定	「地域のある場所に外出ができる」
	・児童の自立を目指す観点から指導目標を設定する。 ・児童が障害による学習上又は生活上の困難を克服するために必要な知識・技術等を身に付けることが指導目標となる。



指導内容の 検討における 留意点	・学習指導要領に示された区分や項目を踏まえて検討する。 ・移動を円滑に行う観点からだけでなく、心理的な安定・環境の把握・コミュニケーションなど様々な観点をふまえて指導内容を設定する。 ・児童の実態に応じて環境を整えつつ、指導内容・方法の創意工夫に努め、児童の自立と社会参加の質の向上につながる指導を進める。
------------------------	---

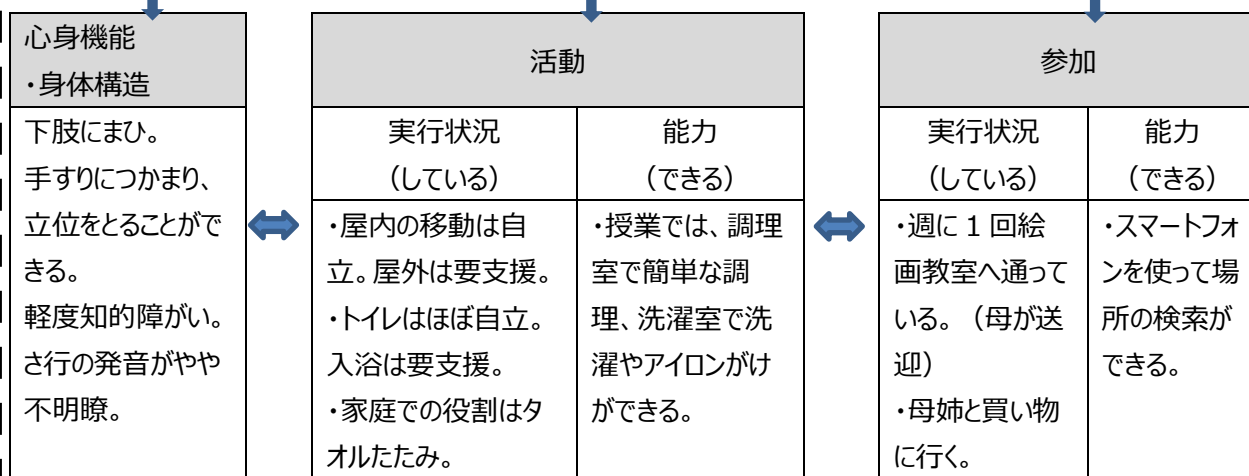
《事例》自立活動の指導を ICF との関連でとらえる

実態把握その2

「生活機能」「障がい」と「個人因子」「環境因子」との関連から『学習上または生活上の困難』を把握

実態把握その1 「心身機能・身体構造」「活動」「参加」との関連で『障がい』を把握

健康状態 風邪をひきやすい・半年に1回整形外科へ通院



環境因子
物的環境 ：自宅は2階立て。1階はバリアフリー。自宅前に10cmほどの段差。駅までは坂道歩10分。自宅近くにコンビニストア。
人的環境 ：父母姉の4人家族。父は会社員。母は自宅でPCを使って仕事。母が主たる養育者。姉は県内の高校3年。クラスの友達2名、絵画教室の友達1名と時々メールをする。
社会環境 ：入浴サービス。SLB。自走式車いす。

個人因子
16才。女性。仲の良い友達とはよく話す。人前で発言することは苦手。 母のようにPCを使った仕事につくのではないかと考えている。絵を描くこと・おしゃべりが好き。 好きなアイドルがいて雑誌を購読している。 クラスの友達と買い物に行きたい。 時々、母に強い口調で不満を言ってしまう。

指導目標の設定 「個人因子」「環境因子」を踏まえて『指導の方向性や関係機関等の連携』を検討

[指導の方向性]…「自宅近くのコンビニストアへ、雑誌を買いに行く」などから始め、将来的には「一部ヘルパー等の支援を受けて公共交通機関を使って外出ができる」ことを目指す。

指導目標：屋外の平らな短距離をひとりで移動できる。交通ルールを知る・守る。困ったときに依頼ができる。など

環境調整：自宅前の段差解消 関係機関等との連携：ヘルパーの利用

合理的配慮と自立活動のかかわり

国・地方公共団体等や民間事業所が行う事業において、障害を理由とする不当な差別的取り扱い禁止と合理的配慮を求める法的な枠組みが、定められた。

【解説自立活動編】

→P16

ポイント1 関連

関連する自立活動の区分と項目の例「環境の把握」
感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と
状況に応じた行動に関すること

●(障害者基本法)

社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がなされなければならない。

関連する自立活動の区分と項目の例「コミュニケーション」
状況に応じたコミュニケーションに関すること

●(障害者差別解消法)

行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

●(共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の)

障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行う。児童生徒を指導するにあたって、きめ細やかな実態把握が必要・個に応じたものは、両者に共通

ポイント2 目的

合理的配慮

(例)障がいがある児童生徒が、他の児童生徒と平等に授業を受けられるように、教材等を工夫すること

目的は異なる

自立活動

児童生徒が、学習上の困難を主体的に克服できるように、知識・技能・態度や習慣を養うための指導

★指導内容と合理的配慮との関連性について、これまで以上に考慮することが必要である。

コラム

◆障害者差別解消法

(平成25年6月制定 →平成28年4月施行)

障害者基本法の第4条に規定されている。「差別の禁止」の基本原則を遵守するための具体的な措置をさだめたもの

- 障害を理由とする不当な差別的扱いの禁止
- 合理的配慮の提供

◆障害者基本法第4条

国及び地方公共団体は、障害者の福祉を増進し、及び障害を予防する責務を有する。

参考資料：合理的配慮の観点と基礎的環境整備の対照表

合理的配慮

3 観点 11 項目

<合理的配慮の観点(1)教育内容・方法>

<(1)-1 教育内容>

(1)-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

(1)-1-2 学習内容の変更・調整

<(1)-2 教育方法>

(1)-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

(1)-2-2 学習機会や体験の確保

(1)-2-3 心理面・健康面の配慮

<合理的配慮の観点(2)支援体制>

(2)-1 専門性のある指導体制の整備

(2)-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

(2)-3 災害時等の支援体制の整備

<合理的配慮の観点(3)施設・設備>

(3)-1 校内環境のバリアフリー化

(3)-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

(3)-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

基礎的環境整備

8 項目

(1) ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用

(2) 専門性のある指導体制の確保

(3) 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導

(4) 教材の確保

(5) 施設・設備の整備

(6) 専門性のある教員、支援員等の人的配置

(7) 個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導

(8) 交流及び共同学習の推進

今回の改訂の要点

1 自立活動の内容の改訂点

- 「1 健康の保持」の区分に「(4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。」の項目を新設。

6区分 26項目 ⇒ 6区分 27項目

- 自己の理解を深め主体的に学ぶ意欲を一層伸長するなど、発達の段階を踏まえた指導を充実させるために改訂。

「4 環境の把握」

「(2) 感覚や認知の特性への対応に関すること」

⇒ 「(2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。」

- 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握にとどまることなく、把握したことを踏まえて的確な行動ができるようにすることを明確にするために改訂。

「4 環境の把握」

「(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関すること」

⇒ 「(4) 感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること。」

2 個別の指導計画の作成と内容の取扱いの改訂点

- 個別の実態把握から指導目標（ねらい）や具体的な指導内容の設定までの手続きの中に「指導すべき課題」を明確にすることを加え、手続きの各過程を整理する際の配慮事項を明示。

「2 (2) 実態把握に基づいて長期的及び短期的な観点から指導目標を設定し、それらを達成するために必要な指導内容を段階的に取り上げること。」

→ 「(2) 児童又は生徒の実態把握に基づいて得られた指導すべき課題相互の関連を検討すること。その際、これまでの学習状況や将来の可能性を見通しながら、長期的及び短期的な観点から指導目標を設定し、それらを達成するために必要な指導内容を段階的に取り上げること。」

2 (3) ウ 個々の児童又は生徒の発達の進んでいる側面をさらに伸ばすことによって、遅れている側面を補うことができるような指導内容も取り上げること。」

→ 「個々の児童又は生徒が、発達の遅れている側面を補うために、発達の進んでいる側面をさらに伸ばすような指導内容を取り上げること。」

【解説自立活動編】

→P18

→P18

→P75

→P18

→P79

→P19

→P108

→P114

- ・ 児童生徒自身が活動しやすいように環境や状況に対する判断や調整をする力を育むことが重要であることから、個々の児童又は生徒に対し、自己選択及び自己決定する機会を設けることによって、思考したり判断したりすることができるような指導内容を取り上げることを新設。

→P19

→P116

「2(3)オ 個々の児童又は生徒に対し、自己選択・自己決定する機会を設けることによって、思考・判断・表現する力を高めることができるような指導内容を取り上げること。」

- ・ 児童生徒自らが、自立活動の学習の意味を将来の自立と社会参加に必要な資質・能力との関係において理解したり、自立活動をとおして学習上又は生活の困難をどのように改善・克服できたか自己評価につなげたりしていくことが重要であることから、個々の児童又は生徒が、自立活動における学習の意味を将来の自立や社会参加に必要な資質・能力との関係において理解し、取り組めるような指導内容を取り上げることを新設。

→P19

→P117

「2(3)カ 個々の児童又は生徒が、自立活動における学習の意味を将来の自立や社会参加に必要な資質・能力との関係において理解し、取り組めるような指導内容を取り上げること。」

「4 重複障害者のうち自立活動を主として指導を行うものについては、全人的な発達を促すために必要な基本的な指導内容を個々の児童又は生徒の実態に応じて設定し、系統的な指導が展開できるようにするものとする。」

→P122

→「4 重複障害者のうち自立活動を主として指導を行うものについては、全人的な発達を促すために必要な基本的な指導内容を個々の児童又は生徒の実態に応じて設定し、系統的な指導が展開できるようにするものとする。その際、個々の児童又は生徒の人間として調和のとれた育成を目指すように努めるものとする。」と改訂。

- ・ 本人、保護者を含め、専門の医師その他の専門家等との連携協力を図り、当該幼児児童生徒についての教育的ニーズや長期的展望に立った指導や支援の方針や方向性等を整理し、学校が自立活動の指導計画の作成に活用していくことが重要であると共、卒業後に進学先や就労先等において、自立活動の指導の成果が進路先での支援に生かされるようにするためにも、個別の教育支援計画等を十分活用して情報を引き継ぐことが重要であることから、新設。

→P125

「7 自立活動の指導の成果が進学先等でも生かされるように、個別の教育支援計画等を活用して関係機関等との連携を図るものとする。」

自立活動の指導の基本

【解説自立活動編】

→P23～26

1 自立活動の指導の特色

- 自立を目指し、障害による困難を主体的に改善・克服する取り組みを促す
- 的確な実態把握にもとづく課題設定と個別での指導計画作成
- 個別指導が主であるが、効果がある場合は集団での指導も考慮

2 自立活動の内容とその取り扱いについて

ア 学習指導要領等に示す自立活動の内容

- 自立活動・・・個々の幼児児童生徒の実態に応じて必要な項目を選定して取り扱う
- 各教科等・・・すべての幼児児童生徒に対して確実に指導しなければならない内容

イ 自立活動の内容の考え方

自立活動の「内容」には、多くの具体的な指導内容から

- 人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素
- 障害による学習上または生活上の困難を改善・克服するために必要な要素を抽出

⇒これらの中から代表的な要素を「項目」として示している。

ウ 具体的な指導内容

具体的な指導内容を設定するにあたって必要なこと

- 個々の幼児児童生徒の実態を踏まえた指導目標を達成するために、必要な項目を選定し、それらを相互に関連付ける。
- 自立活動の内容は大綱的に示してあることから、具体的な指導内容をイメージしにくい。そのため、指導者は示された内容を参考として、個々の幼児児童生徒の実態を踏まえて設定を工夫する。
- 六つの区分の下に示された27項目の中から必要とする項目を選定した上で、それらを相互に関連付ける。
- 具体的な指導内容を考える際には、幼児児童生徒の実態を踏まえて、自立活動の様々な項目を関連付ける。

※総則に示された自立活動の指導

- ・自立活動の時間における指導はもとより、学校の教育活動全体を通じて行うものであることから、自立活動の時間における指導と各教科等における指導とが密接な関連を保つことが必要である。その際、いっそう効果の上がる授業を行う場合には、自立活動の指導目標を設定した上で指導を行うことはあり得る。
- ・自立活動の指導目標の達成に迫る指導なのか、自立活動の観点から必要な配慮なのか、その関連性について充分留意することが必要である。

【解説総則編】

→P188

→P189

※各教科の指導との関連

- ・各教科において、自立活動の時間における指導と密接な関連を図る場合においても、児童生徒の身体の動きやコミュニケーション等の困難の改善に重点が置かれ過ぎることによって、各教科の目標を逸脱してしまうことのないよう留意することが必要である。

【解説各教科等編】

→P15

エ 実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れの例

(ア) 図2(流れ図)について

情報収集⇒情報の整理⇒課題整理⇒指導目標の設定⇒必要な項目の選定

⇒具体的な指導内容の設定という流れで行う。

(イ) 図2を踏まえた例示(図3から図15まで)と解説について

※以下について実態把握から具体的な指導内容設定の例が【解説(自立活動編)】記載ページに示されている

【解説自立活動編】

→P28～31

肢体不自由(脳性まひ)と重度の知的障害 P32 聴覚障害 P36 視覚障害 P128
聴覚障害 P132 知的障害 P136 肢体不自由 P140 病弱 P144 言語障害 P148
自閉症 P152 学習障害 P156 注意欠陥多動性障害 P160
高機能自閉症(アスペルガー症候群を含む) P164 盲ろう P168

「1 健康の保持」

(1) 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。

体温の調節、覚醒と睡眠など健康状態の維持・改善に必要な生活のリズムを身に付けること、食事や排せつなどの生活習慣の形成、衣服の調節、室温の調節や換気、感染予防のための清潔の保持など健康な生活環境の形成を図ること。

【具体的指導内容】 「障害が重度で重複している場合」

覚醒と睡眠のリズムが不規則なことが多く、しかも、体力が弱かったり、食事の量や時間、排せつの時刻が不規則になったりする傾向が見られる。こうした幼児児童生徒の場合には、睡眠、食事、排泄というような基礎的な生活リズムが身に付くようにすることなど、健康維持の基盤の確立を図るための具体的な指導内容の設定が必要である。

【他の項目との関連】 「障害が重度で重複している場合」

家庭と連携を図って、朝決まった時刻に起きることができるようにし、日中は、身体を動かす活動や遊びを十分に行って目覚めた状態を維持したり、規則正しく食事をとったりするなど生活のリズムを形成するための指導を行う必要がある。

【相互に関連付ける項目例】 「4 環境の把握」, 「5 身体の動き」
(その他の例)・自閉症のある場合。

(2) 病気の状態の理解と生活管理に関すること。

自分の病気の状態を理解し、その改善を図り、病気の進行の防止に必要な生活様式についての理解を深め、それに基づく生活の自己管理ができるようにすること。

【具体的指導内容】 「二分脊椎の場合」

尿路感染の予防のために排泄指導、清潔の保持、水分の補給及び定期的に検尿を行うことに関する指導をするとともに、長時間同じ座位をとることにより褥瘡ができることがあるので、定期的に姿勢変換を行うよう指導する必要がある。

【他の項目との関連】 「てんかんのある幼児児童生徒の場合」

疲労を蓄積しないことや、定期的に服薬することを具体的に指導し、てんかんの理解を図ることが大切である。ストレスをためることがてんかん発作の誘因になることがあるので情緒の安定を図るように指導する。病気の状態の理解を図り、自発的に生活管理できるようにすることが必要である。

【相互に関連付ける項目例】 「2 心理的な安定」, 「6 コミュニケーション」

(3) 身体各部の状態の理解と養護に関すること。

病気や事故等による神経、筋、骨、皮膚等の身体各部の状態を理解し、その部位を適切に保護したり、病気の進行を防止したりできるようにすること。

【学習指導要領】

→P199

【解説自立活動編】

→P51～P60

→P51～P53

→P52

→P53

→P53～P55

→P54

→P55

→P55

→P56～P57

【具体的指導内容】 「聴覚障害のある場合」

発達の段階に応じて、耳の構造や自己の障害についての十分な理解を図ることが必要である。その上で、補聴器等を用いる際の留意点についても理解を促すなどして、自ら適切な聞こえの状態を維持できるよう耳の保護にかかわる指導を行うことが大切である。

→P56

【他の項目との関連】 「筋ジストロフィーの場合」

身体の状態に応じて運動の自己管理できるように指導することが大切である。治療方法や病気の進行、将来に関する不安等を持つことがある。病気の進行に伴い、姿勢変換や移動、排泄などの際に周囲の人に支援を依頼することも必要となる。

→P56

【相互に関連付ける項目例】 「2 心理的な安定」、「6 コミュニケーション」

→P57

(4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。

→P57～P58

自己の障害にどのような特性があるのか理解し、それらが及ぼす学習上又は生活上の困難についての理解を深め、その状況に応じて、自己の行動や感情を調整したり、他者に対して主体的に働きかけたりして、より学習や生活をしやすい環境にしていくこと。

【具体的指導内容】 「自閉症があり、感覚の過敏さやこだわりがある場合」

→P57

大きな音がしたり、予定通りに物事が進まなかったりすると、情緒が不安定になることがある。こうした場合、自分から別の場所へ移動したり、音量の調整や予定を説明してもらうことを他者に依頼したりするなど、自ら刺激の調整を行い、気持ちを落ち着かせることができるようにすることが大切である。

【他の項目との関連】 「視野の障害がある場合」

→P58

自分の見え方に適切に応じて、自分が生活しやすいように環境を調整できるようになる必要がある。自分の見え方の特徴を理解した上で、部屋に置かれたさまざまなものの位置などから自ら触ったり、他者から教えてもらったりしながら確認することが必要である。必要以上に行動が消極的にならないように情緒の安定を図ることも大切である。

【相互に関連付ける項目例】 「2 心理的な安定」、「3 人間関係の形成」、「4 環境の把握」

→P58

(5) 健康状態の維持・改善に関すること。

→P59～P60

障害のため、運動量が少なくなったり、体力が低下したりすることを防ぐために、日常生活における適切な健康の自己管理ができるようにすること。

【具体的指導内容】 「たんの吸引等の医療的ケアを必要とする場合」

→P59

この項目の指導が特に大切である。その際、健康状態の詳細な観察が必要であること、指導の前後にたんの吸引等の医療的ケアが必要なことから、養護教諭や看護師等と十分連携を図って指導を進めることが大切である。

【他の項目との関連】 「心臓疾患の場合」

→P59

病気の状態や体調に応じて生活を自己管理できるようにすることが大切である。心臓疾患の特徴、治療方法、病気の状態、生活管理などについて理解できるようにすること。自分の健康の状態を把握し、日常生活や学習活動の状態をコントロールしたり、自ら進んで医師に相談したりできるようにすることが大切である。

【相互に関連付ける項目例】 「1 健康の保持」、「2 心理的な安定」

→P60

「2 心理的な安定」

(1) 情緒の安定に関すること。

情緒の安定を図ることが困難な幼児児童生徒が、安定した情緒のもとで生活できるようにすること。

【具体的指導内容】 「自閉症のある幼児児童生徒の場合」

他者に自分の気持ちを適切な方法で伝えることが難しい場合自分をたたいてしまったり、他者と不適切なかかわり方をしてしまったりすることがある。

⇒気持ちを落ち着かせることができる場所に移動して、慣れた別の活動に取り組むといった経験を積む。興奮を鎮める方法を知る。様々な感情を表した絵カードやメモなどを用いて自分の気持ちを伝えるなどの手段を身につけられるように指導することが大切である。

「ADHDのある児童生徒の場合」

自分の行動を注意されたときに、反発をして興奮を沈められなくなることがある。自分を落ち着かせるために場所を移動して興奮を静めることや深呼吸するなどを実際に行えるように指導することが大切である。また、注意や集中を持続し安定して学習に取り組むことが難しい場合がある。刺激を統制した環境で集中の仕方や課題への取り組み方を身に着け、学習に落ち着いて参加する態度を育てていくことが大切である。

【他の項目との関連】 「心身症の幼児児童生徒の場合」

心理的に緊張しやすく、不安になりやすい傾向があり、身体面でも様々な症状がある。それらが繰り返されるため強いストレスを感じ、集団に参加することが困難な場合がある。こうした幼児児童生徒が、情緒的な安定を図り、日常生活や学習に意欲的に取り組むことができるようにするためには、教師が病気の原因を把握し、本人の気持ちを理解しようとすることが大切である。「良好な人間関係作りを目指して、集団構成を工夫した小集団で、様々な活動を行ったり、十分にコミュニケーションができるようにしたりすることが重要である。

【相互に関連付ける項目例】「3人間関係の形成」、「6 コミュニケーション」

【学習指導要領】

→P199 ～

【解説自立活動編】

→P60～P62

→P61



→P62

(2) 状況の理解と変化への対応に関すること。

場所や場面の状況を理解して心理的抵抗を軽減したり、変化する状況を理解して適切に対応したりするなど、行動の仕方を身に付けることを意味している。

→P63

【具体的指導内容】 「視覚障害のある幼児児童生徒の場合」

見えなかったり、見えにくかったりして周囲の状況を即座に把握することが難しいため、初めての環境や周囲の変化に対して不安にある。

⇒教師が周囲の状況を説明し、状況を把握するための時間を確保したり、急激な変化を避けて徐々に環境に慣れたりすることが大切である。また、日頃から定位置にある遊具など、移動する可能性の少ないものを目印にして行動したり、必要な情報を得るために身近な人に的確な援助を依頼したりする力などを身につけることが大切である。

→P64

【他の項目との関連】 「自閉症のある幼児児童生徒の場合」

特定の動作や行動に固執したり、同じ話を繰り返したりするなど、次の活動や場面を切り替えることが難しいことがある。これは快適な刺激を得ていたり、自分を落ち着かせようと行動していたりすると考えられる。「3人間関係の形成」「4環境の把握」等の区分に示されている項目とも関連させ、行動を止めるのではなく、納得して次の行動に移ることができるよう指導することが大切である。行動をしても良い時間や回数を決めたり、予定表を書いて確かめたりして、見通しを持って取り組める指導をすることが有効である。

→P64

【相互に関連付ける項目例】 「3人間関係の形成」、「4環境の把握」

(3) 障害による学習上または生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。

自分の障害の状況を理解したり、受容したりして、主体的に障害による学習上または生活上の困難を改善・克服しようとする意欲の向上を図ることを意味している。

→P64～67

【具体的指導内容】 「肢体不自由があるために移動が困難な幼児児童生徒の場合」

手段を工夫し実際に自分の力で移動ができるようになるなど、成就感が持てるような指導を行うことが大切である。特に、障害の状態が重度のため、心理的な安定を図ることが困難な幼児児童生徒の場合、寝返りや腕の上げ下げなど、運動・動作をできるだけ自分で制御するような指導を行うことが自己を確立し、学習上または生活上の困難を改善・克服する意欲を育てることにつながる。

→P65



【他の項目との関連】 「聴覚障害のある幼児児童生徒の場合」

円滑なコミュニケーションができなかったり、音声のみの指示や発話を理解できなかったりするため、人とかかわりや新しい体験に消極的になることがある。などの項目とも関連させ、自分自身の聞こえにくさによって生じる問題解決に積極的に向かう意欲を育てることが重要である。

→P65

【相互に関連付ける項目例】 「1健康の保持」、「4環境の把握」、「6コミュニケーション」

→P66

「3 人間関係の形成」

(1) 他者とのかかわりの基礎に関すること。

人に対する基本的な信頼感をもち、他者からの働き掛けを受け止め、それに
応ずることができるようにすること。

【具体的指導内容】 「重度の障害がある幼児児童生徒の場合」

身近な人と親密な関係を築き、その人との信頼関係を基盤としながら、周囲の人とのやり
とりを広げていくようにすること。

【他の項目との関連】 「視覚障害のある幼児児童生徒の場合」

だれかが話し掛けてきた場面では、自分の顔を相手の声が聞こえてくる方向に向けるよ
うにしたり、相手との距離を意識して声の大きさを調整したりするなどのコミュニケーシ
ョンを図るための基本的な指導を行うこと。

【相互に関連付ける項目例】 「2 心理的な安定」、「6 コミュニケーション」

(2) 他者の意図や感情の理解に関すること。

他者の意図や感情を理解し、場に応じた適切な行動をとることができるよ
うにすること。

【具体的指導内容】 「自閉症のある幼児児童生徒の場合」

生活上の様々な場面を想定し、そこでの相手の言葉や表情などから、相手の立場や相
手が考えていることなどを推測するような指導を通して、他者と関わる際の具体的な方
法を身に付けること。

【他の項目との関連】 「聴覚障害のある幼児児童生徒の場合」

出来事の流れに基づいて総合的に判断する経験を積ませることも必要。その際は、聴
覚活用や読話等の多様なコミュニケーション手段を場面や相手に応じて適切に選択し、
的確に会話の内容を把握すること。

【相互に関連付ける項目例】 「2 心理的な安定」、「4 環境の把握」、「6 コミュニケーシ
ョン」

【学習指導要領】

P199～

【解説自立活動編】

→P67

→P68

→P68

→P68

→P69

→P69

→P69

→P69、P70

(3) 自己の理解と行動の調整に関すること。

自分の得意なことや不得意なこと、自分の行動の特徴などを理解し、集団の中で状況に応じた行動ができるようになること。

→P70

【具体的指導内容】 「知的障害のある幼児児童生徒の場合」

本人が容易にできる活動を設定し、成就感を味わうことができるようにして、徐々に自信を回復しながら、自己に肯定的な感情を高めていくこと。

→P70

「肢体不自由のある幼児児童生徒の場合」

経験が乏しいことから自分の能力を十分に理解できていないことがある。自分でできること依頼して援助を受けることについて、実際の体験を通して理解を促すことが必要である。

→P70

【他の項目との関連】 「自閉症のある幼児児童生徒の場合」

体験的な活動を通して自分の得意なことや不得意なことの理解を促したり、他者の意図や感情を考え、それへの対応方法を身に付けたりする指導を関連付けて行うこと。

→P71

【相互に関連付ける項目例】 「4 環境の把握」

→P71

(4) 集団への参加の基礎に関すること。

集団の雰囲気に合わせてたり、集団に参加するための手順やきまりを理解したりして、遊びや集団活動などに積極的に参加できるようになること。

→P71

【具体的指導内容】 「聴覚障害のある幼児児童生徒の場合」

会話の背景を想像したり、実際の場面を活用したりして、どのように行動すべきか、具体的なやり取りを通して指導すること。

→P72

「LDのある児童生徒の場合」

言葉の意味理解の不足や間違いなどから、会話の背景や経過を類推することが難しく、そのため集団に積極的に参加できないことがある。あらかじめ小集団の中で友達同士の言い回しや分からない時の訪ね方を学習しておくことなどが必要である。

→P72

【他の項目との関連】 「ADHDのある幼児児童生徒の場合」

ルールを少しずつ段階的に理解できるように指導したり、ロールプレイによって適切な行動を具体的に指導したりすること。また、遊びへの参加方法が分からないときの不安を鎮める方法を指導する。

→P72

【相互に関連付ける項目例】 「2 心理的な安定」、「6 コミュニケーション」

→P72

「4 環境の把握」

(1) 保有する感覚の活用に関すること。

視覚、聴覚、触覚、嗅覚、固有覚、前庭覚などの感覚を活用することを意味している。

※固有覚：筋肉や関節の動きなどから身体の情報を受け取る感覚

※前庭覚：重力や動きの加速度を感知する感覚。姿勢のコントロールに関与している。

【具体的指導内容】 「視覚障害のある児童生徒の場合」

理科の実験において化学変化の様子がにおいでわかることもあるので、様々なにおいを体験したり、知っているにおいを言葉で表現したりできるように、様々な機会に指導する。

【他の項目との関連】 「重度重複の児童生徒の場合」

視覚、聴覚、触覚と併せて、姿勢の変化や筋、間接の動きなどを感じ取る固有覚や前庭覚を活用できるようにすることも考慮する必要がある。個々の感覚の状態とその活用の仕方を的確に把握した上で、保有する感覚で受け止めやすいように情報の提示の仕方を工夫することが大切。

【相互に関連付ける項目例】 「5 身体の動き」、「6 コミュニケーション」

(2) 感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。

情報を適切に処理し、感覚の過敏さや認知の偏りなどの特性を理解し、適切に対応できるようにすることを意味している。

【具体的指導内容】 「自閉症のある児童生徒の場合」

障害のある場合、視覚、聴覚、触覚、嗅覚、固有覚、前庭覚等を通してとらえた情報を適切に理解することが困難であったり、特定の音や光に過敏に反応したりする場合があります。特定の音や身体接触や衣服の材質等に不快感を抱くことがあるので、不快なものを自ら避けたり、理由や意図を知らせたり、少しずつ慣れるように指導する。

【他の項目との関連】 「脳性まひの児童生徒の場合」

文字や図形を正しくとらえることが困難な場合、話し言葉で説明したり、苦手な運動を行う場合に「できた」という経験と自信を持てるようにし、自己を肯定的にとらえるようにすることも大切である。

【相互に関連付ける項目例】 「5 身体の動き」、「2 心理的な安定」、「3 人間関係の形成」

【学習指導要領】

P199～

【解説自立活動編】

→P72～P83

→P73

→P74

→P74

→P75

→P75

→P76

→P77

(3) 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。

状況を把握しやすくするために補助機器の活用や他の感覚や機器での代行が的確にできるようにすることを意味している。

【具体的指導内容】 「視覚障害のある児童生徒の場合」

遠用・近用などの弱視レンズや拡大読書器、タブレット型端末などの効果的な活用できるように指導する。

【他の項目との関連】 「弱視のある児童生徒の場合」

遠用・近用などの各種の弱視レンズを使いこなすための指導を行うことが大切である。思春期になり弱視レンズの着用をためらうことがあるので、障害への理解を図り、障害による困難な状態を改善・克服する意欲を喚起する必要がある。保有する資格を用いて各種の弱視レンズなどを活用したり、他の感覚や危機で代行したりする必要がある。

【相互に関連付ける項目例】 「5 身体の動き」、「2 心理的な安定」

(4) 感覚を統合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること。

感覚器官やその補助及び代行手段を総合的に活用し、情報収集し環境の状況を把握したりして的確な判断や行動ができるようにすることを意味している。

【具体的指導内容】 「視覚障害のある児童生徒の場合」

白杖を用い一人で市街を歩くときに、白杖や足下からの情報、周囲の音、太陽の位置、におい等、様々な感覚を通して得られる情報を総合的に活用できるように指導する。

【他の項目との関連】 「聴覚障害のある児童生徒の場合」

聴覚に障害があることにより、背後や外の様子等、周囲の状況を的確に把握できにくいことがある。感覚を総合的に活用し、周囲の状況や人の気持ち、今後の展開等を推察する力をつける指導を行う必要がある。

【相互に関連付ける項目例】 「3 人間関係の形成」、「4 環境の把握」、「6 コミュニケーション」

(5) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。

ものの機能や属性、形、色、音の変化、空間・時間等の概念の形成を図り、認知や行動の手掛かりとして活用できるようにすることを意味している。

【具体的指導内容】 「ADHD や自閉症の児童生徒の場合」

活動の終了時刻で終わられるように、活動の流れ、時間を視覚的に捉えられるようにスケジュールや時計を提示して、活動が時間により区切られていることを理解できるようにし、残り時間を確認しながら優先順位をつけて適切な段取りが整えられるように指導する。

【他の項目との関連】 「肢体不自由のある児童生徒の場合」

ものの機能や属性、形、色、音を分類する基礎的な概念の形成を図ることが難しいことがある。上肢操作や手指動作のぎこちなさ、見えにくさや聞こえにくさなどを有している。基礎的な概念を形成していく必要がある。

【相互に関連付ける項目例】 「4 環境の把握」、「5 身体の動き」、「6 コミュニケーション」

【解説自立活動編】

→P77～P79

→P77

→P78

→P78

→P79～P81

→P79

→P80

→P80

→P81～P83

→P82

→P83

→P83

「5 身体の動き」

(1) 姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。

日常生活に必要な姿勢保持や上肢・下肢の運動・動作の改善及び習得、関節の拘縮や変形の予防、筋力の維持・強化を図ることなどの基本的技能に関することを意味している。

【具体的指導内容】 「肢体不自由のある幼児児童生徒の場合」

全身又は身体各部位の筋緊張が強すぎる場合、その緊張を弛めたり、弱すぎる場合には、適度な緊張状態をつくりだしたりするような指導が必要である。一方、筋ジストロフィー等の場合、関節拘縮や変形予防のための筋力の維持を図る適度な運動が必要である

【他の項目との関連】 「ADHD のある幼児児童生徒の場合」

身体を動かすことに関する指導だけでなく、姿勢を整えやすいような机やいすを使用することや、姿勢保持のチェックポイントを自分で確認できるような指導を行うことが有効な場合がある。

【相互に関連付ける項目例】 「2 心理的な安定」「4 環境の把握」

(2) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。

姿勢の保持や各種の運動・動作が困難な場合、様々な補助用具等の補助的手段を活用してこれらができるようにすることを意味している。基本動作の改善及び習得を促進し、日常生活動作や作業動作の遂行を補うためには、いろいろな補助的手段を活用する必要がある。この補助的手段の活用に関する指導内容には、各種の補助用具の工夫とその使用法の習得も含まれている。

【具体的指導内容】 「幼児児童生徒が補助用具を必要とする場合」

目的や用途に応じて適切な用具を選び、十分使いこなせるように指導する必要がある。また、発達の段階を考慮しながら、補助用具のセッティングや収納の仕方を身に付けたり、自分に合うように補助用具を調整したりすることを指導することも大切である。

【他の項目との関連】 「障害が重度で重複している幼児児童生徒の場合」

頭を上げ、背筋を伸ばし、身体を起こした状態を維持するために、幼児児童生徒が視覚や触覚などを積極的に活用するように、教材・教具や環境の設定を工夫することが大切である。内の項目

【相互に関連付ける項目例】 「5 身体の動き」、「4 環境の把握」

(3) 日常生活に必要な基本動作に関すること。

食事、排泄、衣服の着脱、洗面、入浴などの身辺処理及び書字、描画等の学習のための動作などの基本動作を身に付けることができるようにすることを意味している。

日常生活に必要な基本動作を身に付けるには、姿勢保持、移動、上肢の諸動作といった基本動作が習得されていることが必要であり、座位、立位を保持しながら、上肢を十分に動かすことができることがその基礎になる。

【学習指導要領】

→P199

【解説自立活動編】

→P83～P84

→P84

→P85

→P85

→P85～P86



→P86

→P86

→P86

→P86～P88

【具体的指導内容】 「運動・動作が極めて困難な幼児児童生徒の場合」
日常生活に必要な基本動作のほとんどを援助に頼っている場合が多い。援助を受けやすい姿勢や手足の動かし方を身に付けることを目標として、指導を行うことが必要である。

【解説自立活動編】
→P87

【他の項目との関連】 「知的障害のある幼児児童生徒の場合」
意欲的に活動に取り組み慣れていけるよう、興味や関心がもてる内容や課題を工夫し、使いやすい適切な道具や素材に配慮することが大切である。

→P87

【相互に関連付ける項目例】 「4 環境の把握」

(4) 身体の移動能力に関すること。

自力での身体移動や歩行、歩行器や車いすによる移動など、日常生活に必要な移動能力の向上を図ることを意味している。

→P88～P89

【具体的指導内容】 「視覚障害のある幼児児童生徒の場合」
発達の段階に応じて、伝い歩きやガイド歩行、基本的な白杖の操作技術、他者に援助を依頼する方法などを身に付けて安全に目的地まで行けるように指導することが重要である。

→P88

【他の項目との関連】 「肢体不自由のある幼児児童生徒の場合」
目的地まで一人で移動できるようになるためには、移動能力のほか様々な状況に対する確かな判断力を身に付ける必要がある。車いすを利用して外出する場合、操作に慣れるとともに、目的地まで操作し続けるための体力がなければならない。それに加えて、目的地までの距離や段差の状況などを調べ、自分の車いすを操作する力を考慮して一人で行けるかどうかを判断し、難しい場合には援助者を探して依頼することが必要となる。

→P89

【相互に関連付ける項目例】 「4 環境の把握」、「6 コミュニケーション」

(5) 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。

作業に必要な基本動作を習得し、その巧緻性や持続性の向上を図るとともに、作業を円滑に遂行する能力を高めることを意味している。作業に必要な基本動作を習得するためには、姿勢保持と上肢の基本動作の習得が前提として必要である。また、作業を円滑に遂行する能力を高めるためには、両手の協応や目と手の協応の上に、正確さや速さを維持し、条件が変わっても持続して作業を行うことができるようにする必要がある。

→P89

→P90～P91



【具体的指導内容】 「ADHD や自閉症のある幼児児童生徒の場合」
目的に即して意図的に身体を動かしたり、手足の簡単な動きから段階的に高度な動きを指導したりすることが必要である。また、手指の巧緻性を高めるためには、興味や関心をもっていることを生かしながら、道具等を使って手指を動かす体験を積み重ねることが大切である。

→P90

【他の項目との関連】 「知的障害のある幼児児童生徒の場合」
粗大な運動・動作には問題は見られないものの、細かい手先を使った作業の遂行が難しかったり、その持続が難しかったりすることがある。手遊びやビーズなどを仕分ける活動、ひもにビーズを通す活動など、幼児児童生徒が両手や目と手の協応動作などができるように指導することが大切である。その際、単に訓練的な活動とならないよう、興味や関心のもてる内容や課題を工夫し、楽しんで取り組めるようにしたり、ものづくりをおして、他者から認められ、達成感が得られるようにしたりするなど、意欲的に取り組めるようにすることが大切である。

→P91

【相互に関連付ける項目例】 「4 環境の把握」

→P91

「6 コミュニケーション」

(1) コミュニケーションの基礎的能力に関すること。

幼児児童生徒の障害の種類や程度，興味・関心等に応じて，表情や身振り，各種の機器などを用いて意思のやり取りが行えるようにするなど，コミュニケーションに必要な基礎的な能力を身につけること。

【**具体的指導内容**】 「知的障害のある幼児児童生徒の場合」

自分の気持ちや要求を適切に相手に伝えられなかったり，相手の意図が理解できなかったりしてコミュニケーションが成立しにくいことがある。自分の気持ちを表した絵カードを使ったり，簡単なジェスチャーを交えたりするなど，認知発達や社会性の育成を促す学習などを通して，自分の意図を伝えたり，相手の意図を理解したりして適切なかかわりができるように指導することが大切である。

【**他の項目との関連**】 「知的障害のある幼児児童生徒の場合」

欲しいものを要求する場面などで，ふさわしい身振りなどを指導したり，発声を要求の表現となるよう意味付けたりするなど，様々な行動をコミュニケーション手段として活用できるようにすることが大切である。

【**相互に関連付ける項目例**】 「3 人間関係の形成」「5 身体の動き」

(2) 言語の受容と表出に関すること。

話し言葉や各種の文字・記号等を用いて，相手の意図を受け止めたり，自分の考えを伝えたりするなど，言語を受容し表出することができるようにすることを意味している。

【**具体的指導内容**】 「脳性まひの幼児児童生徒の場合」

言語障害を伴うことがあるが，その多くは意思の表出の困難である。内言語や言葉の理解には困難がないが，話し言葉が不明瞭であったり短い言葉を伝えるのに相当な時間がかかったりすることがある。こうした場合には，発語機能の改善を図るとともに，文字の使用や補助的手段の活用を検討して意思の表出を促すことが大切である。

【**他の項目との関連**】 「ADHDのある幼児児童生徒の場合」

教師との個別的な場面や安心できる小集団の活動の中での経験の積み重ねや，ゲームなど楽しみながらの繰り返しのことばのやりとりを通して適切な表現の方法が身に付けられるようにしていくことが大切である。また，体の動きを通して気持ちをコントロールする力を高めること，人と会話するときのルールやマナーを明確にして理解させること，会話中に相手の表情を気にかけることなどを指導することが大切である。

【**相互に関連付ける項目例**】 「2 心理的な安定」「3 人間関係の形成」「4 環境の把握」

(3) 言語の形成と活用に関すること。

コミュニケーションを通して，事物や現象，自己の行動等に対応した言語の概念の形成を図り，体系的な言語を身に付けることができるようにすることを意味している。

【学習指導要領】

→P199

【解説自立活動編】

→P92～P102

→P93

→P93

→P94

→P94

→P94

→P95

→P95

【具体的指導内容】 「言語発達に遅れのある幼児児童生徒の場合」

語彙が少ないため自分の考えや気持ちを的確に言葉にできないことや相手の質問に的確に答えられないことなどがある。興味・関心に応じた教材を活用し、語彙を増やしたり、言葉のやりとりを楽しんだりすることが必要である。絵画や造形活動、ごっこ遊びや模倣を通して、やりとりの楽しさを知り、コミュニケーションの基礎的能力に関する項目と関連付けて具体的な指導内容を設定することが大切である。

【解説自立活動編】

→P96

【他の項目との関連】 「言語発達に遅れのある幼児児童生徒の場合」

コミュニケーションを通して適切な言語概念の形成を図り、体系的な言語を身に付けるようにすることが大切である。

→P97

【相互に関連付ける項目例】 「2 心理的な安定」「3 人間関係の形成」

→P97

(4) コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。

話し言葉や各種の文字・記号、機器等のコミュニケーション手段を適切に選択・活用し、他者とのコミュニケーションが円滑にできるようにすることを意味している。

→P97

【具体的指導内容】 「聴覚障害の幼児児童生徒の場合」

どのような手段を用いてコミュニケーションを適切かつ円滑に行うのかを考えるに当たっては、それぞれの手段のもつ特徴と、障害の状態や発達の段階等とを考慮することが大切である。さらに、状況に応じて主体的にコミュニケーション手段の選択と活用を図るようになるためには、そのコミュニケーション手段を用いることで、人とのやりとりがより円滑になる体験を積む機会を設けたり、体験を通して考え、相手に伝わりやすい手段や伝え方を用いて伝えようとする機会を設けたりすることが大切である。

→P98

【他の項目との関連】 「聴覚障害の幼児児童生徒の場合」

コミュニケーション手段の選択・活用 に当たっては、聴覚障害の状態や発達の段階、進路希望等の本人の意思、保護者の考え等を総合的に勘案し、本人のもっている可能性を最大限に生かして、将来の自立や積極的な社会参加を目指した指導内容・方法の工夫を行うことが大切である。

→P100

【相互に関連付ける項目例】 「1 健康の保持」「2 心理的な安定」「3 人間関係の形成」「4 環境の把握」

→P100

(5) 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

コミュニケーションを円滑に行うためには、伝えようとする側と受け取る側との人間関係や、そのときの状況を的確に把握することが重要であることから、場や相手の状況に応じて、主体的にコミュニケーションを展開できるようにすることを意味している。

→P100

【具体的指導内容】 「自閉症のある幼児児童生徒の場合」

会話の内容や周囲の状況を読みとることが難しい場合があるため、状況にそぐわない受け答えをすることがある。そこで、相手の立場に合わせた言葉遣いや場に応じた声の大きさなど、場面にふさわしい表現方法を身に付けることが大切である。なお、その際には、実際の生活場面で、状況に応じたコミュニケーションを学ぶことができるような指導を行うことが大切である。

→P101

【他の項目との関連】 「自閉症のある幼児児童生徒の場合」

適切に報告したり相談したりする力を育てるには、援助を求めたり依頼したりするだけでなく、必要なことを伝えたり、相談したりすることが難しいことがある。また、自分のコミュニケーションの傾向を理解していくことも重要である。

→P102

【相互に関連付ける項目例】 「2 心理的な安定」「3 人間関係の形成」

→P102

- 5 自立活動の指導では、専門的な知識や技能を有する教師を中心として、全教師の協力の下に効果的に行われるようにするものとする。
- 6 児童又は生徒の障害の状態等により、必要に応じて、専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めるなどして、適切な指導ができるようにするものとする。



神奈川県立特別支援学校では、自立活動教諭（専門職）、自立活動教諭（看護師）、非常勤看護師を配置しています。

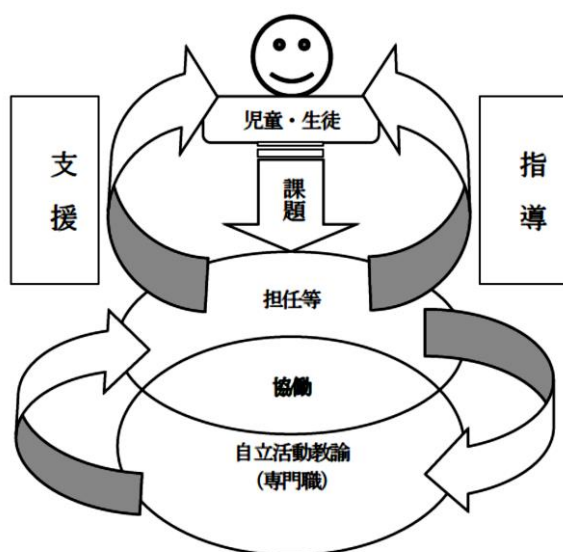
自立活動教諭（専門職）とは

理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）、心理職

- ① 自立活動の指導への指導助言
- ② 個別教育計画の作成・評価への参加等
- ③ 地域の小・中学校等への巡回相談等による教育相談への対応

自立活動教諭（看護師）とは

- ① 担当医の指示に基づく、児童・生徒等に対する医療ケア等の実施に関すること
- ② 医療ケア等を安全かつ衛生的に実施するための感染予防および環境整備に関すること
- ③ 緊急的な対応が必要な場合における養護教諭および管理職の下に行う、専門的見地による適切な対応に関すること



チームによる支援（イメージ図）

※参考資料：神奈川の支援教育関連資料—神奈川県ホームページ参照

～「自立活動教諭（専門職）の手引き～平成28年度版～

～「協働支援チーム宣言」～

自立活動の内容(例示の一覧)

は解説のページ数を示す

	項目	具体的指導内容例と留意点	他の項目との関連例
1 健康の保持	(1)生活のリズムや生活習慣の形成に関する事	重度で重複,視覚障害,自閉症,ADHD	重度で重複
	(2)病気の状態の理解と生活管理に関する事	糖尿病,二分脊椎,進行性疾患,うつ病,口蓋裂,てんかん,小児がんの経験	てんかん
	(3)身体各部の状態の理解と養護に関する事	視覚障害,聴覚障害,下肢切断によって義肢	筋ジストロフィー
	(4)障害の特性の理解と生活環境の調整に関する事	吃音,自閉症,LD,ADHD	視野の障害,聴覚障害
P51	(5)健康状態の維持・改善に関する事	重度で重複,医療的ケアが必要,知的障害や自閉症	心臓疾患
2 心理的な安定	(1)情緒の安定に関する事	白血病,自閉症,ADHD,LD,障害が重度で重複	心身症
	(2)状況の理解と変化への対応に関する事	視覚障害,選択制かん黙,自閉症	視覚障害,自閉症
P60	(3)障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事	筋ジストロフィー,肢体不自由,LD,心理的な安定困難	聴覚障害,吃音,知的障害,LD
3 人間関係の形成	(1)他者とのかかわりの基礎に関する事	重度の障害,自閉症	視覚障害
	(2)他者の意図や感情の理解に関する事	自閉症,視覚障害	聴覚障害,白血病
	(3)自己の理解と行動の調整に関する事	知的障害,肢体不自由,ADHD	自閉症
P67	(4)集団への参加の基礎に関する事	視覚障害,聴覚障害,LD	ADHD
4 環境の把握	(1)保有する感覚の活用に関する事	視覚障害,聴覚障害,肢体不自由,重度で重複	重度で重複
	(2)感覚や認知の特性への対応に関する事	視覚障害,自閉症,ADHD	脳性まひ,ぎこちない動き
	(3)感覚の補助及び代行手段の活用に関する事	視覚障害,聴覚障害,自閉症	弱視
	(4)感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関する事	視覚障害,聴覚障害,知的障害,LD	聴覚障害,肢体不自由
P72	(5)認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事	視覚障害,肢体不自由,知的障害,自閉症,ADHD,LD	聴覚障害,肢体不自由
5 身体の動き	(1)姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事	肢体不自由,筋ジストロフィー,視覚障害	ADHD
	(2)姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事	補助用具を必要とする場合	重度で重複
	(3)日常生活に必要な基本動作に関する事	運動・動作が極めて困難	知的障害,LD
	(4)身体の移動能力に関する事	視覚障害,筋力が弱い,心臓疾患,運動・動作が極めて困難	肢体不自由
P83	(5)作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事	肢体不自由,ADHD	自閉症,知的障害
6 コミュニケーション	(1)コミュニケーションの基礎的能力に関する事	重度で重複,聴覚障害,言語発達に遅れ,知的障害	知的障害,知的と自閉症
	(2)言語の受容と表出に関する事	脳性まひ,聴覚障害,構音障害	自閉症,ADHD
	(3)言語の形成と活用に関する事	重度,聴覚障害,言語発達に遅れ,視覚障害,LD	言語発達に遅れ
	(4)コミュニケーション手段の選択と活用に関する事	音声言語の表出困難,視覚障害,弱視,聴覚障害,知的障害,肢体不自由,進行性の病気,自閉症,LD	聴覚障害
P92	(5)状況に応じたコミュニケーションに関する事	視覚障害,LD,自閉症	選択性かん黙,入院中である,自閉症

実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの例示（障害種別）

障害の種類・程度や状態等		事例の概要	解説の掲載ページ
視覚障害	視力の程度は両眼とも光覚である。	学校近辺の安全な道路における白杖を用いた歩行指導	P128
聴覚障害	重度で人工内耳を装用	人工内耳を手術した幼児に対し、やり取りをする力をはぐくむための指導	P132
知的障害	言葉による意思疎通が困難 日常生活面など一部支援が必要	学習場面の中で落ち着いて順番を待ったり、ルールを守ったりすること等の社会性の獲得を目指した指導	P136
肢体不自由	高等学校に準ずる各教科を学習し、移動は電動車椅子と自走用車椅子を併用している。	障害者用トイレでの一連の動作等を円滑に行い、一人で排泄を済ませることを目指した指導事例	P140
病弱	学校生活への不適應により不登校となる。心身症による身体症状が見られるため、入院して特別支援学校（病弱）に転校	自己理解を深め、自尊感情を高めることを目指した指導	P144
言語障害	吃音	吃音への不安等を抱える児童に対し、吃音について知り、不安等を軽減することを意図した指導	P148
自閉症、知的障害	言葉でのやり取りはできるが、他者の意図や感情の理解に困難さがみられる。	他者とのコミュニケーションを苦手としている生徒に、やり取りの仕方を指導した事例。	P152
学習障害	読み書き障害	学習上の困難を改善・克服するための方法を知り、その方法に習熟し使えるようにするための指導	P156
注意欠陥多動性障害	衝動性等により学級のルール等を守ることが苦手である。	集団の中における感情や行動を自分でコントロールする力を高めるための指導	P160
高機能自閉症	知的発達に遅れはなく、他者の意図や感情の理解が苦手である。	人との関わりへの自信と意欲を取り戻し、コミュニケーションの力を高める指導	P164
盲ろう	知的障害を併せ有する盲ろう	身振りサインなどを用いて教師とやり取りができるようにするための指導	P168

おわりに

これから子ども達を取り巻く世の中の状況はどのようになっているのでしょうか。10年20年先には、現在ある職業のほとんどはICTの進歩によりほとんどの業態で仕事がなくなるともいわれています。そのような将来を見据えたキャリア教育とはどのようにしていくのでしょうか。私たち教員は、保護者や地域社会と協力して、子ども達の未来を保証していかなくてはなりません。

これまでも学習指導要領は、ほぼ10年ごとに文部科学大臣の諮問を受けて改定に向けた作業が始まっています。今回は日本が障害者の権利に関する条約に批准して最初の改訂です。今回の改定に向けた諮問は、これまでより1年早く始まり論点整理が丁寧に行われました。

今回の学習指導要領には総則の前に「前文」を新たに加え、学習指導要領の意義を明確に示されています。その中で学習指導要領の果たす役割とは、公の性質を有する学校の教育水準を全国的に確保することであると示されています。

学校教育に何が求められているのか、社会に開かれた教育課程の社会とは何を意味しているのか、生きる力を育むために、どのように教育課程を編成すればよいのか。そのようなことを感じながらも、学習指導要領の解説のページ数と文字量の膨大さには、驚きながら、読み込む時間が不足しているのではないのでしょうか。

この手引きは、今回の学習指導要領改訂の大枠が理解できるように、項目ごとできるだけ見開き2ページで見やすく概要の解説を示しました。もっと詳しく知りたい場合には学習指導要領や解説の該当ページを示したので、部分的にでもよいので原本を読み込んでほしいと考えます。

最後に、教育課程研究会委員として、手引きの作成・執筆分担をいただいた皆様には、忙しい中ご協力いただいたことを心より感謝いたします。

平成31年3月

平成30年度県立特別支援学校教育課程研究会会長

(神奈川県立みどり養護学校長)

鈴木善之

平成 30 年度県立特別支援学校教育課程研究会 委員名簿

	氏名	学校名	職名
会長	鈴木 善之	神奈川県立みどり養護学校	校長
部会長	篠原 朋子	神奈川県立三ツ境養護学校	副校長
	山崎 明久	神奈川県立秦野養護学校	副校長
	山崎 嘉信	神奈川県立麻生養護学校	教頭
委 員	鈴木 剛	神奈川県立平塚盲学校	総括教諭
	油野 和広	神奈川県立平塚ろう学校	総括教諭
	金子 悦子	神奈川県立鶴見養護学校	総括教諭
	浅井 邦臣	神奈川県立横浜南養護学校	総括教諭
	小澤 京子	神奈川県立保土ヶ谷養護学校	総括教諭
	村山 哲也	神奈川県立みどり養護学校	総括教諭
	土井下 征子	神奈川県立瀬谷養護学校	総括教諭
	濱田 香弥	神奈川県立三ツ境養護学校	総括教諭
	吉田 智美	神奈川県立中原養護学校	総括教諭
	柏木 亨	神奈川県立高津養護学校	総括教諭
	大塚 崇志	神奈川県立武山養護学校	総括教諭
	守屋 昌代	神奈川県立平塚養護学校	総括教諭
	野中 裕美	神奈川県立湘南養護学校	総括教諭
	川口 隆	神奈川県立鎌倉養護学校	総括教諭
	今村 政司	神奈川県立藤沢養護学校	総括教諭
	窪田 譲	神奈川県立小田原養護学校	総括教諭
	菅沼 良安	神奈川県立茅ヶ崎養護学校	総括教諭
	坂戸 博子	神奈川県立相模原養護学校	総括教諭
	渡辺 文	神奈川県立秦野養護学校	総括教諭
	大内 久隆	神奈川県立伊勢原養護学校	総括教諭
	河又 洋二	神奈川県立座間養護学校	総括教諭
	福田 典子	神奈川県立津久井養護学校	総括教諭
	坂梨 尚美	神奈川県立麻生養護学校	総括教諭
	角 玲子	神奈川県立金沢養護学校	総括教諭
	福井 佳世子	神奈川県立岩戸養護学校	総括教諭
	佐々木 由紀子	神奈川県立相模原中央支援学校	総括教諭
	山岸 誠治	神奈川県立横浜ひなたやま支援学校	総括教諭
	荒井 佑輔	神奈川県立えびな支援学校	総括教諭
	安藤 斐香	神奈川県立総合教育センター 特別支援教育推進課	指導主事
	事務局	茂内 俊郎	神奈川県教育委員会特別支援教育課
高橋 洋之		神奈川県教育委員会特別支援教育課	指導担当主事

神奈川県立特別支援学校 幼稚部、小学部、中学部
教育課程編成の手引き

編集 平成 30 年度県立特別支援学校教育課程研究会
発行 神奈川県教育委員会

平成 31 年 3 月

